



わりました。

○義家委員長 この際、お諮りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として、警察庁長官官房総括審議官櫻澤健一君、警察庁長官官房審議官檜垣重臣君、法務省大臣官房政策立案室総括審議官竹内努君、法務省刑事局長川原隆司君、法務省矯正局長大橋哲君、法務省保護局長今福章二君、文部科学省大臣官房審議官蝦名喜之君及び厚生労働省大臣官房審議官大坪寛子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○義家委員長 次に、お諮りいたします。本日、最高裁判所事務総局人事局長徳岡治君及び家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○義家委員長 これより原案及び修正案を一括し質疑の申出がありますので、順次これを許します。屋良朝博君。

○屋良委員 おはようございます。立憲民主党の屋良朝博でございます。  
まずは、原案について質問をさせていただきま  
す。冒頭ですけれども、お配りした資料の一ページで、事例と書いてあるものがあります。具体的な事例、私は、知り合いの弁護士さんに、何か、今回の中止案で懸念されるような事例というのはな  
いものかということを問い合わせたところ、こういふことを教えていただきまして、それを私が、

ヒアリングしたものに基に書き出したのですけ  
れども、取りあえず読み上げてみます。

十八歳の少年のケースでございます。

幼少期から父親からの体罰を受け、親への反発

が強く、中学生より家出を繰り返すようになる。

飲酒、喫煙、深夜徘徊、怠学などによる補導歴多

数あり。高校入学後、中退。十七歳のとき、バイ

クやバイク部品の窃盗、無免許運転で逮捕。少年

鑑別所入所を経て、家裁での少年審判。保護観察

処分を受ける。その後、建設作業員として働いた

が、不安定な生活が続いている。十八歳のとき、

地元の先輩に誘われ、公園で飲酒中、先輩から

スパーーで酒を盗もうと誘われ、加担。スパーー

で酒を服の中に入れて店を出た際、私服警備員に

声をかけられ、とがめられる。少年は、とつさに

その場から逃げようとして、私服警備員を押し倒

したところ、私服警備員は転倒し、擦過傷を負つ

た。少年は、強盗致傷罪で逮捕、勾留され、家裁

送致、少年鑑別所入所。家裁での少年審判で少年

院送致処分を受けたというふうな事例でございま

す。

この事例に基づき、私は、二つのテーマで確認

をさせていただきたいと思つております。

まずは、事件の事実認定をどのようにしていく

のかということです。もう一つは、執行猶予が推

定される原則逆送事案について、それをどう対応

していくのか。恐らく、これは事後強盗に類する

ものだと思いますので、これまでかなり議論が

なってきたことだというふうに承知しております。

○屋良委員長 おはようございます。立憲民主党の

屋良朝博でございます。

まずは、原案について質問をさせていただきま

す。屋良朝博君。

○屋良委員 おはようございます。立憲民主党の

屋良朝博でございます。

れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をした場合に成立するとされております。

その暴行、脅迫の要件につきましては、通常の

強盗罪、これから財物を取ろうとする強盗罪にお

けるものと同様に、相手方の反抗を抑圧するに足

りる程度のものであることを要すると言われてお

ります。すなわち、ただ暴行を用いただけで直ちに事後強盗罪になるのではなく、その暴行、ある

いは脅迫も事後強盗罪になりますが、その程度が

相手方の反抗を抑圧する、相手方の反抗を抑え込

むという程度に足りるものであることを必要とさ

れております。

委員、先ほど、けがをしたということに言及さ

れましたが、けがをした場合は、今私が

御説明申し上げたのは事後強盗罪というものでございまして、その結果、被害者がけがをいたしま

すと、事後強盗致傷罪ということになりますし、

通常の事後強盗罪よりも重なりますが、あえて申し上げますと、けがをしたかどうかということ

と、基本的な形である事後強盗罪が成立するかど

うかということは関係がございません。事後強盗

罪が成立するかどうかは、暴行、脅迫のその程度

の問題でございます。その基本的な事後強盗罪が

成立した後に、被害者のけがという結果が生じて

いるならば事後強盗致傷罪という、事後強盗罪よ

りも罪の重い犯罪が成立するという関係になると

ころでございます。

○屋良委員 そうすると、やはり、犯情といいう

か、どういうふうな状態でそれが起きたのか、そ

れが被害者に与えた状態というのが判断基準に

なっていくというふうな一般的な解釈でよろしい

んですかね。では、お願いします。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

一般的な解釈ということでは、委員がおつしや

ったように、暴行、脅迫の程度がどうかといいう

ことございます。

ただ、これは実務的にといいますか、実際の事

とか、今度は犯人側の状況とか、いろいろなものがございまして、具体的な事実認定としては、事案事案でございます。

検察当局におきましては、個々の事案におきまして適切に判断を行つてあるところでございまして、ちょっとと実務的なことを御説明いたしま

と、この事後強盗罪といいますか、窃盗犯人が逃げたときに、あるいは暴行を振るうという例はよ

くございます。これは事後強盗罪になるかという

のはまさに争点になるところでございまして、か

なりの件数、そういう事件を検察が処理いたしまして、それが事後強盗罪になるのか、窃盗プラス

暴行になるのかによつて、それは刑が違つてしま

りますので、被告人、弁護人側も、この点は事案

によっては争点としてまいります。

したがいまして、検察官は、先ほども申し上げ

たように、具体的な状況において、反抗を抑圧す

る程度に達しているか否かという判断を慎重に

行つた上で、これまでも処理しているところでございまして、この点については今後も引き続き適

切に処理をしていくものと承知しております。

○屋良委員 なるほど。なるほどと言つてしまいましたが、よく分からんんですね。

やはり、窃盗罪か、それが傷害がプラスで窃盜

傷害かで、強盗なのか、事後強盗なのかという線

引きというのは、やはりケース・バイ・ケース

で、検察も非常に細心の注意を払つて事実認定を

していくことだというふうに今改めて印象を持ちました。

ただ、今回の少年法改正で、特定少年にとつて、逆送対象になるか否かのとても大きなポイントになるというふうな印象を受けておりまして、

委員長を始め、この間、本委員会で家裁見学に参

加させていただきましたが、そのときに確認

できたのは、犯罪事実について、検察が提出し

た資料に基づき家裁審判することである。しか

し、少年は供述が曖昧だつたり、質問に引つ張ら

れたりする傾向があるため、よりきめ細かな配慮

が裁判では必要であるというふうな説明をいただ

きました。

そうした現状を認識した上で確認したいのですけれども、原則逆送事件が増えて、推知報道も解禁になるわけですから、保護処分の判断とはまるで違う重みを持つことになると考えられます。供述が曖昧とされる少年による証言の信憑性を、家庭裁判所はどのように確認していくつもりなのか、これは実務に関することになりますけれども、御説明ください。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

家庭裁判所はどのよう確認していくつもりなのか、これは実務に関することになりますけれども、御説明ください。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

家庭裁判所はどのよう確認していくつもりなのか、これは実務に関することになりますけれども、御説明ください。

非行事実についての確認というのは、現行の実務でも非常に重要なポイントであることは間違いないかと存じます。

その上でございますけれども、家庭裁判所におきましては、まず、少年の話をよく聞くということもございますし、また、一定の非行事実の確認に必要な場合、否認事件などにおいて、一定の罪の事件について非行事実を認定するために必要であるというふうに認める場合には、審判手続に検察官を関与させることができるともされており

ところでございます。この場合には、弁護士である付添人も審判手続に関与することとなり、これらの者の関与による証拠の収集、吟味における多角的視点を得て、家庭裁判所が非行事実の存否を検討することとなるところでございます。

○屋良委員 家裁の調査官がどこまで事実認定を行なうかということが一つ注目点になろうかと思うんですね。現行制度の体制の見直しとか、体制強化が必要になるんじゃないのかなというふうなことを、単純に見学したときに思つたんですけれども、その辺の懸念はありませんか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

家庭裁判所の調査というのが少年事件における調査のみでなく、裁判官による審判廷における審理、判断というところもございますし、そのよ

委員御指摘のとおりでございます。

その上で申し上げますと、家庭裁判所調査官による調査、現行法の下でも非常にしつくりと十分にやつているところでございます。具体的に申し上げますと、現行の実務と同様に、非行の態様とか結果ばかりでなく、少年の資質、環境など、少年の問題性について十分に調査を尽くすということになるところでございます。

ただ、申し上げておりますように、現行法の下でも十分にしつかりやつているところでございますので、その点については変わりがないというふうに考えております。

○屋良委員 一つ確認なんですけれども、非行の事実の資料というのは検察が送ってきたものを参考にしていると、それで、調査官はこの少年に合った保護処分を考えいくというのが一般的な家裁の役割だということになつていて理解しておりますけれども、そこに原則逆送というのが来て、冒頭、刑事局長からも御説明いただきましたけれども、強盗なのか、窃盗なのか、様々な状況の中で、被害者に与えたダメージの軽重だと、そういうふたものも、いろいろな様々なものを判断していくしかないといけないということの役割が多分これから家裁にも付加されていくだろう、与えられしていくんだろうというふうに考えるわけですね。

だから、これまでにも十分やつてあるからこれからも大丈夫ですよということでは、ちょっと家裁の役割というものがこれから少し変わつていくような気がするんですね、新しい法律で。その辺をどう受け止めているのかということを私は知りたいんです。もし、お答えがあるのであれば、教えてください。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

非行事実の確認、判断、そこについての重要性というものは今までと変わりがないところでございますが、この点につきましては、家裁調査官による調査のみでなく、裁判官による審判廷における

うな意味を含めまして、今後、この法案が成立した折に、より一層慎重に検討すべきではないかと

いう御指摘かとは存しますけれども、その点については、これまでと同様、更に慎重にしつかり、裁判官による審理、判断も含めてやつしていくことがあります。

○屋良委員 家裁で聞き取りした中で、少年の状態を考慮し、あるいはその人間関係に考慮し、学校にも問合せを控える場合があるというふうな説明があつたんですね。そうすると、事実確認、事実認定については、やはり検察が出してきた資料を今でも基に判断しているし、これからもそうするであろうということだと思いますけれども、た

だ、今回、これから、新しい少年法では、犯情の軽重を見ていかないといけないという役割を負わされているんですね。

私は検察を信用しないというわけではございませんけれども、これまでのメディアの報道にも、そういうふたものも、いろいろな様々なものを判断していくかないといけないということの役割が多分これまでの逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

○屋良委員 事実認定の正確性を期するために、検察関与制度というのがあるというふうに聞いているんですけども、それを使うのであれば、全ての逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

では、弁護士をどの段階で関与してもらうのか、事情聴取の段階からも関与してもらうのかどうかというふうな調整、細かな対応が必要になつてくると思うんですけれども、それ

か、事情聴取の段階からも関与してもらうのかどうかというふうな調整、細かな対応が必要になつてくるだろう。

○屋良委員 事実認定の正確性を期するために、検察関与制度というのがあるというふうに聞いているんですけども、それを使うのであれば、全ての逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

ころではございまして、その意味で申しますと、大きくその実務の運用が変わることではないかと

いところというふうに承知をしております。事実の認定、判断に関しまして、より一層慎重にすべき局面というのが増えてくるということがありました場合には、先ほど申し上げましたように、裁判官による審理、判断というようなものを組み合わせながら、適切に運用していくところかと存じます。

また、いずれにしましても、法案が成立いたしました場合には、事件の動向等を慎重に見ながら必要な体制は整えていくことになるところかと存じます。

○屋良委員 事実認定の正確性を期するために、検察関与制度というのがあるというふうに聞いているんですけども、それを使うのであれば、全ての逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

○屋良委員 事実認定の正確性を期するために、検察関与制度というのがあるというふうに聞いているんですけども、それを使うのであれば、全ての逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

では、弁護士をどの段階で関与してもらうのか、事情聴取の段階からも関与してもらうのかどうかというふうな調整、細かな対応が必要になつてくると思うんですけれども、それ

か、事情聴取の段階からも関与してもらうのかどうかというふうな調整、細かな対応が必要になつてくるだろう。

○屋良委員 事実認定の正確性を期するために、検察関与制度というのがあるというふうに聞いているんですけども、それを使うのであれば、全ての逆送事件についてこれを適用しなくてはならないんじやないかというふうなことも考えたりする。そうすると、弁護士の関与も必要になります。

一時期の事実認定で決めて、事実認定した結果、逆送だから、今の逆送は死亡という客観的な事実があるのが前提だから分かりやすいんですけれども、しかし、私たちの運用に関わってくる、大きくなっているのか依拠するわけですね。私たちの判断、そのときの、誰が、その裁判官の性格とかいろいろな関係してくるかもしれません、心証とかで。そうすると、これは本当にこのまま行っちゃつていいのかという疑問が湧いてくるんですよ。

だから、執行猶予にしたら、この子は執行猶予を受けたときから自由になることができるんだけどれども、推知報道で更生の機会が奪われて、どちらがいいのかつて、比較のしようがないような状況だけれども、社会的な制裁はもう受けちゃうよということを前提にすると、なかなか心配が後を絶たないというようなことなんですね。

ここは、これから深掘りしても、今までと同様にやつていきますというふうなお答えになると思いますけれども、しかし、審判の公平性を保つたために一体どうするのかということが、今後、恐らく問われてくるというような気がしております。次に、保護処分が必要なのか、あるいは刑事処分しかないねというような判断になる状況も多々あると思うんですね、原則逆送がある。しかし、考え方としては、やはり家裁は、まずは、執行猶予が想定されるような事件では、保護処分が妥当なのかを検討して、その上で、刑事処分しかないねというふうな順番で、むしろ保護処分を優先させるべきだと私は考えておるんですけども、それはどうでしょう。

裁判所にお伺いしますけれども、まずは、やはり家裁の、少年法第一条の適用を受ける特定少年であるわけですから、やはり、保護処分をまず前提に考えた上で審理をしていく、審査をしていくというふうな順序でなければやはりおかしいなど思ふんですけれども、どうでしようか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま

す。

○屋良委員 どうもやはりよく分からなくて、推知報道で社会的な制裁は受けますよということが前提になるわけですから、前提というか、そういうふうな状況に置かれるわけですから、保護するのかが刑事罰を与えるのか、問題性が逆転しているんじゃないかなというふうな気がするんですよ。

だから、これは矛盾していないかなと思うんですね。現行少年法の中での対応であるということを前提にした場合、原則逆送で送つてはみたけれども執行猶予がついたよということだと、この子の保護措置というのが宙に浮いちゃうねということだと思つうんですけども、ちょっと、私、誤解していますか。もし、あれば教えてください。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員の御指摘は、改正法案でいきますと六十二条二項ただし書の運用というのがどうなるのかと聞いておきましたは、一般論としてではございませんけれども、犯情、非行の態様や結果だけではなくて、少年の資質、環境など、その少年の問題性を踏まえて、総合的に、保護処分が適切かどうかと

行法でまいりますと、現行法二十二条二項ただし書と同様の例外規定を置くこととされているところです。

その意味で、先ほど來の委員の御質問とも関連するところでございますけれども、本法律案に定める原則逆送事件としては、より幅広い犯情のものが想定されるところではござりますけれども、家庭裁判所におきましては、現行の実務と同様に、家庭裁判所調査官による調査で、非行の態様や結果だけでなく、少年の資質、環境など、少年の問題性についても十分に調査を尽くし、その結果も踏まえた上で、法改正の趣旨に即した適切な処分決定をするということになるものと認識しております。

○屋良委員 どうもやはりよく分からなくて、推知報道で社会的な制裁は受けますよということが前提になるわけですから、前提というか、そういうふうな状況に置かれるわけですから、保護するのかが刑事罰を与えるのか、問題性が逆転しているんじゃないかなというふうな気がするんですよ。

だから、これは矛盾していないかなと思うんですね。現行少年法の中での対応であるということを前提にした場合、原則逆送で送つてはみたけれども執行猶予がついたよということだと、この子の保護措置というのが宙に浮いちゃうねということだと思つうんですけども、ちょっと、私、誤解していますか。もし、あれば教えてください。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりかと存じまして、その非行事実が原則逆送の対象事件に該当する場合でも、家庭裁判所といたしましては、その犯情及び少年の問題性、要保護性に関わる部分、そこについてもしっかりと調査をし審理をした上で、逆送するかどうかという結論を決定しているということになります。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

○屋良委員 溝みません、堂々巡りになつてしまふんですけども、資料はやはり検察からもらつて、それを基に判断していくんだけれどもといふうことです。だから、そこでその審理の公平性とかなんとかいろいろ考へないといけないなというふうな気がしております。この問題は難しい。

ちょっと視点を変えますけれども、私が冒頭紹介しました事例では、飲酒という非行があるんですね。飲酒は法が改定されても、それは非行は非行で変わらないんですけど、これは補導の対象になるんでしょうか。教えてください。分かりますか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員お尋ねの補導というのは、警察による補導ということでございましょうか。（屋良委員「警察」と呼ぶ）済みません、私ども、警察の活動は直接受け止めました。残念でした。ごめんなさい。

そこで、私は、もうそろそろ時間なので問題意識を開陳させていただいて終わりますけれども、委員長もうちの寺田委員の質問に対しても、やはり立ち直りには出会いが大事なんだというふうなことを語つていただきました。大変重い言葉だったと受け止めました。少年たちに寄り添う、私たちの見守り、それが大事ではないかというふうなことを、この少年法の審議を勉強させていただく中で本当に痛感した次第なんですけれども。

それで、最初の事例、それを教えてくれた弁護士は、地域で子供シェルターの運営に関わっていることが多いことなんですね。これは厚労省の助成事業になつてているようなんですけれども、ネグレクトや虐待、非行、そして少年院、退院したけれども行く場所がない、児童福祉施設や自立支援ホームなど、落ち着き場所が見つかるまでの間、衣食住のケアをするのがこの子供シェルターのようですね。十八歳以上は児童福祉法の適用外であり、通学したいが一時保護所では通学を原則認めてもらつていないので、このような制度の欠陥を埋めるための運用がなされているそうなんですね。

こういった支援体制が十分じゃないと、少年法の改正、様々な、十八、十九歳の特定少年を取り囲む環境の激変というのに対応できないんじゃないかなというふうな気もしておるんですけども、大臣、最後に、そういう受皿、それの整備の必要性を、御認識をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○上川国務大臣 犯罪を犯した方、また、非行の方々の社会においての状況があるということの中でも、大臣、最後に、そういう受皿、それの整備の必要性を、御認識をお伺いしたいと思います。

警察におきましては、今後とも補導活動につきましては警察で定めておられる規則等にのつて適切にやつていただけるものと承知しております。ですが、済みません、これ以上の詳細はちょっと所管外ですので、控えさせていただきます。

○屋良委員 そうでした。残念でした。ごめんなさい。

そこで、私は、もうそろそろ時間なので問題意識を開陳させていただいて終わりますけれども、委員長もうちの寺田委員の質問に対しても、やはり立ち直りには出会いが大事なんだというふうなことを語つていただきました。大変重い言葉だったと受け止めました。少年たちに寄り添う、私たちの見守り、それが大事ではないかというふうなことを、この少年法の審議を勉強させていただく中で本当に痛感した次第なんですけれども。

それで、最初の事例、それを教えてくれた弁護士は、地域で子供シェルターの運営に関わっていることが多いことなんですね。これは厚労省の助成事業になつてているようなんですけれども、ネグレクトや虐待、非行、そして少年院、退院したけれども行く場所がない、児童福祉施設や自立支援ホームなど、落ち着き場所が見つかるまでの間、衣食住のケアをするのがこの子供シェルターのようですね。十八歳以上は児童福祉法の適用外であり、通学したいが一時保護所では通学を原則認めてもらつていないので、このような制度の欠陥を埋めるための運用がなされているそうなんですね。

て、自立した生活を自信を持つて営んでいくことができるということを社会全体で見守り、また寄り添い、そして切れ目なくその自立に向けて対応していくという全体の姿というものが大切であるということで、再犯防止は、そういう中で、特に、居場所と仕事とまた住まいを持つという形で、保護司の先生や更生保護の皆様が本当に心を碎いて、百何十年の歴史の中で培ってきた制度でございます。

施設をつくったり、民間の方々も非常に努力をしていただいておりまして、公の部分でやる部分と民の中でやっていただくな部分の間には、本当に受け取る相手の気持ちの中に、少し、公に行くと非常にがちがちにガードが非常に強くなるんですが、民の方のサポートというものはその方自身の心を開いていくという効果もありますので、それをうまく調整しながら、マッチングしながらやつていくという総合的な対策を取つていく必要がある、こんなふうに思つてはいるところであります。

私からも、まず冒頭に、少年法改正案について伺つてまいりたいと思いますが、刑事司法の国民理解、信頼確保で得られる日本社会及び国民の利益についてと、いうことで伺つてまいりたいと思います。

今般の法務委員会において、少年法の質疑で政府参考人から、十八歳、十九歳の者は、公選法及び民法の改正等により、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となるに至つたものでございます。

そこで、十八歳及び十九歳の者が罪を犯した場合には、このような立場に応じた取扱いをすること

が適当であり、刑事司法に対する国民の理解、信頼の確保という観点からも必要であると考えられます。

今後の改正案において繰り返し述べられております。

その中で、刑事司法の役割について確認をした

いんですけれども、刑事司法の役割として、実体的真実の発見による適正かつ迅速な犯罪者の処分、適正手続の保障、両者の調和による国民の安

全な生活の確保、犯罪者の改善更生による再犯防

止、被害者等の保護など様々あるかと思うんです

けれども、そもそも論として、刑事司法の国民理

解、信頼確保によって得られる日本社会及び国民

利益は何であると考えているのか、大臣の御所見を伺います。

そして、国民の理解、信頼に支えられた刑事司

法手続を適切に運用をしていくということ、この

ことが社会秩序の維持や国民生活の安全、安心に資するものというふうに考えております。

○中谷(一)委員 確認をさせていただきますが、

日本社会及び国民の利益という観点でいうと、そ

れは公共の福祉であつたりとか基本的な人権の尊

重であつたりとか、そういう国民の安心、安全が守られるという観点があるという理解で大丈夫ですか。

○中谷(二)委員 確認をいたしますが、本改正は、犯罪抑止、再犯機能を低下させるものではないが、犯

罪抑止、再犯防止機能を向上させる目的でもない

という理解でよろしいですか。御所見を伺います。

○上川国務大臣 先般、御質問に対しまして、こ

の少年法第一條におきましての、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及

び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件につきまして特別の措置を講ずる

ことを目的とする規定というものを申し上げま

して、本法律案につきましては、この同条について、改定しておりませんので、十八歳以上の少年につつても、引き続き同法のこの目的が適用すると

いうふうに申し上げたところでございます。

○義家委員長 次に、中谷一馬君。

○中谷(一)委員 立憲民主党の中谷一馬でござります。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

○義家委員長 次に、中谷一馬君。

○中谷(一)委員 立憲民主党の中谷一馬でござります。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ます。

私は、

私からも、まず冒頭に、少年法改正案について伺つてまいりたいと思いますが、刑事司法の国民理解、信頼確保で得られる日本社会及び国民の利益についてと、いうことで伺つてまいりたいと思います。

今般の法務委員会において、少年法の質疑で政

府参考人から、十八歳、十九歳の者は、公選法及び民法の改正等により、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期

待される立場となるに至つたものでございます。

そこで、十八歳及び十九歳の者が罪を犯した場合

には、このような立場に応じた取扱いをすること

が適当であり、刑事司法に対する国民の理解、信

頼の確保という観点からも必要であると考えられ

ます。

その上で、少年法でございますが、保護を要す

る少年、若年者一般を対象とするものではなく、

あくまで、罪を犯し、刑罰法令に触れ、あるいは

そのおそれのある非行少年に対しまして、先ほど

申し上げました刑事司法制度の中でその健全育成

を図るものでございます。

そこで、少年法の在り方を検討するに当たりま

しては、少年の保護、教育の観点、そしてそれだ

けではなく、刑事司法制度の在り方といたしまし

て、刑事司法制度の存立基盤であります、被害者

を含めました国民の理解と信頼の観点をも考慮す

ることが不可欠であると考えられるところでござ

ります。こうした観点から、これまでにも累次にわ

たりまして少年法の改正も行われてきたと理解を

しております。

そして、先日、私から、この少年法の目的に關

連して、非行を犯した者に對して、刑事処分とは

異なり、單に刑罰を与えるのではなく、教育的な

処分を行うことによって、非行のある少年が健全

に成長し、再び犯罪を起こさないようにする少年

保護を目的としているという理解をしているんで

すが、大臣は、今回の少年法改正において、この

目的を達成することにより近づく法改正であると

考えております。

そして、国民の理解、信頼に支えられた刑事司

法手続を適切に運用をしていくということ、この

ことが社会秩序の維持や国民生活の安全、安心に

資するものというふうに考えております。

そして、国民の理解、信頼に支えられた刑事司

法手続を適切に運用をしていくこと、この

ことが社会秩序の維持や国民生活の安全、安心に

資するものというふうに考えております。

そして、国民の理解、信頼に支えられた刑事司

法手續を適切に運用をしていくこと、この

ことが社会秩序の維持や国民生活の安全、安心に

資するものというふうに考えております。

○中谷(一)委員 刑事司法、これの信頼を得ることによって国民の安心、安全を確保する、そういった観点であるという理解をしました。

その上でなんですかと伺ったところ、少年法第一条の目

的には、少年の健全な育成を期し、非行のある少

年に對して性格の矯正及び環境の調整に関する保

護処分を行うとともに、少年の刑事案件について

特別の措置を講じることを目的とする記載され

ています。

そして、先日、私から、この少年法の目的に關

連して、非行を犯した者に對して、刑事処分とは

異なり、單に刑罰を与えるのではなく、教育的な

刑事司法全体としての再犯を含む犯罪の予防、抑止機能を低下させるものではなく、少年法第一条の目的を阻害するものでもないというふうに認識しているところでございます。

○中谷(一)委員 分かりました。  
やはりこれは向上させる目的で本来は改正すべきだと僕は思うので、そういうふたところも踏まえて伺っていただきたいということを思つておるんです  
が。

EBPMという、エビデンス・ベースド・ボリシーやメイキング、日本語訳をいたしますと証拠に基づいた政策立案ということが昨今言われてまして、やはりエビデンスに基づいて政策を立案、作成することが重要だと思っているんですけど

少年法の適用において、その立場に応じた取扱いをするということで、十八歳、十九歳の者に対しまして、特別少年という形で定義をし、定義といふか、まとめてこの少年法の中に組み込ませていただいたところであります。

具体的な手続につきましては、家庭裁判所や少年院、保護観察所等の専門的知見、ノウハウを引き続き活用していく、これが極めて大事であります。そして、対象者の改善更生や再犯防止を図るということでございますので、十八歳以上の少年が罪を犯した場合につきましても、現行制度、この制度と同様に、いわゆる全件送致の仕組み維持ということでございまして、原則として、先ほど一条に掲げられた理念に基づきまして保護処分を行うこととしているところでございます。

○中谷(一)委員 とても長々と答弁いただいたんですけれども、答えの本質は何も返ってきていたなんですね。

私が伺つたのは、本改正は、犯罪抑止、再犯防止機能を低下させるものではないが、犯罪抑止、再犯防止機能を向上させる目的でもないという理解でよいですかと伺つています。よろしくお願ひします。

○上川国務大臣 まさに委員御指摘のところでござ

○中谷(一)委員 分かりました。やはりこれは向上させる目的で本来は改正すべきだと僕は思うので、そういうたところも踏まえて伺つていただきたいということを思つておるんです。  
E B P M という、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、日本語訳をいたしますと証拠に基づいた政策立案案ということが昨今言われておりますして、やはりエビデンスに基づいて政策を立案、作成することが重要だと思つておるんですけども、そもそも論でまずちよつと教えてほしいんですけども、法務省としては、政策立案をするに当たつて、この E B P M の概念というのは遵守をされていますか。それとも、ケース・バイ・ケースで、政策によって当ではまるものもあればそうでないときもあるなどお考えですか。大臣の御所見を伺います。

○上川国務大臣 E B P M 、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングということでございまして、政策立案につきましては、まず政策目的を明確化するといふこと、そして、その目的達成のために本当に効果上がる政策手段は何かなど政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏づけとなるようなデータ等のエビデンス、根拠を可能な限り集め、政策の基本的な枠組みを明確にする取組であるということをごぞいます。

E B P M の大きな概念の中では、この取組を、あらゆる分野ということでありますが、委員の御指摘もございましたように、法務行政の中にはそのことに対して非常に難しいという部分もありまし、また、目に見える数値目標を掲げながらというふうに私は思つております。

今回の所信におきましても、私の大きな方針かエビデンスが見出しにくいことであるこの分野について、できるだけ、法務行政という大変なかな一件事情にございますので、その幅は非常に広いことに対し得る限りそうしたマインドで仕事をするようにということで、所信の中で申し述べて、一つのチャレンジというもので設定したところございまして、私としても、そうした方向の中の、無理やりに何かとということになると、逆に非常にゆがんだ形のエビデンスが出てきてしまうという危険性もある中にあって、やはりバランスの取れた形で、できるだけエビデンスをしつかりと求めながら政策に資する形で遂行していくことがあります。

その結果として、政府全体としても、この問題について内閣官房の E B P M 推進会議がございまして、こちらの方でも絶えずそれぞれの実務家の中で検証しているところでございますが、法務省におきましても、政策立案総括審議官、これを置きまして、この方が各種政策プロセスにおける E B P M の実践のことにつきまして横串で見ていくという状況でござります。

これは、我が国に E B P M の発想が導入されてからまだ、保護司は百何十年でありますか、この制度そのものは大変短い歴史でありますので、いかにこれに応えていくのかと、いうマインドを持つて全ての政策についてもチェックをしていくという姿勢、これが何よりも大事ではないかと私自身は考えております。

○中谷(二)委員 るるお答えをいただきました。大臣としては E B P M の推進を行つていただきたいと考えているんだけれども、法務行政全体の中で全て適用しているかといえばなかなか難しいという趣旨の御答弁だったのかなと思っておるんですけども。

諸外国の事案の中で、E B P M をやむをする表現として P B E M という言葉があります。ボリシー・ベースド・エビデンス・メイキングという言葉でありまして、要するに、この政策を進めることにしたからそれっぽい根拠を準備をして理屈を後づけしようという、立案された政策に合わせてエビデンスをつくり上げてしまうということを

P B E Mと称しまして、こういったことになつてしまふとそれは問題だなということをさつき法務大臣もまさにおっしゃられていたと思うんですけれども、法務省としては、政策立案をするに当たつてはP B E Mの概念は時として必要だと思ひますか、それとも許されるべきことではないと思ひますか。大臣の御所見を伺います。

○上川国務大臣 正直申し上げまして、今の概念について、私自身、E B P Mのポリシーを進めていく上で考えたことがございません。

政策の芽というのには、必ずしも目の前に政策の芽があるものではなく、小さな声にも耳を傾けながら、これから将来に向かつて大事なことについては、これはエビデンスというものの定義であります。ですが、そういうものにアンテナ高く関心を持つて、そして小さなときにポリシーをやることによつて大きな課題や問題にならないようにしていくくということも極めて大事なので、物の考え方などと思うんですけれども、単純にポリシーという定義はどこまでの範囲で考えるのかとか、あるいはエビデンスというのはどういうふうに定義するのかといふことについてはやはり模索をしながら、そして社会の中で、あるいはポリシーメイクの、私どもも全てポリシーメイクに関わっているものでありますので、そういう中でいいモデルになるよう努力をしていくプロセス、このことも大事ではないかというふうに思つております。

法務省の中でゆめゆめ今おっしゃつたような、私、言葉にしたことがございませんのでそもそも言えないんですけど、E B P M、そうした姿勢を持つて謙虚にまいりていきたいと思っております。

○中谷(一)委員 ありがとうございます。

そういった姿勢で是非進めていただきたいということを思つているんですけど、念のため、確認なんですねけれども、それでは、この少年法改正法案はP B E MではなくてE B P Mを基に作られた法案であるという理解でよろしいですか。

○上川国務大臣 今回の少年法の在り方について

の検討ということでスタートした大きな背景は、国会の意思という形で、選挙権の年齢を十八歳に引き下げる公職選挙法一部改正法の附則がございました。民法とともにこれを十八歳未満に引き下げるかどうかの検討が求められたことが契機となつているところでございます。

その検討の結果でありますと、本法律案におきましては、十八歳及び十九歳の者が重要な権利をして自由を認められる、また責任ある主体として積極的な社会参加が期待される、こうした立場となるに至った一方で、成長途上にある、また可塑性もある、これは年齢で、二十歳になれば、十八歳になればこれで大人になつた、社会がそう定義をするわけでありますと、一人一人の成長は限りなく可能性があるものでありますので、そういうものを一律にばさっと切るということについては、これは検討をしつかりしていただきたいということが大事だ、こんな含意を持って検討会が開かれ、また、そうした検討の結果、今申し上げたように、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となるに至った一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であるということを踏まえて、これらの者に対する少年法の適用について十七歳以下の少年とは異なる立場に応じた取扱いを定めることとしたものでございます。

以上でございまして、本法律案につきましては、十八歳以上の少年の再犯を含みます犯罪の予防、抑止の観点も考慮しながら、先ほど御指摘いたしたことだと思いますが、これまでの実務におきましてしっかりと積み重ねられました家庭裁判所、少年院、保護観察所等の専門的な知見、機能、これを引き続き活用する、こういう趣旨で全件送致また保護処分の枠組みを維持する、基本的なものについてはそういう扱いをしたところでございます。

刑事司法全体としての十八歳以上の少年の再犯を含む犯罪の予防、抑止に資するということについては、これをもってエビデンスどうのと言われるとななかなか難しいことではございますが、この

先にもそうした力強い目標を持つて進めていくことが必要ではないかと思つております。

○中谷(二)委員 大臣、時間が結構長くかかるおりまして、端的に御答弁をいただければと思うんですが。

ということは、これはEBPMに基づいた政策立案であるのか、そうでないのか。これだけ、端的に教えていただけますか。

○上川国務大臣 EBPMの、先ほど申し上げたような、様々なプロセスの中でのどのように考えていくのかというのは個別ケースでございますが、それぞれ関わる者が違いますので、そういう視点を持つて取り組んでいくということは極めて大事だと私は認識しております。

○中谷(二)委員 分かりました。

その考え方は大事だということで、その中で、私は、先日の国会の議論の中でも申し上げさせていたいたんですけど、犯罪被害者をなくすために最も必要なことは、シンプルに犯罪をなくしていくことだと思っています。その中で、本改正は、少年の健全育成と非行少年の矯正につながつて、犯罪を予防することで、結果としてこれは犯罪をなくすという目的に資すると考えていますかと伺つたところ、少年であつても刑事処分の対象となるという原則を明示することによりまして、自覚と自制を求めて少年の規範意識を育てる、又は健全な成長を図るとの趣旨で設けられたものは十八歳及び十九歳の者を含むものでございますが、少年の再犯を含む犯罪の抑止、防止に一定の機能を果たしていると評価をできるのではないかというふうに考えております。

現行の原則逆送の仕組みにつきましては、これは十八歳及び十九歳の者を含むものでございますが、少年の再犯を含む犯罪の抑止、防止に一定の機能を果たしていると評価をできるのではないかというふうに考えております。

○中谷(一)委員 その上で、じゃ、伺いますが、今示された数値以外のエビデンス、よりもっと精度の高いエビデンスというものを、今後調査や研究をしていく想定はありますか、教えてください。

○上川国務大臣 先ほど来、EBPMの対象としてなかなか難しい範疇であるということを繰り返し申し上げてきましたところでございますが、しかしこの分野におきましては、やはり皆様の理解とともに信頼を得るべきための追求は限りなくしていくべきものというふうに考えておりまして、これは実験的な試みがなかなかできないので、一つのそれをやると、またその結果を生かして、じゃ、それを導入しようかということもございますが、それをできませんでしたので、政策的な効果を実証的に検討するという観点、このことについては、私は、御指摘いただいたとおり、必要だというふうに思つております。

今後、五年を経過した段階で、それまでに蓄積された運用実績、このことを踏まえまして、そのときの社会情勢や国民の意識、こういったことも様々な手法で把握しながら、制度の在り方につきましては不斬の検討を行う、こういうことでありますが、特に五年の見直し、検討規定というものがござりますので、そういう趣旨にしつかりと沿うように取り組んでまいりたいというふうに思つております。

強い懲罰効果を持つという強い信念があるためか、保護処分より刑罰の方がより強い抑止効果を持つと信じられている。しかし、規範意識の確認、強化による一般予防効果は、それ自体検証されていない仮説である。未検証の仮説としての規範意識の確認、強化による一般予防効果を、刑罰全体なしし刑罰制度一般を理論的に正当化するための根拠として用いることはできないという趣旨が論じられています。

た変化の要因ということにつきましても丁寧にわかりチェックしていかなければいけないという意味で、五年後ということであります、できる限り、難しい領域ではありますが、やはり、何と云っても国民の皆さんの理解と信頼が不可欠でありますので、そのためのエビデンスベースのしっかりとした調査を絶え間なくやっていく努力、これについてはやつてまいりたいというふうに思っております。

○中谷(一)委員 そろそろ時間が参りますので、

一方、そういう方向じゃなくて、被害者側の、報道もそうだし、そもそも警察の方が発表する際にどうなんでしょうという問題意識でやりました。最後に大臣から御答弁いただきまして、結構いろいろ思いがあつての御答弁だったと思います。実は、あれを聞いていて自分も思い出したことがございまして、といいますのも、恐らく同じ時期に国会に来て、政黨は違いましたけれども、当初同じような関心で別々にやつていたのかなという気がいたしました。

めていた方が、その政策決定によって生じる負の効果が最小化ができる、自分たちが望んでいた効果の最大化というものが結果として図つていけることになると思っているんですね。なので、やはり、その科学的見地に基づいたエビデンスの

乏しいんだけれども、規範意識が向上されることで刑罰の一般抑止効果が發揮されて、きっとこれが再犯防止や犯罪抑止につながるに違いないといふような議論だけだとちょっと危ういと思っていまますので、是非五年後の見直しと、そういうことを

最後に意見だけ述べさせていただきますが、一九四〇年代、ヨーロッパでは、医師のゼンヌルヴィアンスが産褥熱は手洗いによって防げるということを唱えました。しかしながら、自分たちが今まででてきた仕事の仕方に對して、多くの医師が死んでしまった。

前回申し上げましたけれども、当時、野党案で犯罪被害者基本法というのを、細川律夫先生が筆頭の提出者で、私がその事務局長を務めていて、作ったものがありました。後に違う形で成立して、やはり与党じゃないとなかなか大変なのかなって

收集というのは不斷なく見直しを行つていただきたいと思いますし、今の精度が私は必ずしも高いとは思いませんので、特に法務行政は人の人生に大きく影響を与えるものでありますから、ここはより精緻なものが必要なんじゃないかなと思つています。

おつしやられましたけれども、やはり、より精緻なエビデンスの収集に努めていただくことを、大臣、やつていただけませんか。

○上川国務大臣 我が国の様々な改正、刑事司法の分野におきましてするときには、必ず外国の事例ということについて委員の皆さんからも御質問

らせてしまった事実、当時の権威側の医師たちはこれを認めることができず、医師の手が汚れているわけはないという否定をしました。時代が進んだ現代において、このゼンメルワイスのケーファーは、権威主義的なものが科学的な見地を遙らせた結果、多くの人を不幸にしてしまった事例として記憶されています。

という思いを持つたということを覚えているのと、あと、同じようなことは、実は、一般犯罪じゃないんですけども、交通事故で亡くなられた方々の、被害者の方々と割と向き合う機会がございまして、遺族会、被害者の会、犯罪被害者基本法とは別に、危険運転致死傷罪の創設といふ

先日、参考人としてお越しをいたいた須藤教授も、諸外国の厳罰化に関する効果を検証した論文で、結論として、厳罰化は社会が望んだような結果を生み出さず、むしろ逆の効果になつていてる

がされ、また、議院としては、じや、外国ではどうなつてているんだろうかということでかなり調査をするところであります。

引用されています。  
ある意味当然ですが、今まで進めてきた方向性  
が間違ってきたことを証明してしまったから効果検  
正をしないということは、あつてはならぬこと

こととも、これは野党側の議員立法でやりました。本会議で趣旨説明、私も答弁の機会があつたので、よく覚えております。

議員立法で、こので、ふらんちらアイデアがあつて、

これが示されたという趣旨の論述をされていました。それは重罪犯人としてのラベリングをされたことによるマイナス効果であつたりとか、あとは社会復帰に向けた更生や家族のサポートの減少であつたりとか、あとは成人の受刑者との接触による犯罪行動の学習とか、いろいろな側面があります。

これもまた、先日御紹介をさせていただいたものですが、一橋大学の葛野教授が公表した論文によれば、これまでの経験科学的な研究において保護処分の場合よりも刑事処分の場合の方がより強い抑止効果を有するとの所見は示されていません。むしろ、アメリカで過去に行われた研究は消極的所見を示してきた、しかし、嚴重な処分はより

データにつきましては、外国の事例もできるだけ努力して入手し、また勉強させていただくようしているところでございますが、私が、ちょっと単純にそのデータを比較するということの難しさというのを感じているのは、やはり、社会のありようというか、無意識のうちにある行動とか社会の規範とかいうものをなかなか比較ができるない、比較というか、違うものでありますので、出てきた現象をデータとして比較するということについては少し慎重にしなければいけない、丁寧にやらなきやいけない、こんなふうにも思つて、いるところであります。

その意味では、今、日本の社会の中でも大きくなつて、変化をしているところでありますので、そういう

だと思ひますし、それは結果として誰も幸せにならないと思ひます。過去の行いが全て正しいなどということは絶対なくて、過去のことを変えることはできませんが、過去の意味を変えることはできると思ひますので、過去したこととを教訓に、その経験を未来に生かすような法務行政を進めていただきますことをお願いを申し上げて、私の質問を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

○山花委員長 次に 山花郁夫君。

○山花委員長 立憲民主党的山花郁夫でございました。

前回の質疑では、今回、少年法で、特定少年について推知報道の拡大ということですけれども、

で、選択肢として、一つは道交法の中に入れると  
いうのもあつたんですが、刑罰ですので、ちよつ  
とそぐわないのかなと。結果、後に政府案として  
刑法の改正で入つてくるんですけれども、當時、  
僕らの感覚だと、自動車ですから、刑法に入れる  
というのがちょっと違和感があつたので、特別法  
で提出をいたしました。もちろん成立はしなかつ  
たんですけども。

先日の大臣の御答弁の中でも触れられておりま  
したけれども、やはり被害者の方々、本当に生活  
が一変するということ、朝元気で出ていったのに  
というような話も大変聞きました、そういったこ  
とから、先日も、こういった事件があったとき  
に、何か報道を見ていると、被害者のお宅まで押

ありがとうございました。  
○義家委員長 次に、山花郁夫君。  
○山花委員 立憲民主党的山花郁夫でございました。  
す。

先日の大臣の御答弁の中でも触れられておりましたけれども、やはり被害者の方々、本当に生活が一変するということ、朝元気で出ていったのにというような話も大変聞きました、そういうったこと

に  
とから、先日も、こういった事件があつたとき  
に、何か報道を見ていると、被害者のお宅まで押



他方、必ずしもそうではないケース、つまり、ちょっととこれはどうなんだろう、白に近いのかなというケースから、明らかに誤認だったというケースも恐らくあるんだと思うんです。ところが、これは被疑者について申し上げると、被疑者については、それでも、いろいろな事情を勘案して、実際公表しているケースがあるわけです。後々それが本当に黒だったかどうかというのは、一般の方は分からぬけれども。

ただ、前回からの問題意識なんですが、昔と違つて、そういうことがネットに出て、半永久的といふか、閲覧がすぐ容易な形でできるようになってしまっているという世の中になっているということは、ちょっとと考えなきやいけないことがあります。

昔だつて、新聞の縮刷版なんというのは国会図書館ではまだ残つているので、探そうと思えば探せたのかもしれません。しかし、それは、わざわざ資料を探してコピーを取つて、みんなにコピーを回すみたいないと広まりません。そんな時代でしたけれども、今や、もう指一本で操作すれば世の中に拡散できるという時代でありますので。

今、三つの要素をという話でございましたけれども、何か必要以上にいうか、少なくとも、今まさに、国会ではプロロガ法の議論があつて、またこういう時代になつてという認識は、多分、それは共有していただけると思いますので、今後、発表の段に当たつて、より抑制的にというか慎重に、将来こういったことも起こり得る、起こり得るというのは、発表したことがずっとネットなんかでも追いかけられるということも考慮した上で、氏名の公表ということについては判断しているだけだと思いますけれども、警察の方で御答弁いただけますでしょうか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

発表の適否、あるいはその内容について判断する際には、先ほど申し上げました、公表することによって得られる公益、それから関係者のプライ

バシー等の権利利益、公表が検査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、要は比較考量しながら、組織として判断、決定するものと考えております。先生御指摘のような事情というものも十分勘案して、警察として対応してまいりたいと考えています。

○山花委員 しっかりとやつていただきたいと思います。

ここまでで、警察の方、御退席いただいて結構構でございます。

○義家委員長 櫻澤審議官、御退席いただいて結構です。

さて、先ほど大臣には同じ時期に国会に来て話をしてましたが、恐らく大臣は真っすぐに被害者の方に行かれたんだと思うんですけれども、私は

途中からちょっと問題意識が矯正行政の方に行きました。というのも、先ほどの御議論でも、例え

ばエビデンスに基づいてということでいうと、何

をやつたら犯罪がなくせるのかというのではなく、そんな時代でしたけれども、今や、もう指一本で操作すれば世の中に拡散できるという時代でありますので。

今、三つの要素をという話でございましたけれども、何か必要以上にいうか、少なくとも、今

まさに、国会ではプロロガ法の議論があつて、またこういう時代になつてという認識は、多分、それは共有していただけると思いますので、今後、発表の段に当たつて、より抑制的にというか慎重に、将来こういったことも起こり得る、起こり得るというのは、発表したことずっとネットなんかでも追いかけられるということも考慮した上で、氏名の公表ということについては判断しているだけだと思いますけれども、警察の方で御答弁いただけますでしょうか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

発表の適否、あるいはその内容について判断す

ることなどなんでしょうけれども、一般に、世の中

にあまたあるのを何とか減らそうと思つても、そ

れは容易なことではないけれども、私なりに、當時エビデンスという発想ではなかつたですが、ただ、再犯率を減らすとか、外に出た人がもうやらないということは、一つは数字として、そのことがひいては被害者をなくすとなるのではないかというふうに思つておりました。

そんなことを思つているときによつと名古屋刑務所いろいろあつたものですから、当時は森山真弓法務大臣でしたけれども、責任追及もかなりやりましたけれども、たゞ、一方で、矯正行政の在り方だと、そうしたことも議論はつなげていつたつもりであります。

今回、少年法も含めてなんですけれども、やはり再犯の防止という観点からすると、一度つまずいてしまつた人であつたとしても、社会復帰するに当たつての橋渡しということは非常に重要なことかと思つております。

少年刑務所も含めてですけれども、刑務作業の中で職業訓練が行われていると承知をいたしております。建設機械とか、フォークリフトの運転とか、そういうのもやつています。中には資格を取るよ

うなことができるというようなことだと思います。

先日、協力雇用主の話もさせていただきましたけれども、つまり、橋渡しということでいうと、本当に協力雇用主さんというありがたい方々がい

て、そこでのニーズと、中でやつてあるメニューとができるだけ合致して、いわば外に出たときに即戦力であるみたいなことがあると、社会復帰もスマーズにいけるのかなと思うんですけれども、その点、例え協力事業主さんのニーズを把握した上でメニューを追加するとか、あるいは、よりこ

ういうところに重きを置くとか、そういうふたことが必要ではないかと思うんですけれども、現状、

な場合もあるんでよという教えたと思うんであります。

ちょっとと、その応用ではないですが、被害者を

どうやって減らすのかというのを減らすと

いうことなんでしょうけれども、一般に、世の中

にあまたあるのを何とか減らそうと思つても、そ

うなつてますでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっとと、その応用ではないですが、被害者を

どうやって減らすのかというのを減らすと

いうことなんでしょうけれども、一般に、世の中

にあまたあるのを何とか減らそうと思つても、そ

マッチしていることが非常に重要であると認識しております。各刑事施設におきましては、職業訓練の実際を紹介する職業訓練見学会を実施いたしまして、その場で、御参加いただいた事業者等から訓練の種目あるいは内容等に関する貴重な御意見をいただいて、それを踏まえて職業訓練の内容等の見直しを図つております。

また、そのほかにも、近時の各種技術の進歩で企業が求めている技能が変化しておりますので、協力雇用主等から、例え内装や塗装の工事等の技術支援を実際にいただきながら、実務的なカリキュラムを導入するなど、工夫を重ねてきているところでございます。

今後も、雇用情勢の動向、技術の進歩等を踏まえて、雇用ニーズに合致する職業訓練となるよう努めてまいりたいと考えております。

○山花委員 ごめんなさい、局長、通告していないんですけども、記憶だとかなり開きがあつたと思うんですが、出所後に手に職を持つていてか持つてないかということ、再犯率というのにはかなり違つたのではないかと思います。

もちろん、当然職を持つていた方が、まあ残念ながら協力雇用主さんも、この間お話ししたところ、いい話ばかりじゃないですね。せっかく雇つていただいたんだけれども、またでかつた

みたいな人もいれば。だけれども、それでも雇つてくださるというのは大変ありがたいことだと思いますけれども。

ちょっとと、もし今すぐ数字が出てこなかつたら、ざつくりでいいんですけども、再犯率に関しては、圧倒的に手に職を持つている人の方がと

いうのは、それは言える話ですよね。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

今ちょっとと手元に数値はございませんけれども、出所後、職業を持っていた者についての再入

率については、低いというようなエビデンスがござります。

○山花委員 済みません、通告していれば数字で言えたと思うんですけども。

また、マッチングも大事なんですけれども、大変、最近は、報道等でも好意的に受け止められてる話があつて、アイソレーションガウンの話です。今、コロナの中で、そうした、防護服と言うとちょっとと大きさだけれども、ガウンで、前面だけじゃなくて後ろも被曝しないようにならうの縫製を刑務作業でやつて、大変、医療機関からも感謝いただいているという話がありました。

やはり、特に刑期が長かつたりすると、社会から離れちゃつて、自己肯定感が得られない中で、そういうことで社会から評価されているんだといふ思いがまた、今度、社会復帰した、世の中に出てたときに大事なことだと思いつますので、今回のこ

が、刑事収容施設法九十八条四項におきまして、この作業報奨金の釈放時支給の原則に対する特別な規定がございまして、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものと認められるときは、その支給のときにおける報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部を支給することがができるるというような規定がござります。

○山花委員 つまり、派出所する前に、被害者に償いたいということで、自分の刑務作業で得たお金を使賠償のために使いたいのだということであれば、それは出る前であっても可能だ、こういうこと

ケースでありますて、何せ時給七円ですからね、七円ちよいということですのです。これでは、被害者に償いたいというお気持ちがあつたとしても、だつて、月額三千円とかそんなものですよ、七円で計算して、相場でいくと。それはとても無理ではないかと思いますし、また、社会復帰のことを考えたときにも、出たときには、だつて、これから家もない、アパートももう追い出されちゃっているという状態で、これでは社会復帰してということはなかなか難しいんじゃないと想ります。

つまり、そのことが、ひいては再犯防止ということの観点からしても、いかにもこれは低過ぎるのでは

ても、私は低過ぎるのではないかということを申し上げて、終わりたいと思います。

○義家委員長 次に、池田真紀君。

○池田(真)委員 立憲民主党の池田真紀です。よろしくお願ひします。

済みません、通告していないんですけども、今までのちょっとした議論を見て、そして、メモを、今日の予定を見て、質疑終局とすることもあって、どうしても一言、気になる点だけちょっと述べさせていただきたいなと思って。

一点だけなんですが、施行年月日が、やはりこれは、私、令和四年四月一日からの施行というので、その理由が、成年年齢の引下げの改正

うしたいい取組などは評価されたいことだと思  
いますし、また、そうしたことに、いろいろ、感  
度というか、アンテナを張つて、こうした取組が  
いざというとき機動的にできるようにしていただ  
きたいと思います。

さて、だんだんまとめの方に入りますけれど  
も、犯罪被害者とかの関係でいうと、やはりいろ  
いろな感情をお持ちの方もいらっしゃいまして、  
総じて言えるのは、ちゃんと謝つてほしい、それ  
を態度で示してほしいということは多くの方が  
おっしゃいます。お金の話になるとちょっと分か  
れまして、賠償すると言つても、そんなやつの金  
は要らないという人もいれば、逆に、賠償すらす  
る気がないのかというような方々もいらっしゃい  
ます。

すが、ただ、他方、その作業報奨金というのが幾らかという問題でござります。

ちょっと時間があれなので私の方で読みますと、法務省の訓令の一部を改正する訓令に、大臣上川陽子名で出ておりますが、一等工から十等工がありまして、それぞれ、だんだんとよくなつていく、よくなつっていくことがその人にとって幸せかどうかというと、刑期が長いことを意味するので、なんですかけれども、ただ、一番最初の十等工ですと、これは時間給に置き換えると七田七十銭、一等工で五十円五十五銭という、これで間違いないですねということと、大体、この報奨金、いろいろな方がいらっしゃいますから平均して幾らかというのは難しいかと思いますがこれど

か検討していくなど思うんですけれども、この点について何最後に御答弁いただきたいと思います。

○上川国務大臣　ただいま委員から作業報奨金の使途につきまして、被害者に対しての償いといふところについての使途もあるのではないかということも踏まえて、作業報奨金の金額についての御指摘がございました。

そもそも、これは労働の対価としての賃金というものはございませんで、刑務作業に従事した受刑者に対しまして、原則、釈放の際に支給する金銭ということです。この額につきましては、作業が懲役受刑者にとって刑罰の内容そのものであるということでございまして、申し上げたとおり、一般社会においての自由労働とは本質

民法施行と同日という一言が書いてあるんですねけれども、そもそも、このこと自体に、法の中で、実際に立法趣旨とか目的という各法別の検討をするべきじゃないかというような考えに立つてこの間議論していたので、非常に、大臣は先ほどの答弁でも、ほかの委員からの質問で、国会の意思で決まったことだとおっしゃっていましたけれども、決まったことは、検討することというのが決まつただけで、検討した後の結果というところがその時点での国会の意思で決定したわけじゃないなと思ってみたり、検討した結果をこの国会で、今、委員会でみんなで議論して決めていくんじゃないかなというふうに思っています。

だから、ちょっと腑に落ちない中で質疑終局を迎える本日なので、この令和四年四月一日という

刑務作業で作業報奨金というのがありますけれども、この使い道として、物品の購入とかだけではなくて、被害者に対して自分から損害賠償のためにお金を使いたいんだけれどもという申出があつたら、それができるというふうになつていてると思うんですけれども、この点についてどうなつてますでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

作業報奨金につきましては、釈放後の更生のための資金という意味合いがございまして、受刑者の釈放の際に支給することを原則としております

も、予算上これはどんなことになつてゐるのか、お答えください。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御指摘の十等工は七円七十銭、それから一等工については五十五円五十銭ということです。また、予算上の額でございますけれども、令和三年度における受刑者一人当たりの予算上の収放時の作業報酬金支給額は七万七千九百四十円というふうになつております。

○山花委員 出所時に七万程度なんですよ、予算的に。だけれども、實際、それは相當いつてゐる

的に異なるというのでござります。  
そうしたことを考慮しつつ、受刑者の方の勤労意欲を高めることによりましての改善更生、この意識の、意欲の喚起、また所持金として持たせて貯放することによって円滑な社会復帰にも資する、こういうことでござります。  
そのような意義がございますが、今後とも、社会情勢等も変わってくるということでござりますので、適正な額となるように努めてまいりたいと、いうふうに思つております。

○山花委員 大臣がお答えになつた要素を勘案し

ことでもし施行するということであれば、どんな取組をやつていかなきやいけないのかということも併せて、積極的な議論が今まで余りなかつたんじゃないかというふうに思っています。

ケースでありますて、何せ時給七円ですからね、二円うまい二、三う二ございますので。

でも、私は低過ぎるのではないかと  
上げて、終つりといふことをいいます。

ことを申

にも、余り、知る人ぞ知るというような中で今審議がされているというふうに思っています。これは、閣議決定されたのが二月の十九日です。三月二十五日からこの衆議院で審議が始まつたといふことなんですねけれども、どうですかね、皆さん。まあ、皆さんに質問はできないんですねけれども、どうですかね。

卒業式とかあと入学式とかの時期だったんですね。私は、この少年法の改正、ここで書くしかないなと思って、コロナだったから、コロナ感染送れなかつたんですねけれども、この改正のことは大々に、みんなの入学式や卒業式の際のお祝いの中に入れさせていただきました。みんなで、十八歳にはこういうことになるということを今国会で審議しているから、学校の勉強以外にもいろいろ体験しましようみたいな話をしたんですけど。

これは、それに向けて何か考えつてあるんですか。余り議論されてこなかつたので。四月一日からの施行に向けて、大臣、ちょっと私の懸念なので、いや、大丈夫ですということであれば、そういうお考えを少し、ちょっと述べていただければありがたいと思います。若しくは、私の今のこの懸念に対する、受け止めだけでも結構です。済みません、突然なので。

○上川国務大臣 法律そのものを今御審議をいただいているところでござります。委員の御質問の中にも、様々な視点から御質問いただきました。そうしたことも踏まえまして、これから、この法律案が国会の中で可決されたとするならば、その後の作業につきましては、周知徹底も含めまして、今まで、成年年齢の引下げに伴いまして準備を進めているところでもござりますので、その中に改めてこの少年法の問題というものをしっかりと位置づけて、その上で徹底していくことができるように最大の努力をし、そして、運用につきましても、様々な者が関わりますので、そうした研修なども徹底的にやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

この自立準備ホームの中の実態、形態は様々あります。でも、私がいざいざいました。御答弁いただきたいと思つています。

○池田(眞)委員 済みません、突然の質問だったんですが、ありがとうございます。御答弁いただきまして、ありがとうございます。御答弁いただきたいと思つています。

それでは、準備した質問を順次させていただきたいと思つています。

まず、社会復帰ということで、いろいろな犯罪、再犯対策等あるかと思いますが、まず、自立準備ホームの支援について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

そもそも、世に放り出されたという状況で出てきた場合に、天涯孤独というような方も多くいらっしゃいます。家すら借りられないという中で、この自立準備ホームというのが、國の方では、宿泊費千五百円、あと、自立準備支援金で二千円と食事給与費が千二百十三円ということで、今、その事業所の方にお支払いをしていただいているということですが、これは圧倒的に足りないという声が届いています。

実際に、五百人以上の元受刑者の方がいらっしゃるところでは、今現在二十二名いらっしゃって、障害者が八名もいらっしゃるということです。最初に面接といいますが、そのときの交通費も実費だつたり、あとは、着替えも服も何もないので用意をしてあげるということで、実際に何か四十万ぐらいかかっている。なので、足りない分をこの間どうしていたのかというと、その会社の、ホーム等いろいろなことをやっているんですけども、土地とか建物を売つて一億円以上出してしまった、こういう奇特な方がいらっしゃるわけなんですね。実費で、結構高額で、それを何人もいらっしゃる方でやつてもらえるんですけども、満期とか仮釈が終わつたその場合に、自主的にそこの場所でやつてくださつて、実際助成があるのかどうかということなんですね。実費で、結構高額で、それを何人もいらっしゃるかと思うと、そこには結構な負担になります。

○今福政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、保護観察中であ

いということではありますので、そうしたプログラムにつきましては、この後、そうなつたらどうなるかというようなことについては、可決していただくということが前提でございますが、その後、施行に向けて最大の準備を重ねてまいりたいと思つております。

○池田(眞)委員 済みません、突然の質問だったんですが、ありがとうございます。御答弁いただきたいと思つています。

それでは、準備した質問を順次させていただきたいと思つています。

まず、社会復帰ということで、いろいろな防犯、再犯対策等あるかと思いますが、まず、自立準備ホームの支援について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

そもそも、世に放り出されたという状況で出てきた場合に、天涯孤独というような方も多くいらっしゃいます。家すら借りられないという中で、この自立準備ホームの方たちが、どのくらい負担をして、実際どういうふうにかかっているのか、不足しているのかという実態調査をしていただきたいたなというふうに思つていてるんですね。事前にレクもいただいたので、形態が様々なので取りようがないというようなこともおつしやつてたんですが、これは是非努力をしていただきたいなと思うんです、認定に当たつても、是非これはお願ひをしたいというふうに思つてます。

その中で、覚醒剤の使用、使用があつてはいけないんですが、覚醒剤をやつていた方で、薬物の前科がある方たちというのが、保護観察中は実際に國の方でやつてもらえるんですけども、満期とか仮釈が終わつたその場合に、自主的にそこの場所でやつてくださつて、実際助成があるのかどうかといふことなんですね。実費で、結構高額で、それを何人もいらっしゃれば、大変だということで、こういったものは実際助成があるのかどうかといふことをお伺いします。

○池田(眞)委員 実際の助言のみならず、支援まで結びつくように、是非とも望むところであります。

次、自立準備ホームに関してなんですけれども、これは引受人の話で、ここにも関わつてくるんですけども、居宅というか自宅に、もう少しご独立していらっしゃる方というのは極めて少ないということなんです。これは、細かくその他の類型が分類されているわけではないので、これだけでは難しいと思いますけれども、一つの支援策として自立準備ホームがあります。もちろん施設もあります。

でも、私、思つてているのが、確かにいろいろなケアが、施設入所が必要な方もいらっしゃいます。でも、そうではなくて、実際に、アパートの、居住の権利というのが、憲法の二十二条一項で、居住移転の自由とか、職業選択の自由とか、

いろいろな居住的な、生きていく権利が認められて  
いるのに、選択肢がないなどというふうに思つて  
いるのです。こまは、可さない、一ようか。

○今福政府参考人 お答えいたします。

刑務所出身者等の受皿というものは、やはり、本人の改善更生の舞台でございますので、必須の条件でございますので、その人に合った更生環境のある受皿が必要かと存じます。

そうしますと、一つのカテゴリーだけではなくて、多様なニーズに応じた受皿が必要であろうといふに考えておりまして、その一つの方策としまして、これまで更生保護施設が百三施設、全国にございますが、そこが一手引受けでそのような方の受皿となつておつたところ、それでは足らないということと、多様性に欠けるというような観点から、委員御指摘のような自立準備ホームという仕組みが始まつたということをございます。この自立準備ホームの中には、様々な方がいま

らっしゃいますので、その枠を広げていきながら、受皿の確保に努めてまいりたいと思います。

家事をするという、自立準備ホームからその後どういうのが本当に大変で、もう本当に大変なんですね。御本人さんとしては、かなりの社会的な時間が、もう浦島太郎状態になつていたりとかするわけですから、切符を買うとか、あと、今のＳＮＳなんというのもそうですし、いろいろな世の中の変化に対して一緒に寄り添うという支援が必要だというふうに思います。

もう一つの壁として、保証人があると思いません。そういう保証人の制度はありますかね。

○今福政府参考人　お答えいたします。

今運用させていただいている身元保証制度が一いつございまして、これは、就労時の身元保証人を確保できない保護観察対象者などにつきまして、民間事業者が一年間身元保証を行い、雇用主に業

務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについては見舞金を支払う制度でございまして、原則として、業務に関連する損害以外は当制度の対象外となっております。

実際に雇用してくださっている雇用主さんで、いざいります。ふたりです。

○池田(眞)委員 そうなんですよ。だから、雇用主というか、その雇用の中で、やはりこの仕事はちょっとと難しかったとか、仕事に対しての相談とかが、当事者はできない。あるいは、その中で

う形での制度にはなってございません。そういうふた様々な制度に応じて、例えば、福祉であれば地域生活定着支援センターですとか、就労であれば、また、ハローワークですか、様々などころとの関係機関と連携を進めながら、それぞれのニーズに応じて立ち直りを支援しているという状況でございます。

○池田(裏)委員 今の支援をやってくださいといふお願いまでして条件にもしているので、そこは、だから、ほかの施策が必要だということであれば、そこから見直していくなければいけないんじゃないのか、役割分担もしていくべきやいけないんじやないか、というふうに思います。

めの支援も必要なんだけれども、それとは別にその支援が必要なんじゃないかと。一緒にいたところで、そこで居場所がなくなつてしまつたら、その方は逃げるしかないといふ状況になるんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員御指摘の制度は、刑務所出所者等就労奨励金制度ということだと存じますけれども、これは、刑務所出所者ないし前歴のある者がなかなか就職しにくいという現状から、その雇用を促進する、インセンティブを与える、そういう趣旨で設けられたものでございます。その範囲での支給ということになつてござります。

ですので、一般的に、今御指摘の、刑務所出所者が立ち直つていく上ではいろいろな観点からの支援が必要だという御指摘だと思いますけれども、雇用主さんに全てその支援をお願いするとい

一緒に、寄り添い型でサポートしていく必要があるんじゃないかなと思います。  
あと、ごみの捨て方とか、そういうところも、  
地域によって違うけれども、全部、全介助でやつ  
てもらっていたんですから、中では。それをまず  
一からやっていくことも必要ですし、日常生活自立支援、そして社会生活自立支援。  
それと、あとは、これがもしできなくなつた  
ら、刑務所の中にずっといるか、それが、あと  
は、最後、居宅に戻られたとしても、御高齢に  
なつて、例えば、生活保護で、働けなくなつてと  
いうふうになつたときに、被害者の方たちがおつ  
しゃつていました、少しでもいいから反省して、  
少しずつでも返してほしいと。まあ、返すといふ  
わけではないけれども、支払いをしていく、損害  
賠償をやつっていく。そついたときに、生活保護  
の場合は、五十八条、五十九条で、差押え、譲渡  
の禁止とありますから、本当に生活扶助の中で、  
最低生活が保てる中でやつていく、こつそりとい  
う形になるかと思うんですね。それつて本当に被  
害者に向き合つたものになつてゐるのかなと思う  
んですよ。  
ですので、とりわけ、少年といいますか、若い  
子たちに関しては、そういう社会的な生きる力、  
地域で生きる力というのを、就労の、職業の選択  
ももちろん、機会ももちろん、日常生活や社会生  
活の自立、そして、誰もいない人たちに対する  
公的な、後見的な保証制度、こういったものが  
私は必要だと思つています。  
先日、海外の中で、質問というか意見を述べさ  
せていただきました、大臣からも御答弁いただき  
ましたけれども。やはりあそこは、外に出てから  
当たり前にしていけるようにといふか、その力  
を失わないように、外と同じような暮らしを維持  
するような形で、お金の口座をわざわざ作つたり  
とかやつていて、どのようなプログラムを、是非  
日本でもやつていく必要があるんじやないかと思  
うんですが、大臣、御所見をいただけないでしょ

○上川国務大臣 今委員の方から、就業といふか、仕事という生活のみならず、日常生活や社会生活の中で自立をしていくこと、そして、それにふさわしい、一inezにふさわしい環境をつくるしていくことが極めて大事だ、こういう御指摘だと思います。

最後の自立するところまで、本当に協力雇用主の皆様も、また様々な更生保護に関わる皆様も、一生懸命取り組んでいらっしゃるわけでありますので、そのところで何が必要なのかということについては絶えずチェックをしているところでござりますが、今、刑務所の中のプログラムと刑務所から出た後のプログラムということについての、この連絡ということが非常に重要なではないか。先ほど覚醒剤の受刑者のお話をありましたけれども、出た後にもまた手を染めることのないようにしていくためには相当な抑制力がないといけないわけですが、それは自助努力の皆さんとともに、グループの中で解決していくという形で寄り添って、お互いに寄り添いながら頑張っていてもらつしやる方たちもいらっしゃいますので、本当に多様な仕組みをうまく連結しながら、誰一人取り残さない環境整備というのが重要ではないかと思つております。

関係機関としっかりと協力しながら、就労も住まいも、また、地域社会の生活そのものも、その方にとつては大事な力として必要な能力でありますので、そういうところにしっかりと手が届くような形の仕組みづくりということについては、取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○池田(眞)委員 ありがとうございます。ちよつとこれは、その後もフォローアップしていく的ないうふうに思つています。

私は、どちらかといふと地域の側で、そういうところに、そこから支援策につながらなかつたり、あるいはそこに合わなかつた人たちに最後につながつていくという立場だったので、非常にもつたひないなという、取組といいますか、人た

時間がなくなつてきましたので、これはちょっと  
と一つ、私、資料をつけたんですが、説明だけが  
せていた大きですが、女性支援をしているBOND  
Dさんからいただいた資料なんですね。  
細かく、十八歳、十九歳の例で、どちらかとい  
いますと、中には、ここには書いておりませんけ  
れども、交際相手の薬物だとか、あるいは、場合  
によつたら性犯罪だとかそういうところ、性風俗  
の関係とかで発見されたけれども、実際には罪は犯  
していないというような人たちが、おそれのあ  
る人たち、いわゆる虞犯、今回外される問題につ  
いて、どうなつちやうんだろうねというような心  
配を多くの人が持つています。  
そして、二十六歳の子に関しては、これは十八  
歳の支援の、児相の終了なんですね。だから、こ  
れは、本当に十八の壁というのは、高校に行つて  
いようと行つていなかろうと、十八歳の中でこの  
虞犯を発見していくというのは非常に大きなこと  
だったなというふうに思つてますので、とても  
これは懸念するといふところであります。  
これはどうなつちやうのかなどいうところをお  
聞きしたかったんですが、法案のとおりだといふ  
ふうに思ひますので、これはちょっとまた意見と  
いうことで述べさせていただきます。この間に  
も、虞犯の懸念については述べさせていただきま  
したので。  
ちょっとと続けてなんですが、最後の質問になる  
かと思いますが、セクシーシュアルマイノリティーの  
実態把握、矯正施設で、者、児童わざを行われて  
いるのかどうか、お伺いしたいと思います。  
○大橋政府参考人　お答え申し上げます。  
少年鑑別所及び少年院におきまして、いろいろ  
な調査の過程で、性自認と生物学的な性に関する  
実態把握、矯正施設で、者、児童わざを行われて  
いるのかどうか、お伺いしたいと思います。  
ございます。こうした場合に、少年鑑別所では、

教室の指定などについては戸籍上の性別に従つて対応しておりますけれども、入浴等を個別に行うことや、個別の事情を考慮して、必要な衣類であるとか日用品の使用とか、調髪等を配慮しているところでござります。

また、こうした事項につきましては、少年院等の処遇機関に関するも引き継ぎを行つておりますが、少年院においても、個別の事情を考慮の上、同様の対応をしているところでございます。

○池田(眞)委員 実態把握ということでいうと、数が少ないからというのをレグのときにおっしゃつたんですね。

いやいや、少なくとも、その割合が増えてきていたり多様だつたり、そして、中での支援といいますか、どういうふうに教育をしていくのかとか、そういうところにつながつて行きますので、実態把握を是非していただきたいんです。これは、児童養護施設とかも、二〇一七年ぐらいからです、民間の調査。ですので、政府としてしっかりとこれは行つていただきたいんですね。

今回、実際に、二〇一六年に東京弁護士会が勧告を出しています。拘置所への勧告が出されるるかと思いますが、本当に、人権侵害というようなことを子供たちに対しても行つてしまうというような可能性が特に子供の場合は、流れ、表現ができるいなかつたり、まだ自認ができるいなかつたり、その流れに寄り添う支援が必要なので、本当にこれは実態調査をして適切な支援につなげていただきたいというふうに思つています。

最後に、要するに、マイノリティで、数が少ないからと言わってしまう問題について向き合うかどうかということは、極めて、再犯、防犯とか更生には非常に重要なと思ってます。

今回は、今日はセクシユアルマイノリティーの話をさせていただきましたが、女子刑務所の中での出産、母子分離の問題、かつてから本当に、中では、墮胎とか、本当に痛ましいこともありますし、それが実際、本当なのか、いいのか、そのなり方で。こういう議論はまた改めてしていきた



国民投票法は、結構政治側としての意思です。若い人たちにもちゃんと参画してほしい、若い人たちの意見を取り入れたいという政治的な意思で下げました。

飲酒・喫煙に関しては、健康に害を及ぼす。身体の問題ですよ、発育上の。

私は、今回の可塑性に富む、可塑性があるということに関しては、一方では、脳科学的な検証で、二十五、六歳ぐらいまで脳の発展は遂がれしていくというようなエビデンスも出ているようですが、それでも、私は、今回、この可塑性があると法務省が判断する限りにおいては、政治的な意思というよりは身体的なものだと私は理解しているんですけれども、この理解は間違えていますか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員が今、可塑性について、脳科学的見地、エビデンスとおっしゃいましたように、可塑性があるというのは、基本的に人間の、生き物の話ですから、まさに科学的にあるかないかということを考えるものでございます。

○寺田(学)委員 ありがとうございます。そこをはつきりしてもらえてよかったです。それを基にちゃんと考へるべきだと思うんですね。諸外国も引き下げているという議論がありますけれども、この可塑性というものを軸にして、やつていく政策がありますので、ちゃんとエビデンスのつとった上で私はやつてほしいというのが、まず冒頭です。

次、虞犯について。

今回、特定少年の年齢の虞犯の保護というのを取りやめにすることになりましたが、一応昨日の段階で、何で特定少年に虞犯の規定を適用しないとしたんですかという話を聞きました。

虞犯自体は、法定の事由に該当し、その性格、環境に照らし、将来罪を犯すおそれのある少年について、少年院送致を含む保護処分を課すことができるものとしているのです。しかし、権利、

自由の制約という不利益を伴うことからすると、民法上の成年とされ監護権の対象から外れる十八歳、十九歳の者に対しても、保護の必要性のみを理由に後見的介入を行うことが問題があるんではないかというような話でした。

一個ずつ整理しますけれども、保護の必要性のみを理由と言わわれている以上は、保護の必要性はあるという立場ですか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

現行の虞犯制度を適用する場合には、保護の必要性があるということを根拠に適用するものでございます。

○寺田(学)委員 いやいや、ちょっと。これは法務省からもらった紙ですよ。何で特定少年、特定少年と言つたら、改正法について聞いてるんでですよ。改正法について回答をもらつたんですよ。

護の必要性はあるが、それは、一番最初に戻りますけれども、一条に戻りますけれども、それは一条の趣旨にある少年に入っているわけですですから、保護及び環境の変化を促すということは、その少年に対する、向けられた法律の役割ですから、入っていると思いますけれども。

僕の理解が足りないだけかもしれないんですけど、それでも、特定少年においても保護の必要性があるという立場です。

○寺田(学)委員 脅護権が十分じゃないから、虞犯の少年を、この言葉からいくと、自由は制限するけれども保護するんでしよう。

だから、脅護権が形式的にあるかどうかというよりも、実質的に機能しているかどうかというところで今まで自由を奪つてきたわけじゃないですか。

○寺田(学)委員 脅護権があるという立場ですか。で、他の法律との関係性を考えた上で今回の結論になつたということでいいですか。

○川原政政府参考人 申し訳ないです、若干私の説明が分かりにくかったかもしれません。

特定少年、十八歳、十九歳でございます。現在、それには虞犯が適用されていますので、法改正後、現在虞犯が適用されているのと同じ状態にあります。ただ、従前から御答弁申し上げておりますように、民法で脅護権の対象とならなくなつた、そういう事由から、特定少年については虞犯の対象から外すものでございます。

○寺田(学)委員 ですね、その利益衡量のもう一方です。

民法上の成年とされ監護権の対象から外れるこ

と、これが利益衡量する上で、一つ理由として

一つ。保護の必要性はあるんでしよう。

○川原政府参考人 お答え申します。

現行、十八歳、十九歳にも虞犯が適用がありますので、そういった状況にある少年につきましては、保護の必要性はあると考えます。(寺田(学)

委員)ちょっと、特定少年について聞いているんだけれども」と呼ぶ)今、私、十八歳、十九歳と申し上げました。

特定少年について何で適用しないんですかと聞

いふたときにはございませんので、これに対しては、少年の健全育成のほかの政策の中ですっかりとそ

れども、今までには十八歳、十九歳であっても、虞犯少年として位置づけてきたところであります

が、そして、今、これから少年法改正におきま

して、その対象から外れるということであります

が、問題の性質というか、問題の背景などは変わるものではございませんので、これに対しては、少年の健全育成のほかの政策の中ですっかりとそ

れを担保していくということは、これは極めて重

要であるというふうに考えております。

少年の非行対策課長会議等におきまして、関係府省連携をしながら対応するということをございました。今ある制度の中でも、また、この問題に

つきましては、しっかりととした取組、そして非行防止のための取組、健全育成のための取組、これについてはしっかりと対応していきたいというふうに思つております。

○寺田(学)委員 私は価値観を一方的に言つていいんじやなくて、今回、法律の価値判断に基づいた上で、まさしくこれが、私はもうぐちやぐちやになつていいと思うんです。だつて、要保護性を認めているんでしよう。

今までの「左遷」が十分に及しない、なかつつけ

先ほど申し上げましたように、現行の虞犯制度は、民法上、保護者の監護権があることを前提に、それが十分機能していないことから、国が親に代わって、やるものでござります。ところが、この虞犯という制度は、確かに、少年の健全育成という点では少年にとってメリットのある制度と、いう部分がございますが、一方では、これは、少年院に送ったり、保護観察ということで、自由の制約もあるもので、そこはデメリットのある制度でございます。

そうなりますと、不利益な処分を課すとい

その皿が、実質的に載つかるような皿じゃないからこそ、社会が皿をつくったんだでしょう、今までの虞犯はそうでしよう。監護権というお皿がありました、だけれども、そこに載つて、上に載るのが少年と言いましたけれども、皿がうまくいかないから、やる、引き取るんでしょう。もう、そもそも、その皿自体が、皿としての機能を果たしていないと言つてはいるんじゃないですか。だけれども、皿は一応ある、機能していないけれどもあるんだということを言つてはいるだけでしょう、それは。

げられて、監護権そのもののがなくなる、つまり、お皿がなくなるということになりますと、その辛い対しまして、国家権力が、今のような形で、虐待犯という形で保護をして、そして健全育成をすることができないということでございます。

それで、法制審議会におきましても、この点につきましてはかなり問題点を指摘をされまして、民法上の成年とされて監護権の対象から外れる十八歳、十九歳の者に対しても、保護の必要性のみを理由にして後見的介入を行うということについても、成年年齢引下げに係る民法改正との整合性、

か分かりませんよ、だからこそ虜狹にならていた  
し、だからこそそれを保護してきたわけですよ。  
だけれども、今回、同じですよ。だって、そもそも  
も親の監護権、保護者の監護権というものが実質  
的でない、でしよう、十分じゃないと言つていい  
んですから、十分じゃない保護者の少年が、今  
回、虜犯の保護から外れるわけですよ。その理由  
は何か、要保護性はあるのですよ。

うことがあります。そこは相談が必要だといふことで、先ほど来申し上げましたように、形式的にいいますか、法律上認められている親の監護権が不十分なので、その監護権の枠組みを、まさに国が、後見的といいますか、満たしてやる。：（寺田（学）委員）分かつてある。虞犯制度の仕組みで、『それ』と呼ぶのはいい、というものです。そうしますと、今度は、民法上、成年年齢が十八歳になりますと、枠組みとしての形式的な監護権がなくなりますので、ところが、それがないも

たいたら、今回の特定少年たてて、皿は機能してないけれど、でも、十八歳になった瞬間に、元々機能していないのに、利用できなかつた皿がなくなつたというの、変わらないじやないですか? ということです。大臣、俺はやはりこれはおかしいと思う。何がおかしいか? と保護対象にして、要保護性も認めて、少年法の枠組みに入れて、やっているにもかかわらず、こんな形式的に、民法でお皿がなくなりました。元々機能していない

また責任主義の要請との関係で説得されるのが十八歳、十九歳の者が、民法上成年となるわけでありますので、罪を犯すおそれがあるというだけはあります。で処分をすることができる、これは国家による過度の介入にならないかということで、この法制審、法制度としての許容性や相当性の点で、最終的に、慎重であるべきだという判断でござります。さらに、保護の必要性につきましては、二十一歳、二十一歳の学生さんもまたほとんど変わりがない、こういう議論もございまして、これは法制

があつて、少年法の枠組みの少年であつて、保護の必要性は、十六歳、十七歳以下を含めて、いまだに持つてゐる。親の監護権が十分に機能していない。それは親の問題なのか、少年の問題なのか分からませんけれども、機能していないことは同

のに対して、その監護権を後見的に補充するといふことはできないものでござります。

すなわち、現行の虞犯制度はちょっと、イメージ的な例えで恐縮でござります、監護権というお皿がありまして、そこに載る料理が余り十分でないことはできないものでござります。

お皿がなくなりました、だから虜犯を保護する必要性はなくなりましたという利益衡量はおかしいということです。

審議会の議論でございまして、いろいろな形で改  
い懸念が示されたということをごぞいます。  
法律案につきましては、お皿の形式がなくなつた、  
そして、その方に対しても国家的な介入をして  
いくということについては、これは問題である、

じなんですよ。  
ただ、形式的に、親の監護権が外れたから、その理由だけで、要保護の必要性があると認めている十八歳、十九歳の虞犯の少年を保護しなくてはならないのは、利益衡量として、政府はそういう利益衡量に立つんですかということなんですね。大臣

いので、国がそこにプラスアルファしてあげるものですが、ところが、今度は、十八歳以上の者はそもそもお皿がないので、そこに載つかつていてるものが十分かとか、そこに何か足してやるといふようなことができないので、繰り返し申し上げてますが、今度、特定少年には處罰の制度をなくす、ただ、要保護性という意味で、委員が先ほど

くいので、ちょっとと申し上げることができないん  
ですけれども。  
民法の成年年齢が引き下げられます。十八歳、  
十九歳の者につきましては、契約もできますし、  
そして親の監護からも外れるということ、これは  
民法の改正によりまして決まったことであります  
す。こうしたことでもございまして、少年法につい

こういうことで、外すわけがありますが、しかし、保護についての必要性はあるわけありますので、それについてはしっかりと他の政策の中でも取り組んでいくことについて、私はほど答弁したとおりでございます。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。  
委員御質問の中で、監護権が法律上形式的にあ  
るかという問題と、あつたとしてそれが機能して  
いるかと、二つの問題を論じておられまして、実  
は、この問題を考える上で、その二つの区別が極  
めて大切と考えております。

からおっしゃっている事情がなくなるわけではございませんので、大臣が答弁されましたように、その後、いろいろな取組を考えているということをごぞざいます。

○寺田(学)委員 皿の例え、よく分からぬいけれども、あえて乗っかりますよ。

では、国会の意思としてしっかりと検討するようになります。

虞犯による保護処分というのは、元々、監護権が形式的にもあるという者を対象にしているところでございますので、今回、民法が、引き続きござります。

形式を採用したということですよ。それは御答弁の整理をするとそうなりますよ。実質的に要保護性はあります、ただ、形式的に、監護権がなくなりました、だからこの制度は十八歳、十九歳から除外します。実質より形式を取るとこんなに御立派に言うものなんですかね。論理展開はそうですかね。

よ。実質より形式を取るんですか、法務大臣。

○上川国務大臣 この基本的な仕組みを変えますと様々な課題もまた起きてくるところでございまして、大事なことは、この世代の要保護性、つまり、可塑性があつて、また、これは若年ということも広がるわけありますが、その世代をどういうふうに考えていくかということ、これが本質的な実体的な議論を加えなければいけないと仰ります。それは更にほかのフレームワークの中でしっかりと取り組んでいく、このことについて私は、強く申し上げたいと思います。

○寺田(学)委員 ちゃんとやつてほしい。いや、本当になくしてほしい。ただ、それでも、分からぬですよ、にじみ出るような議論の中で、最終的にぎりぎりぎりやつた結果がこうなつているという政治的な結果はもう想像できます。いやはなくしてほしい、なくしてほしいけれども、ただ、それがもしこのまま改正されるとしたら、本当に今言つた大臣の言葉を信じてますから、ちゃんとやつてください。それが実質を取るということだと本当に思います。原則全件家裁送致と一定以上の犯罪に関しては原則逆送といふ、原則、原則といふ二つです。

十八歳、十九歳は引き続き少年、大臣が述べられたとおり、一条における保護対象の少年としながら、今回いろいろな仕組みをつくっているんですけども、まず、そもそもとして、全件家裁送致を維持するということになつた趣旨は何ですかとは事前に聞きました。

これまで、少年事件について、いわゆる全件送致の仕組みの下、家庭裁判所は、十八歳、十九歳の者を含めて少年の非行の防止や立ち直りに重要な機能を果たしてきたものと認識しています。そして、十八歳以上の少年は、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となる一方で、成長途上にあり可塑性を有することからすると、その改善更生、再犯防止を図るために、引き違つていませんか、大臣。

統き家庭裁判所の機能を最大限活用することは刑事政策的観点から合理性を有するものと考えるものから、このような形にしたと。

家裁にどんな裁量を持たせたんですか、この制度は。こういう仕組みにしました、引き続き存置、残したということも含めて、結論ですけれども。これは家裁に何の裁量を持たせるために、いすけれども、一定犯罪以上、一年とかそういうことをすれば、家裁に何の裁量を持たせるために、いすよね、一定犯罪以上と機械的に分けたんですよ。だとしたら、機械的に、それは当然ながらや、言つてみれば、今回原則がいろいろ出てきましたが、年齢の引下げをしたことです。されども、一定犯罪以下は基本的に家裁に行くということをせずに、あえて家庭裁判所に全件を送るとした。それは家裁に何の裁量を持たせようとしたんですか、大臣。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

家裁の全件送致主義、これは家裁に何を求めているかということでございますが、まず、非行事実があるかないかを確定し、非行事実が存在するとした上で、その少年についてどのような処遇が適当か、すなわち、保護処分なのか刑事処分のか、こういったことを判断するという機能を家裁に求めているものでございます。

○寺田(学)委員 今、局長が言つたので、大臣、もう一回答えてください。これは家裁にどんな裁量を持たせたんですか。

○上川国務大臣 この今の制度でございますけれども、重大な事件につきましても、やはり十分な調査を尽くして、そして、個別の事案ごとに家庭裁判所の判断によりまして、逆送せずに保護処分を選択できる、そうした判断を今までの家裁が行つてきた機能、これを十分に生かしていただきたいということで残したものでございます。

○寺田(学)委員 保護処分が必要な少年に対して、引き続き保護処分を、施すというのか、保護処分という処分を下す裁量を与えたということで間違つていませんか、大臣。

度そのものの基本的な考え方のところともつながるところでございますけれども、先ほど御質問をいただきました点でございます。

そもそも、この刑事司法、犯罪を取り扱う刑事司法制度ということあります。まず第一に、罪を犯した者が将来再び犯罪に及ぶことを防止する、いわゆる特別予防に資する。そして第二に、私的制裁を禁止し、国家が刑罰権を独占する以上、被害者や社会の応報感情にも適切に応える。三番目として、制裁の威嚇により犯罪を抑止する、いわゆる一般予防にも資するもの、これが求められている制度でございます。少年法もまた同じでございます。刑事司法制度の中の一つの一隅と云ふことでございます。

少年法については、保護を要する若年者一般を対象とするものではございませんで、あくまで罪を犯している、そして刑罰法令に触れて、あるいはそのおそれのある非行少年、これは虞犯のところにも関わるわけであります。に対しまして、実があるかないかを確定し、非行事実が存在する先ほど申し上げたように、刑事司法制度の中でその健全育成を図る、これは理念にしっかりと掲げられてゐるところでございます。

したがいまして、少年法の在り方の検討においては、もちろん、少年の保護、教育の観点、これは保護性ということの中で極めて重要な要素である、それゆえに家裁全件送致という仕組みの中で、今までの仕組みを取つたということでありますけれども、同時に、この刑事司法制度の存立基盤でございます、被害者を含めまして、国民の理解と信頼の観点、これを考慮するということのバランス、これが不可欠であると考えられたところでございます。これまでの少年法の改正についても、その二つの要素、これを考えながら、最終的には社会秩序の維持、そして国民の皆さん生活の安全、安心のためにということの中で、投資するものとして位置づけられてきたところでございます。

今、もちろん、可塑性があるという少年の柔らかな年齢の中でも、どこで何をどう切るかというと、その改善更生、再犯防止を図るために、裁判を行ひ、裁判長が御判断されるんだと思うんです。ですので、今大臣が、極めて保護性を重要視されながら、今までどおり家裁としての役割をとつた経緯の中で、民法の改正、冒頭の、ここに下げるという決断を国会の中でも立法としてしていただきました。その前には選挙年齢の改正もしていただきました。社会の中で責任ある大人としての活動を、これから未来のためには大事である、こういう趣旨の中で年齢の引下げをしたところであります。

積み残された問題の一つ、先ほどお酒の話がされましたので、これは健康という観点の中の法律の理念の中でそのような判断をしていただいたところであります。少年法については、これについては、長い期間をかけて検討を重ねてきた上で、今のような保護性と、また刑事政策的な配慮、これについてのバランスを、でき得れば、可塑性を多く有する年齢でありますので、全件家裁送致し、きめ細かく調査をしていただいた上で、逆送の範囲についても拡大するわけであります。が、判断は家裁でしていただくという結論でお願いをしていてるところでございます。

○寺田(学)委員 委員長や理事のお取り計らいによつて、初めてですけれども家庭裁判所に行くことができて、実際に裁判長の方とお話をしたり、理事が質問させていただくことができました。いろいろ理事から質問がある中で、改正された場合にどういう運用になるのかということは、当然ながら慎重に、それは改正された後でなければお話をできないということと、改正された後であれば、法に従つて適切に判断をしていきたいという当然のお話がありました。

今までと違つて、やはり、今回、原則家裁には送致されるけれども、一定の犯罪以上は原則逆送といふ機械的な仕組みは取り入れられているので、まさしく何を基に、この立法趣旨が何であるかということを基に、恐らく個々別の件に関して裁判を行い、裁判長が御判断されるんだと思うんです。ですので、今大臣が、極めて保護性を重要視されながら、今までどおり家裁としての役割を

果たしてほしいということは、大きな示唆だと私は思っています。

聞いたんですよ、裁判長に。今回、罪の軽い重い、軽重の話が出てきますけれども、罪の軽重と要保護性の高い低いというのは何かしら相関関係はありますかということを聞いたら、そこは結構はつきりと、一般的ではありますけれども、罪が重い場合には要保護性も高いという相関関係はあると、はつきり現場の裁判長は言われていました。

もちろん、それは全て個々別にまで基準になるものではないと思いますけれども、まさしく今回、全件送致をするということを制度として残し、何でその趣旨なんだとか聞けば、引き続き家庭裁判所の機能を最大限活用することなんだと思います。

この点に対しても、もう一度大臣として、責任者として御発言いただければ。

○上川國務大臣　家庭裁判所及び少年法に係る様々な、先生方も含めまして、本当に丁寧に一人一人の状況を寄り添いながらしっかりと向き合なながら、先のことを考えながら対応していただいているということについては、私は、この家裁の仕組みというのは非常に大事な仕組みだと思っています。

この中で、今のこの法制度の中で変わっているわけですが、逆送につきましても、ただし書もセットしておりますし、基本的なフレームワークは変わっていないということありますので、その大原則は生かしていくいただき、しかも、さらに、今回のことにについて様々な意見が出ましたので、十八歳、十九歳の一人一人の特定少年に対しまして向き合っていただきまして、判断につきましてもぎりぎり判断をしていただく。この今ままでのノウハウやそして蓄積については、私は、こ

れを高く評価していらっしゃるというふうに思いますけれども、このことを更に高みを目指して取り組んでいただけるよう、私どもも、環境整備も含めて、徹底して対応してまいりたいというふうに思っております。

○寺田(学)委員　何度も申し上げますけれども、私の価値観をあえて押しつけるつもりはないです。私は、価値観ありますけれども、今回の少年の範囲の中に収め、そして全件送致をする仕組みを残したこと自体は、非常に大きな意味を持つものだと思っています。そのことがしっかりと、改正をされてしまった後は、その判断をされる方々に共有されることを祈っております。

前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これも、様々な価値観というか、両方の価値観がぶつかり合う中で折衷を決めた上で、私は思っている限りやないかなと強く懸念しているところで

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わされることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義にのつ

ますよ。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わされることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わされることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考え

ます。前回も議論したんですが、五十五条移送の話で

す。これらは、少年がいわゆるき責任を負わることにな

ります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考えます。前もお話ししましたけれども、今回、推知報道が解禁されます。家裁から逆送され刑事裁判に乘つて、名前が出てしまつて、その後、五十五条移送で保護主義に戻るんですが、名前が出てしまつているんです。これは制度欠陥だと私は思っています。

○川原政府参考人　お答えを申し上げます。この名前が出た少年というのは、名前が出るよう生をさせ、その子にとつてもいいし、社会にとつても、再犯が起きないということでプラスになるということで、これを残されているんだと思うんです。

前もお話ししましたけれども、今回、推知報道

が解禁されます。家裁から逆送され刑事裁判に

乗つて、名前が出てしまつて、その後、五十五条移送で保護主義に戻るんですが、名前が出てしまつているんです。これは制度欠陥だと私は思っています。

○川原政府参考人　お答えを申し上げます。この名前が出た少年というのは、名前が出るよう

生をさせ、その子にとつてもいいし、社会にとつても、再犯が起きないということでプラスになる

ことがあります。倫理的にのつた上で、保護主義を中心と考えます。

○川原政府参考人　お答え申し上げます。この名前が出た少年というのは、名前が出るよう

犯して、家裁で保護主義に付すと判断される少年と、同じ犯罪を犯して、逆送されて、大人の判断です。逆送され、刑事裁判所でやはり保護主義に付すべきだと、同じ犯罪を犯しながら、名前が出てる少年と名前が出ない少年があるんですよ。この名前が出た少年というのは、名前が出るよう

なことの責任を負うんですか、同じ犯罪を犯しながら、そこに差はあるんですか。制度によって生み出された差ですよ、これは、何かしらの積極的な責任を負わなきゃいけない少年の責めというの

はあるんですかね、大臣。

○川原政府参考人　お答えを申し上げます。

今回の改正案で推知報道の禁止を一部解除するとしているものでございますが、推知報道の禁止の一部解除というの、特定少年に対して、犯した罪の責任に関する制裁を科すというものではございません。

その上で、従前から御答弁申し上げておりますが、なぜ推知報道の禁止を解除するかというの、特定少年という形で位置づけた理由は、これまでも説明しております。その上で、現行の推

報道の禁止といいうものが少年の更生に資するものとしているものでございますが、推知報道の禁止は、特定少年という形で位置づけた理由は、これまでも説明しております。その上で、現行の推

ることは、答弁のとおり。認知しているんだったから、何でこんな、不利益ですよ。不利益でしょ。それは聞かないけれども、そうでしょう。

不利益を被るその少年、同じ犯罪を犯しているんですよ、ただ、大人の判断が違つたことによつて。今までいいですよ、名前は出ませんから、もちろん時間がかかつちやいますけれども。逆送されて刑事裁判に行つて、五十五条で戻つたときも、名前が出てないからいいですけれども、今回、改正法案で名前が出ちゃうんです、同じ犯罪でも。

もちろん時間がかかつちやいますけれども。逆送されて刑事裁判に行つて、五十五条で戻つたときも、名前が出てないからいいですけれども、今回、改正法案で名前が出ちゃうんです、同じ犯罪でも。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

同じ犯罪を犯しても、判断によって名前が出ない、及び名前が出てしまって不利益を被る少年が生まれるんですが、それを認知しているんだたら、何でその少年は名前が出る責任を負わなきやいけないですかと聞いているんですよ。教えてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、先ほどお答えしたことでおざいますが、推知報道の禁止の一部解除は、当該少年の犯した罪の責任に応じたものではございません。

その上で、今回、推知報道をどの範囲で解除されるかにつきましては、委員が先ほど来る御指摘されていますように、罪を犯した者の更生、こういった観点と、それから憲法で保障される報道の自由との調整をいかに図るべきかという観点から、様々な事情を踏まえた上での政策的な判断として、本法律案では、特定少年について、公判請求された後は推知報道の禁止を解除するのが適当となつたものでございまして、今回の制度設計は今申し上げたような政策判断に基づくものでございますので、この仕組みにつきましては、法制審議会においても全会一致で採択された答申にも盛り込まれたものでござります。

○寺田(学)委員 いや、ごめん、犯した罪という言い方をしましたけれども、この段階で罪は確定していないでしよう。前回の議論でもやりましたけれども、組織的詐欺で起訴したけれども無罪になつたというケー

ス、例示しましたよね。

犯した……(発言する者あり)ちょっとどうるさいよ。犯した罪という言い方をしましたけれども、違うでしょう。犯した罪は確定していないでしょ

う。犯した罪が確定していない段階で、何で名前が出る少年と名前が出ない少年が、仕組み上、生まれるんですかと聞いているんですよ。(発言する者あり)

○義家委員長 御静粛に。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の責任という問題でございますが、もちろんこの段階では有罪は確定していませんので、それはおっしゃるとおりでございます。

ただ、済みません、推知報道の禁止の解除という制度は犯した罪の責任に応じた制裁を科すものではないという、まさにそういう一般論を申し上げたものでございます。

その上で、再三申し上げております、委員御指摘のように、五十五条移送された場合には、保護処分に戻るにもかかわらず推知報道の禁止が一部解除される、そういう状態に置かれるということが認知した上で、先ほど申し上げておりますが、政策判断として今回の制度設計に至ったものでござります。

○寺田(学)委員 だから、その政策判断の趣旨を教えてって言つてているの。教えてください。(発言する者あり)

○義家委員長 御静粛に。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

推知報道の禁止が少年の更生に資するものである一方で、推知報道の禁止の規定が憲法で保障された重要な人権である表現の自由や報道の自由を直接制約する例外規定であることや、また、被害者等については推知報道を禁止する規定がないと

いうこと、こういったことから判断いたしまし

て、罪を犯した者の更生と憲法で保障される報道の自由との調整をいかに図るべきか、こういう判断で政策判断を行いまして、今回の改正案のよう

な内容としたものでございます。

○寺田(学)委員 罪も確定しておらず、保護主義

に戻るかもしれない少年が、その今言われた政策判断の知る権利より劣位にあるんですかつて私は前回聞きました。劣位にあるんですか。政策判断をしたというんだつたら。

○上川国務大臣 劣位にあるんですか、大臣。大臣。

○上川国務大臣 今、政策的判断の考え方の中で、局長が答弁したとおりでございますが、推知報道を解除する範囲、これにつきましては、罪を犯した者の更生と憲法で保障される報道の自由との調整をいかに図るべきかという観点から、様々な事情を踏まえた上で政策的判断をしたところであります。これが繰り返しのところでござりますが、これは繰り返しのところでござります。

この法律案におきましては、十八歳以上の少年にも、推知報道の禁止を一般的に適用した上で、逆送されて公判請求されて、公開の法廷で刑事責任を追及される立場となつた場合には、これは、二十歳以上の者と同様の扱いとして推知報道の禁止を解除するのが適当と考えたものでござります。

これは、全会一致で法制審議会におきまして採択されたということで、答申にもしっかりと盛り込まれているところでござります。

いろいろな議論をした上でこのような判断をさせていただきました。

○寺田(学)委員 僕が聞いているのは、推知報道の解禁の是非じゃないんですよ。御答弁されてい

る内容は、推知報道を解禁する是非。解禁するこの理由は何かと問われれば、國民に携わつてい

可能性はありますよ、その少年たちの名前が出て

しまうことは、その大きな判断は判断であるんで

しまうけれども、制度的なはざまに落ちて、被ら

なくいい不利益を被つているんじゃないんです

かと言つてあるんです。そこをちゃんと救つてくれ

ださいよという言い方ですよ。

今回、原則逆送なんて強い機械的な仕組みを入

れてるんでしょう。だつたら、基本的に逆送さ

れる可能性だってありますよ。もちろん、家裁で

判断してもらいますよ。それでも、わざわざ五十

五条を残しているということは、もう一回刑事裁

判の中、この子は保護主義に付すべきだと、法

律に定めて戻す仕組みを持っているんでしょう。

持ちながらその子の名前が出てしまうというこ

自体が、整合を取りれないじゃないかと言つて

いるんですよ。

無罪の可能性だってありますよ。いや、それは公判に出る責任を負うべきだと、分からぬです

よ、ただ、推定無罪でしょう。実際無罪になる可

能性があるのに、公判に出ただけで、名前をさら

されるような責任を保護主義の範疇にある少年は負わなきやいけないの。おかしいじゃん、そんなの。これは価値判断じゃないですよ。制度設計としての論理矛盾だと言つてあるんですよ。

これ、せめてこれを修正してくださいよ。その子供に言えますか、いや、政策判断です。もちろん、推知報道の解禁は政策判断ありますけれども、この具体ケースは、完全に、制度の中ではざまに落ちて不利益を被る少年を増やしますよ。そこにに対する心配りはないんですね。認知していた

んでしょう、そういう、五十五条で保護主義に戻るかもしれない、将来無罪になるかもしれない、

その子供が、名前が出てしまうタイミングに推知報道の解禁を置いたということ。

大臣、何とかしてよ、本当に。これ、顔向けてきない。価値観の対立じゃないですよ、制度不備。もし、制度不備じゃないと言つたんだつたら、五十五条で保護主義に戻る可能性もあり、無罪になつたとしてもかかわらず、名前が出てし

まうその少年に対して何と言つんですか。大人の都合ですよ、そんなんの。大臣、頼みますよ。(発言する者あり)

○義家委員長 御静肅にお願いします。

○上川国務大臣 先ほど来申し上げているところでございますが、刑事司法手続、制度の中でのこの少年法の位置づけでございまして、十八歳、十九歳の者、民法の成年年齢が引下げになり、社会の中では、大人としての契約も結ばれ、そして、それぞれの責任についてもしっかりと責任を果たす、こういうことが求められているところあります、この少年法におきましても、今のような保護性とそして刑事的な責任の中で、可塑性のあるところに着目する意味では全件家裁送致であります、公判に至ったプロセスの中で、その段階から二十歳と同じ扱いという形で、今の推知報道については禁止を解除する、こういう選択を政策的に判断をしたところでございます。二十歳以上の方と同様の扱いをするということによって、民法の成年年齢の引下げということでありますので、そのバランスということで今回の改正になつて、いた次第であります。

法制審議会におきまして、この点につきましてはいろいろな議論がございましたが、全会一致で採択されまして、答申にも盛り込まれたという状況でございます。

○寺田(学)委員 いや、僕は推知報道の解禁の是非を言つてゐるんじゃないんですよ。しかも、僕は、保護主義に立てとか現場主義に立てとか言つてないんですよ。政府が出してきた、この仕組み上、おかしいじゃないかと言つてゐるわけですね、論理的に。

だから、何度も聞いていますよ。局長でもいいですよ。同じ罪を犯しながら、名前が出る少年と名前が出ない少年が制度上、皆さん提案している制度上、生まれるんです。同じ罪を犯しながら、名前は出てしまい、罪を犯していないかもしない、そういう少年に対して何と言ふんですか。何で僕の名前は出てしまうんだ、無罪になつ

たのに、何で僕の名前は出てしまつたんだ、保護主義に戻つてしっかりと内省に努めよというような指令が出てしまつたのにと。そういう仕組みを基づいて整理してくださいよ、推知報道も。認知していたんでしよう。知らなかつたというんだつたら間抜けだなと思いますけれども、それでも、じゃ、今から議論しますよ。分かっていて、こういう仕組みにしたんだつたら、何でそういう不利益を被る子供に、正当性の理由を言つてくださいと言つていてるんです。

局長に、僕、もう一回聞きますけれども、推知報道の是非なんて聞いていいですよ、解禁する是非なんて。制度の仕組みによつてそういう少年が生まれるこの制度不備を、何でその当該少年に説明するんですかということです。同じ罪を犯した人がいたとしても、名前が出てしまう仕組みになつた、その仕組みは君の責任だよと言わなきゃいけないじゃないですか、責任を負う以上。責任がないのにさらされるんだつたら、そんな立法は最悪ですよ。

局長、ちゃんと説明して。国民の理解を得るんでしょう。少年にどう言うかということでお答え申し上げます。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

結局この問題は、少年の更生と、それから先はどう來申し上げています表現の自由等との調整をどう來申し上げています。五十五条自体の必要性はありますので、この問題を回避するために五十五条をなくすというような選択肢はあり得ないところでございます。

ところが一方、推知報道の禁止というのは、表現の自由等の制約であつて、いろいろ問題があるということから、さあ、ここをどこで調整するかといふことで、推知報道の禁止は一部解除する。いや、次、どの時点にするかということを考えていた中で、例えば逆送の時点では、従来御答弁しましたけれども略式命令請求などが入つて適當ではない、早過ぎる。一方で、最終的に有罪の確

定ということになりますと、最高裁までの上告まで考えますと、時間もかかつてしまつて、知る権利との関係でそれが、報道の自由ですか、報道の自由との関係でそれが適当かということを様々考えまして、五十五条移送によつて家裁に戻るということがあり得るということを認識しつつ、公判請求のときといたものであるので、繰り返します、その政策選択の正当性という意味で、大臣が先ほどから、法制審議会の議論の結果、全会一致だとということを申し上げているところでございます。

○寺田(学)委員 結構大きいことを言つていていますよ。報道の自由が優先してあるわけですよ、どこかの段階で。

五十五条で、保護主義に帰ることがあり得る少年の、少年法ですよ、これ。少年法にのつとつてその子の保護をして、環境を変えてあげて更生させ再犯を防ぐということを考えている法律ですよ。そのときに、報道の自由がどこかで優先してくるわけですよ。

報道の自由が優先する。逆に言つと、劣位にありますのは、子供の名前が本来の保護主義に戻る可能性があること、無罪になること。そういうことより、優位に立つんですね。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員、確かに、御指摘の少年法では、少年の健全育成ということは大事な目標でございます。そのとおりでございます。

ただ、私どもが今、法改正をお願いしている中では、憲法を頂点とする法秩序全体を考えながらやるところがございます。

報道の自由、委員は大きなことおつしゃつておられます、まさに憲法の保障する人権の中でも重要な権利とされているものでございます。そこで、その点を踏まえつゝ、憲法を頂点とする法秩序全体の中における少年法の改正を考えるに当たつて、先ほど来申し上げているような政策判断をしたということでございます。

今日は我が党からも修正案を提出をさせていただきましたので、まず、そのことについて質問させていただきます。

提出者に対して、まずはこの修正案の提案理由についてお聞かせください。

○松平委員 御質問ありがとうございます。

近年の法律改正により、成年年齢 選挙権年齢が引き下げられ、十八歳及び十九歳の者は社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすこと期待される立場となつたことを踏まえ、特定少年のカテゴリーを創設すること自体には反対するものではありません。

しかしながら、参考人の御意見、そして、この場で御審議なされた中で明らかになつた特定少年にとつて特に不利益が大きいと思われる点、すなわち、虞犯の対象からの除外、資格制限の緩和の適用除外、推知報道の禁止の解除、この三点については、少年の要保護性を重視し、改正案から削除すべきだというふうに思いました。

さらに、推知報道の禁止の及ばない被害者の取扱いとのバランス、こちらを考慮し、推知報道の禁止規定に犯罪被害者等への配慮規定を設ける、そういうことが必要であると考えました。

以上の理由から本修正案の提案に至つたわけでございます。

○稻富委員 どうもありがとうございます。

資料の一枚目を御覧ください。

改正後の少年法の適用関係について、年齢とその対応について書かれているものでございます。この十八歳、十九歳が少年なのか大人なのかということが、やはりこう、何というんでしようか、処分によつては大人扱い、処分によつては子供扱いということなんですねけれども、この修正案の前提として、先ほど少し御答弁ありましたけれども、十八歳、十九歳の者については、十八歳未満の少年と区別することなく、成長途上にあり、可塑性を有する存在、そういうふうに位置づけている、そういう理解をしてよろしいでしょうか。提案者にお伺いします。

○松平委員 御答弁申し上げます。

十八歳及び十九歳の少年が、公選法の選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げ等により、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場となつたことに鑑み

て、これらの者については、その立場に応じ、一定の範囲で、十八歳未満の少年とは区別した位置づけを与えることにも意味はあると思われます。

他方、十八歳及び十九歳の少年が責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場となつたことは確かであるが、このこととこれらの者の可塑性とは直接に関連するものではなく、少年法の運用実態にも鑑みれば、これらの者については、引き続き高い可塑性を期待できるものと思われ、提出者としては、このような理解を前提として本修正案を立案した次第でございます。

○稻富委員 ありがとうございます。

委員の先生方のお手元にも、この修正案の要綱そして新旧対照表が配られているものと思いますが、まず、この一で、特定少年の虞犯を対象から除外をするという今回提出された閣法ではなく、

今回は虞犯については規定の追加は行わないものとするということ、一ですね。

三が、記事等の掲載の禁止について、これも、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合は適用除外とする規定の追加は行わない

ことというの二。

二が、人の資格に関することで、特定少年に関する場合は資格の適用除外とする規定の追加は行わない

ことというの三です。

○松平委員 お答え申し上げます。

まず、虞犯についてです。

少年法の虞犯に関する規定は、犯罪に陥る前に少年を立ち直らせようとするものであり、十八歳、十九歳の少年の保護教育のためにも有効であります。また、参考人からは、十八歳で児童福利法の適用が離れることで、少年法が最後のセーフティーネットとして機能してきたとの指摘もあつたところでございます。

したがつて、政府案による特定少年の虞犯を保護事件の対象としないものとする改正は妥当ではなく、修正により、当該改正規定を削除すること

としたものでございます。

本修正により、十八歳及び十九歳の者の虞犯についても、現行法のとおり、保護の対象となります。

若年者の再犯防止、社会復帰を図る上で、就労の促進は重要であるところ、政府案による改正がなされれば、就労の機会が狭まり、立ち直りの機会を失わせること、そういうことになつてしまつたため、当該改正規定を削除するとしたものでござります。

次に、人の資格に関する法令の適用についてです。

これまで、新設する六十一条二項について、記事又は写真の新聞紙その他出版物への掲載、そして、害を被つた者及びその家族又は遺族の名前又は生活の平穏、そして、配慮とありますけれども、その主体は誰かということを御説明いただけます。

本修正により、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者も、現行法のとおり、特例の対象となります。

さらに、記事等の掲載の禁止の特例についてです。

いわゆる推知報道の禁止は、少年の氏名、住所など、少年を推知できるような情報を報道することを禁止し、未熟な少年の立ち直り、社会復帰の妨げになる情報を制限することで、少年が社会から排除され、再犯に至ることを防ぐ規定でございます。

政府案による改正では、十八歳、十九歳で逆送され、公訴提起された者について推知報道を解禁するとしておりますが、公訴提起は刑事処分相当性を確定するものではなく、一旦公訴提起された場合であつても、その後に家庭裁判所に移送され、保護処分に付されることとなる余地もござります。さらに、そもそも、推知報道の解禁には、少年の立ち直りや社会復帰を阻害するという懸念がございます。そのため、当該改正規定を削除することと今回したものでございます。

本修正により、推知報道については、現行の法

のとおり、禁止されることとなります。

○松平委員 お答え申し上げます。

まず、虞犯についてです。

少年法の虞犯に関する規定は、犯罪に陥る前に少年を立ち直らせようとするものであり、十八歳、十九歳の少年の保護教育のためにも有効であります。また、参考人からは、十八歳で児童福利法の適用が離れることで、少年法が最後のセーフティーネットとして機能してきたとの指摘もあつたところでございます。

したがつて、政府案による特定少年の虞犯を保護事件の対象としないものとする改正は妥当ではなく、修正により、当該改正規定を削除すること

提出者から説明がありましたように、被害者についての新たな条文でございます。新旧対照表でいえば二ページになりますけれども、このように書かれております。

少年人等に係る事件に関する記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載に当たつては、当該少年等がした行為により害を被つた者及びその家族又は遺族の名前又は生活の平穏が害されることのないように十分配慮されなければいけないというふうに書かれております。

そこで、新設する六十一条二項について、記事又は写真の新聞紙その他出版物への掲載、そして、害を被つた者及びその家族又は遺族の名前又は生活の平穏、そして、配慮とありますけれども、その主体は誰かということを御説明いただけます。

本修正により、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者も、現行法のとおり、特例の対象となります。

さらに、記事等の掲載の禁止の特例についてです。

いわゆる推知報道の禁止は、少年の氏名、住所など、少年を推知できるような情報を報道することを禁止し、未熟な少年の立ち直り、社会復帰の妨げになる情報を制限することで、少年が社会から排除され、再犯に至ることを防ぐ規定でございます。

政府案による改正では、十八歳、十九歳で逆送され、公訴提起された者について推知報道を解禁するとしておりますが、公訴提起は刑事処分相当性を確定するものではなく、一旦公訴提起された場合であつても、その後に家庭裁判所に移送され、保護処分に付されることとなる余地もござります。さらに、そもそも、推知報道の解禁には、少年の立ち直りや社会復帰を阻害するという懸念があります。そのため、当該改正規定を削除することと今回したものでございます。

本修正により、推知報道については、現行の法

のとおり、禁止されることとなります。

○松平委員 ありがとうございます。

修正案の要綱の四つの、被害者等についての報道等に関する規定の追加ということで、先ほど

そして、先ほど少し触れられましたけれども、この記事又は写真の新聞紙その他出版物への掲載という文言がありますけれども、当委員会でも、

被害者的人権、プライバシーが、事件が起こった後、インターネットを通じて拡散していくといふことがある、一方、加害者の方はある意味、顔が出ない、名前も出ないということがあつて、それは不均衡じゃないかという議論がありました。インターネットへの掲載が社会問題となつてゐる中で、この二項の射程をこういう文言にしたというはなぜかということを改めて伺います。

○松平委員 お答え申し上げます。

今委員に御指摘いただいた記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載、こちらの文言に関しでは、現行の少年法六十一条との平仄を合わせるために、同条と表現を合わせたものでございます。その上で、先ほども御答弁もさせていただきましたとおり、記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載、こちらについては、文言上明示されている媒体や方法はもちろんのこと、それ以外にしたがつて、委員御指摘の、被害者の個人情報をほかの個人がインターネットに掲載するということについても、新設する第六十一条第二項の射程に含まれるものと考えております。

○稻富委員 ありがとうございます。  
以上のような内容で、今回、閣法に対して我が党は修正案を提出をさせていただきました。いろいろ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、閣法の質問をさせていただきます。  
少し順番を変えて、ごめんなさい、提出をさせていただいた質問でいうと五番目の、八条のことについて、ちょっと大臣に伺います。五年後の検討規定についてです。

これは午前中も少し触れられておりましたけれども、八条にはこう書いてあります。法律の施行後五年を経過した場合において、ちょっと中略します、施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等

を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方を検討を加え、結果に基づいて所要の措置を講ずるということなんですねけれども、この五年としている理由と、国民の意識の変化等とは何を指すのか、そしてそれを、國民の意識の変化等をどう把握するのか、御答弁をお願いします。

○上川国務大臣 本法律案の附則第八条でございます。

先ほど読み上げていただいたところでございますが、施行後一定期間が経過した段階で、罪を犯した十八歳及び十九歳の者に係る事件の手続、処罰等に関する制度の在り方に關して、それまでに蓄積された運用実績とともに、その時点における社会情勢や国民の意識の動向を踏まえて検討を行うとしたところでございます。

そこで、充実した検討を行うためには、新たに導入をする保護処分の執行を受け終わった者の再犯の状況等を含めまして、制度の運用状況に関する実証的なデータを十分に収集する必要があるうかと思います。

同時に、本法律案によりまして、改正後の少年法等や成年年齢の引下げに係る改正民法の施行後の十八歳及び十九歳の者を取り巻く社会情勢や国民の意識の動向を見極めるということが必要となるところでございますが、そのためには施行から五年程度の期間が必要ではないかと考えたものでございます。

本法律案の附則八条の国民の意識の変化等につきましては、社会における十八歳及び十九歳の者の立場、また、求められる役割等に対する国民の認識や評価等につきまして、その変化の有無、内容、程度等を幅広く含む趣旨でございます。

○稻富委員 も同時に、先日ちょっとこちらで大臣とやり取りをさせていただいた、社会情勢、国民の意識の

中には、国民全体が何となく犯罪が増えていくのではないかということと、実際の少年犯が減つているというこのギャップをどうするかということは、やはりすごく大きなことだとと思うんですね。それについて大臣は、犯罪動向について、やはり絶えず社会としても見ていく必要があるという御答弁をいただきましたし、そういうトレンドをしっかりと見ていくことが大事だという御答弁がありました。私はそのとおりだと思うんです。やはり、これをどう観測をし分析をしていくかといふことが大事だということも申し上げました。

そこで、まず、国民の意識という中にあって、これは刑法の法規範として、この一ページのお配りした資料を見ていただきますと、要するに、十八歳、十九歳はこれから当然、法律上少年だと。しかし他方で、虞犯のこと、そして逆送のこと、そしてここで、網かけは今回、改正案の中身に当たる部分です、あるいは資格に関する事と、あるいは推知報道に関する事とは、分かりやすく言えば大人扱いをする。ただし、全件送致主義で、子供扱いなんだけれども、これらのこととは大人扱いをするということなんですよね。

私が、今回、この少年法の質疑の中で、私も子供がいますので、今まで十八歳、十九歳手前です、どう教えるのか、どう子供たちに教育をするのかということを一方で考えてまいりました。

当然、この法律の射程は罪を犯した少年であり、その対象になる子供が中心の話題ですけれども、別に罪を犯していないけれども、これから十八、十九になる、大人になつていく子供たちに、どうこの法律というのを社会規範として教えていくのかと、いうことも同時に大切だと思うんですよ。

その意味でいうと、例えば公選法が十八歳から投票ですよねというのではなく、だけれども、じゃ一体、子供たちにどう、少年なんですか、いつから大人になるんですか、刑法上はどうね。

私は子供に何と言うかと考えた場合に、当然、罪を犯しちゃいけないよ、悪いことをしちゃいけないよというのは簡単に言います。でも、十八、十九、学生になつたときに、今、これだけ情報が多くなつて罪にもすごくアクセスしやすいようになつている中で、子供たちに何をどう教えるのかということは、やはり我々の十八、十九と違う環境がある。ただ、子供たちの正義感とか倫理観は私はそう変わつていないと思うんですね。

そこで、どうこの十八、十九を教えるのかといふことをやはり思うわけです。この法意識、社会規範としての十八、十九、刑法はこういう位置づけであるよということと、そうでない、これから十八、十九になつていく、大人になつていく子供たち、そして大人もそうですが、法が要請していることと、子供たちが考えていることは、多分大きなギャップがあると思うんです、私は社会もそうだし、国民もそうだし、そのギャップは、先日言つた、犯罪が減つているけれども、国民が多く増えていると言うのと似通つていて、何か全く多くのギャップがあるんじゃないかな。  
なので、ここをどう子供たちに伝えていくのか。対象である、犯罪を犯すかもしれない、あるいは犯した少年だけではなく、これから大人になる子供たちに対してどうこれを教えていくのかということと、実効あるそういう法教育を、法務省もやつていらっしゃると思う。だけれども、それをやりましたよじや意味がないんですよ、やつています、やつていますじや。それを、実効性ある、本当に子供たちに分かつてもらえるような実効ある法教育にするために、やはり考えてもらわなきゃいけないと思うんです。それが、私、ワークしなかつたからこそ、大きなギャップ、国民の犯罪に対するギャップと、実際も大きく生まれてきていると思うんです。

もう一度、ちょっとこのところを、どうやつたら実効性ある教育ができるのか、是非、ちょっと実効性ある法教育にするために、やはり考えてもらわなきゃいけないと思うんです。それが、私、ワークとしての大臣の、今私はこれを言つては、非常にこれは、大人扱いの部分と子供扱いの部分があつて、分かりづらい。

ればと思います。

○上川国務大臣 今、委員のお話を聞かせていました。だきながら、今、年齢で、委員の方は、子供に対してどう教えるのかという発想、そして大人に対するどういうふうに啓蒙していくのかという、こういふ発想そのものの中に、子供はこの年から下とか、この上からは大人であるという、そのための概念が、暗黙のうちに、大人は子供に対して教えるもの、そういう物の意識、物の考え方があつて入っているのではないかなということをちょっと感じたところであります。

私は今、ユースという世代、高校生から大学の、若年ですね、その世代の規範意識とか、真正面から教育ということではないわけであります。が、どんなに深く考えたり、そして行動しているか。あるいは、今、それこそ社会の中のごみ出しの一つとつてみても、環境問題一つとつてみても、教育の中で実践的に社会の一員としてどのような役割を果たしていくのかということに対して、真剣に考え、そしてみんなと一緒に議論しながら、そして具体的な行動を取っていく。こういう中で遊びがあるのではないかと率直に思いました。もちろん、少年法の規定はこのように変わります。どう変わりますかという、そうした情報についてはしっかりと伝達をしなければいけないわけであります。が、そもそも、社会の中で責任ある立場でどのように行動していくのか、このことについては、いろいろな角度からアプローチをしていく必要がありますので、そこも、社会の中で責任ある立場で、十八、十九歳の者の意識について調査したものでございますが、かつてと比べますと、この間の様々な、成年年齢の引下げがあるということによって、学校現場とか、また社会の中で、SNSとかを通じて伝達をしていく過程の中で、むしろ大人よりも情報をしっかりと持っているという結果もございます。

ですから、教育の否定をしているわけでは全くなく、教育をするわけであります。が、いろいろな

アプローチの中で、責任のある主体として、私た

ち一人一人が、子供であったとしても社会の中で活動するわけでありますので、その意識をしっかりと持っていく。そして、道路は青になって渡ります。こういうこと一つづつがルールを守つていくという規範意識につながっていくというふうに思っております。

今、この改正法案が成立したということを想定して、法務省としては、あるなしにかかわらず、十八歳前後の者に対しても、効果的な周知の観点から、高等学校等に対しましてリーフレットを作っているわけであります。が、そもそも、リーフレットのものも、高校生の意見を十分に聞きながら、大変大事な時期でございますので、いろいろな工夫をしながら、今、大変大事な時期でございますので、そうした周知、教育については尽くしてまいりたいと思っております。

○稻富委員 ありがとうございます。

いろいろな角度からと、いう御答弁がありました。是非そういった意味で、どうしても形式的に、役所に入るとなりがちなところがあると思うので、いろいろな角度からは是非お取り組みいただければと思います。

先ほど、どうしても我々、教育というふうになつてしまふけれども、そういう別のアプローチが、あるんだというお話があつて、そだなと今私も思いました。是非、いろいろな角度からそういう必要があるのでないかと思つております。

ある調査で、十八、十九歳の者の意識について調査したものでございますが、かつてと比べますと、この間の様々な、成年年齢の引下げがあることによって、閉院した場合を閉鎖することを検討してしております。

近々閉鎖する予定の少年院はあるのか、その理由はどうことと、閉院した場合に、少年はどこに少年院が担うのか。少年院の入院はございません。

所率の推移というのをお伺いをいたします。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

少年院の閉鎖の状況でございますけれども、本年四月に、鳥取県に所在する美保学園が閉鎖となりました。令和四年四月には、北海道に所在する帯広少年院を閉鎖することを検討しております。

施設の閉鎖に当たりましては、少年院の入院者の収容動向や施設設備の老朽度の度合いなどを総合的に勘案して決定をしております。

閉鎖した場合の、少年はどこで担うのかという話でございますけれども、少年院に在院する少年が円滑に社会復帰できる環境を整えている必要性等を考えまして、閉鎖を行う施設の収容機能につきましては、可能な限り近くの施設に移転し、集約する形を取つた上で、少年院送致となる少年を受け入れるということとしております。

あと、少年院の入院率、我々は収容率と呼んでおりますけれども、平成二十二年の収容率は約六〇%でございましたけれども、令和元年では約三一%というような動向になつております。

○稻富委員 大臣、非常にこれは、要するに収容率が減つていっているということです、当然、先ほど、閉院、閉じた場合は近くにといふうにおつしやいましたが、近くといつてもめちゃくちや遠いんですね、当たり前でございますが、少年院。

どうするのかという、私の地元にも少年院があつて、収容率が減つている。一体これから本当に、今般の改正でまた原則逆送が増えて、もしかして少年院に行く数が更に減るかもしれないといふ中でどうするのか、本当にこのまま維持できるのかということがあるのと、あともう一つは、やはり少年院が持つ様々これまでの集積といいますか技術といいますか、そういうものを生かせないかというふうに思うわけですけれども、大臣の御答弁をお願いします。

○上川国務大臣 少年院の収容人員の減少ということに対しまして、地域の方々からいろいろなニーズがあるといふことも併せて、私もヒアリング等で聞かせていただいたところでございました。

ます。

矯正教育の見聞とかノウハウは非常に厚いものがございまして、これをそのまま、例えば学校教育の現場で御指導いただきたいという形で、出向いて学校で指導するというようなこともございますし、地域の中での存在が大変大きな役割を果たしているなどいうことも、広く、非行とか犯罪防止をする上でもやはり予防ということが大事ですので、そうしたところに行つて幅広い貢献をしている、こうしたことも期待をされているところでございます。

矯正教育は本当にマンツーマンの形で、グループを通して手がけているところでございます。このノウハウをしっかりと維持し続けるということとは、これは社会的なインフラとしても極めて大事であるというふうに思つております。

この役割については、今回の少年法の改正に伴いましてどのような動向になるのかということは、いましてどのような動向になるのかということは注意深くこれからフォローしていくところ、改正が成立した暁にはしっかりとフォローしていくところですが、そのノウハウはしっかりと維持することができます。が、それは若年の刑務所に収容される方々にもこのノウハウを生かすことができるよう、こういったことも指摘をされているところでございますので、この問題につきましては幅広く検討をしていく必要があるなどというふうに考えているところでございます。

○稻富委員 ありがとうございます。

ノウハウとともに、建物というか施設そのものも、これは非常に、収容率が三割ということになりますと、ほとんど空いているという感じで、施設そのものもやはり有効活用できないかというふうに思うわけで、是非今後の動向を見ながら対応いただければということを思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 我が会派では私が最後の質疑者になりますので、これまで出てきた論点も含めて、大臣

にお尋ねしていきたいと思います。

まず、午前中に、寺田委員から虞犯の問題が提起されました。その話をまずしたいんです

が、皿問題がありました。監護権という皿がなければ虞犯はないんだというような答弁だったと思うんですが、そのお考へで間違いないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○上川国務大臣 皿がなければ虞犯がないというう一度整理しなくてはいけないと思うんですけれども。

虞犯の制度につきましては、これは、その性格、環境に照らしまして、将来、罪を犯すおそれのある少年につきまして、少年院の送致を含む保護処分を課すことができるとするものでございま

す。

どのような立場の者に、どのような理由で、どのような内容の、国家による後見的な介入を認めるべきかにつきましては、論理的、一元的に定まるものではなく、政策的な判断をする事柄であるといふに思つてゐるところでございます。

民法上の成年とされ、監護権の対象から外れる十八歳及び十九歳の者、ここのこところが、さつき、皿がないという御趣旨であったといふに理解しているところであります、そうした者に對しまして、少年法の中で、罪を犯すおそれがある、こういう理由で保護の必要性のみを理由に後見的介入を行うこと、このことが、法的な自律性を認めて親の監護権の対象からそもそも外した、皿をなくした、成年年齢引下げに係る民法改正との整合性でありますとか、あるいは、犯した罪の責任の限度で不利益が許容されるという責任主義の要請との関係で許容されるが、こういった問題がございまして、国家による過度の介入とならないいかということもございまして、法制度としての許容性、相当性については慎重であるべきと考えられるところでございます。

今回、政策的判断いたしまして、十八歳以上の少年につきましては、この少年法の中で今までの効力を確保するための仕組みとしてこの取組があ

取つてきた虞犯による保護処分はしないというこ

とをしたところでございます。

○階委員 要は、民法上の監護権という皿がなければ、特定少年、十八歳、十九歳は虞犯の対象と

しないということだったと思うんですね。それを

称して、寺田さんは形式主義ではないか、もっと

実質を考えるべきではないかと。私もそういう立

場なんですかけれども、要保護性があるということ

によって、手をかけるかかけないか区別する、場

合によつては、皿がないという理由でそのまま腐

らせてしまう、これがいいのかということだと思

いますよ。皿にひつかけて言いましたけれども、

要は、やはり、皿があるかないかではなくて、要

保護性があるかどうかで判断すべきだと思つてい

ます。

ちなみに、私、昨日も役所に聞いたんですけれ

ども、今回改正の対象になつている更生保護法の

中で、六十八条二項という条文があるんですね。

ここでは、一定の条件下に、十八歳、十九歳の

特定少年についても虞犯規定が適用されるわけ

です。これとの整合性はどう考へているんですか。お答えください。

○上川国務大臣 先ほどちょっと申し上げたところであります、あくまで十七歳以下のときには保護処分された少年ということを対象にしてい

るところでございます。

○階委員 それは分かつた上で聞いているんですけれども。

要保護性という意味では、十八歳、十九歳に

なつても要保護性があつたとしても、虞犯規定の適用は、監護権を外れているから、ないんだとい

うのが最初の説明で、なぜ、十七歳以下で保護処分が適用されれば十八、十九歳では虞犯の適用があるのかと。その段階では、幾ら保護処分が先行されたとはい、監護権は消滅しているわけだから、監護権は外れているわけだから、最初の説明からすると、これは虞犯規定は適用がないと

いうのが論理的な帰結だと思うんですけども、なぜそんならいいのか。なぜ保護処分が先行していれば別な扱いになるのかということは、説明がされていないと思います。

○上川国務大臣 もう一度申し上げますと、あくまで十七歳以下のときに保護処分に付された少年

で十七歳以下のときに保護処分に付された少年、これを対象に、既に開始されていますこの処分の実効性確保のための仕組みという形で、この法律

につきまして、十八歳以上の少年に対して虞犯

十八歳以上の少年に対しまして虞犯による保護処

分を認めないことと、政策判断としては矛盾するものではないというふうに考えております。

○階委員 いや、私は先ほどの説明とは矛盾して

いると思いますよ。

要は、保護処分が先行して十八歳より手前で行

われている場合は、十八歳、十九歳になつても引き続き要保護性があるということで、監護権は外れていても、虞犯の規定を適用するわけだから

も適用がないということを言つていたわけだから、矛盾していませんか。矛盾していると思いま

すよ。

○上川国務大臣 先ほどちょっと申し上げたところであります、あくまで十七歳以下のときには保護処分された少年ということを対象にしてい

るところです。

○階委員 それは分かつた上で聞いているんですけれども。

要保護性という意味では、十八歳、十九歳に

なつても要保護性があつたとしても、虞犯規定の適用は、監護権を外れているから、ないんだとい

うのが最初の説明で、なぜ、十七歳以下で保護処分が適用されれば十八、十九歳では虞犯の適用があるのかと。その段階では、幾ら保護処分が先行されたとはい、監護権は消滅しているわけだから、監護権は外れているわけだから、最初の説明からすると、これは虞犯規定は適用がないと

いうのが論理的な帰結だと思うんですけども、なぜそんならいいのか。なぜ保護処分が先行していれば別な扱いになるのかということは、説明がされていないと思います。

○上川国務大臣 もう一度申し上げますと、あく

まで十七歳以下のときに保護処分に付された少年

で十七歳以下のときに保護処分に付された少年、これを対象に、既に開始されていますこの処分の実効性確保のための仕組みという形で、この法律

につきまして、十八歳以上の少年に対して虞犯

ここで、先ほどそういうロジックでございましたけれども、これは政策判断として矛盾するものではないと考えております。

なお、現行少年法におきまして、二十歳以上の者に对しましても虞犯による保護処分はできない犯通告が可能とされているところでございます。

○階委員 要は、政策判断なんですよ。保護性があれば今言つたようなケースでは虞犯の適用もされませんが、少年のときに保護処分に付されたりに對しましては、二十歳に達した後も虞犯通告が可能とされています。

○階委員 要は、監護権が外れるから、保護性がわかれていますが、少年のときに保護処分に付されたりに對しましては、二十歳に達した後も虞犯通告が可能とされています。

されたりにつきましては、二十歳に達した後も虞犯通告が可能とされています。

ただ、今までは縦割りになつてゐる部分を横串型にしつかり情報交換していかないと、同じことを重ねてやつしていくといふことも無駄でございますし、また、相乗的に連携を取りながら効果を上げていくといふことも極めて大事であるといふことで、この少年非行対策課長会議、私が当時のときにはありませんでしたけれども、今、こういう形で横串の仕組みをつくつてゐるところでござります。

法務省もその中の一つでございますけれども、法務省の取組といたしましては、少年鑑別所におきまして、法務少年支援センターとして、非行、犯罪に関する問題等に関するノウハウ等を活用し、相談、助言を行なうほか、教育機関でありますとか、民間の団体、グループとの連携を図りながら、地域というコミュニティの中での非行、犯罪の防止のための活動を着実にやつていただいているところでございます。

また、全国には更生保護サポートセンターが設置されておりまして、保護司さんたちも駐在して

いるところでございますが、学校でありますとか、警察やあるいは自治体とよく連携をしながら、非行防止セミナーとか、あるいは住民からの非行相談等の実施などをを行つてきております。

こういうそれぞれの仕組みの中に、関係すると

ころの省庁の連携もしながら、より効果を上げて

いくといふことが、少年の健全育成や非行防止に非常に大事ではないかと思つております。

今回、このよくな形になりましたならば、また、十八歳、十九歳といふことのみならず、少年

の非行防止とか健全育成といふことにつきましては、総動員してしつかり手がけていく必要があるといふふうに思つております。

○階委員 昨日、お話を聞いていて、現在のやり

方だと、この處犯規定がなくなつた後、十八歳、十九歳、本当に惡の道に陥りかねないのでないかといふふうに思いました。やはり處犯規定は

あつた方がいいといふことを申し上げたいと思ひます。

それで、そもそも論なんですかとも、大臣によるとお尋ねしますけれども、十八歳は大人でしょうか、子供でしょうか。お答えください。

○上川國務大臣 民法の成年年齢引下げに伴いまして、成年に達するといふことでござります。また、この少年法の今回の改正によりましては、社会的には責任のある者と認めていくといふ意味での行動に対しての責任を持つと共に、可塑性やまた要保護性があるといふことでござります。

そこで、その点について着目し、この少年法の理

念に基づいてしつかりと対応していくといふこと

であるといふふうに思います。

二つの中で、大人か子供かということにつきましては、大人のような子供もいるし、子供のような大人もいるしと、これはちょっとと言いくらいでつけることがあります。やはりそこのところの柔軟性についてどういうふうに見ていくかは一人一人の個に着目していかなければいけない事柄であるというふうに思つております。難しいです。

大人に該当するかどうかについてはお答えをす

ることがなかなか難しいといふふうに思つております。難しいです。

○階委員 昨日、私も法務省の方に調べてもらつ

てびっくりしたんですけど、さつき言つたよ

うに、民法改正のときは、成年年齢に達したとき

に成人ということで、少年法もそうでしたけれど

も、二十歳になつたら成人みたいな条文がほかに

もあつたんですね。ところが、今回の改正を経る

とそういう条文がなくなるので、成人といふのは

どういう人なのか、まさに定義規定がないんです

ね。

そういう中で、十八歳、十九歳の特定少年は何

か大人のようなくらい答弁も時折出ますけれ

ども、私は、これは、成人といふのが定義として

ない以上、むしろ特定少年、少年といふことで明

確に位置づけた上で議論を進めた方がいいんじや

ないか、時として大人とか成人といふ言葉が出来ますけれども、成人といふ言葉を使うのであれば

もっと定義をしつかり定めた方がいいと思うんで

すけれども、その点についてどうお考えになりますか。

○上川國務大臣 民法の成年年齢の引下げによりまして、十八歳、十九歳の者が大人として完成さ

れる規定があるといふことも承知をしておりますが、把握している限りにおきまして、それらの規定におきましては法律上成人の定義が認められていないといふ上に、当省所管の法律でもないといふ規定があるといふことも承知をしております。

他の法律におきまして成人の文言が用いられて

いる規定があるといふことも承知をしております

が、把握している限りにおきまして、それらの規

定におきましては法律上成人の定義が認められて

いません成人の定義につきましては削除する改正

をすることとしております。

他の法律におきまして成人の文言が用いられて

いる規定があるといふことも承知をしております

が、把握している限りにおきまして、それらの規

定におきましては法律上成人の定義が認められて

いません成人の定義につきましては削除する改正

すが、公職選挙法及び民法の改正等によりまして、十八歳未満の者は異なり、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となることなどを踏まえますと、罰金以下の刑に当たる罪であるからといって一律に刑事処分の対象から除外するということにつきましては適当ではないというふうに考えていいところでございます。

また、現在の実務上ということでありますと、十八歳以上の少年につきまして、先ほど道路交通の問題、ちょっと拳がつておりますけれども、道路交通事故を中心とする相当数の事件において、家庭裁判所が罰金刑の適用を想定して検察官に送致し、その後、検察官が略式起訴して刑事裁判所が罰金刑を科すという取扱いが行われているものと承知をしております。罰金刑につきましては、対象者の再犯の防止を図る上での教育的効果が相応に期待できることによるものとされているところでございます。

このような運用の実情に照らしますと、十八歳以上の少年につきましては、罰金以下の刑に当たる罪、すなわち禁錮以上の刑が定められていない罪の事件でありましても、家庭裁判所が事案に応じて適切な処分を選択できるようにするために、検察官送致決定の対象とすることが望ましいと考えられるところでございます。そこで、本法律案におきましても、少年法第六十二条一項におきまして、特定少年に係る事件につきまして、罰金以下の刑に当たる罪の事件も含めまして検察官送致決定ができるものとしたところでございます。

その上で、十八歳以上の少年に係る罰金以下の刑に当たる罪の事件につきましては、具体的にいかな場合に刑事処分が相当と認められるかにつきましては、家庭裁判所が個別の事案に応じて判断すべき事柄でありまして、一概にお答えすることは困難でございますが、これが、先ほど申し上げた改正の趣旨を踏まえて判断されるというものと承知をしております。

○階委員 要は、交通違反に対応するために罰金刑も逆送対象にした、こういうことですね、端的に言うと。

ちょっと、余り長々しゃべらないでください、時間が足りないわけですから。我々も制限時間を守れと言われているんですけれども、大臣が長々しゃべると、すぐ時間が終わっちゃうので。

要はそういうことですか。端的に言うとそういうことですか。お答えください。

○上川国務大臣 今回は、十八歳以上の少年のとき犯した短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件のうち、それぞれ故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪以外の事件についてといいます。

○階委員 ここでごぞいますが、本改正後は、六十二条第二項の原則逆送規定、これで逆送するか否かは判断されます。

○階委員 答えていないと思います。今、六十二条二項の話をしていましたでしょう。何を言つているんですか。今、六十二条一項の話をしています。

六十二条一項で裁量逆送される対象に罰金刑以下を加えた理由は何かと聞いていて、最初の答弁で、大臣は、交通事犯に対応するためだというようないふなことをおっしゃっていたので、それで間違ないですかということを確認までに聞いただけですよ。端的に答えてください。

○義家委員長 速記を止めください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

上川法務大臣。

○上川国務大臣 今、交通事犯について申し上げたところでございますが、その可能性はあります。が、最終的には家庭裁判所が個別の事案に応じて判断すべき事柄であるということでございます。

○階委員 交通事犯を处罚するためだけにこれは一般的な、大々的な条文を設ける必要はないと思つていまして、何かそういう、立法事実と条文の書きぶりが整合していないんじゃないかというふうに思つていています。

それで、六十二条二項、原則逆送事件を拡大させて、今回、いろいろな事件が原則逆送事件に加わることになります。

今日お配りしている資料、非常に細かい資料で恐縮なんですが、本法案により原則逆送の対象となる罪がずらつと並んでいますけれども、ほとんどは、十八、十九歳、処分されていないというか、案件がないんですね。数がある程度あるのが、強盗致傷とか強盗という強盗関係と強制性交等、この辺りなんですね。

他方で、今までこういった事件については、現行法の二十条に基づいて逆送はされていましたが、逆送される場合、どういうことを考慮して逆送するかというと、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めたときに、決定をもつて逆送ということになつています。

今回は、今までこの二十条に基づいて、今の考慮をした上で逆送となつていたのが、今度は原則逆送ということで、これからは、どういうことを考慮するかというと、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情というものを考慮するといふことなんですが、言葉は変わっていますけれども、私は、この元々の二十条の考慮要素の中に、新しく六十二条二項で考慮せよと言つた要素は全部含まれ得るんじゃないかなと思っていて、それどころか、この両者で考慮要素は変わるのは変わらないのか、この点についてお答えください。

○上川国務大臣 十八歳以上の少年のときに犯した短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件につきましても、逆送決定をするか否かを判断する際の考慮要素自体につきましては、本改正の前後で基本的に変わらないものというふうに考えております。

○階委員 考慮要素は変わらないということは、原則か、それとも裁量かという違いはあるんだけれども、同じことを考慮して最終的に処分を決めることとしては、原則と例外がひっくり返るわけ

護処分となつていた事案が、今回、少年法が改正され、原則逆送の対象事件になつた、例えば強盗とか強制性交等、こういつたものについて、じゃ、旧来、保護処分となつていたものが、法律が変わったからといって逆送となるのかといえば、さつき言つた考慮要素が変わらないということが、結論は同じで、保護処分のままじやないかなという気がするんですけども、この点はどうなんでしょうか。お答えください。

○上川国務大臣 先ほど申し上げましたとおりでございまして、短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件につきまして、逆送決定をするか否かの判断をする際の考慮要素自身につきましては、本改正の前後で基本的に変わらないものと考えております。

もつとも、原則逆送の制度につきましては、保護処分と刑事処分のいずれの処分を科すかについての原則と例外の関係につきまして、二十条第一項の一般的逆送規定におきましては、原則として保護処分が相当であるけれども、積極的に刑事処分が相当であると判断される場合には刑事処分が選択されるというのに対しまして、六十二条の第二項の原則逆送規定におきましては、原則として保護処分が相当であるけれども、積極的に保護処分が相当であると判断される場合には保護処分が選択されることとなるところでございます。

○上川国務大臣 当たる罪の事件のうち、現行少年法の下では保護処分が選択されるようなものについても、本改正後は刑事処分が選択される場合があるというふうに考えております。

具体的にいかかる場合に刑事処分が相当と認められるか、これは家庭裁判所が個別の事案に応じて判断すべき事柄でございますので、一概にお答えするということについては困難でございますが、改正の趣旨、これを踏まえて適正に判断されるものと考えております。

○階委員 今の大臣の答弁も敷衍して私が考えたこととしては、原則と例外がひっくり返るわけ

すよね。ということは、限界事例、保護処分にするか、あるいは刑事処分にするか、裁判官が悩む

ような限界事例については、今までは保護処分だつたものが、これからは原則逆送だから刑事処分になる。だから、限界事例について判断が入れ替わるという理解でいいですか。ほとんどのものは、今まで保護処分だつたものは保護処分だし、今まで刑事処分だつたものは刑事処分で、限界事例、ボーダーラインのものだけ結論が変わるもの理解でよろしいかどうか、お答えください。

○上川国務大臣 まさにそこが家庭裁判所が個別の事案に応じて判断をすべき事柄でありますので、一概にお答えをするということは難しいところではございますが、改正の趣旨、これを踏まえて適切に判断されるものと承知をしております。

○階委員 結論だけ答えてください。

ボーダーラインだけ結論を入れ替わるのかどう

かということだけ、お答えください。

○上川国務大臣 先ほど来申し上げてきましたけれども、短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件のうち、現行少年法の下では保護処分が選択されるようなものにつきましても、本改正後は刑事処分が選択される場合があると考えております。

その上で、具体的にどういう場合に刑事処分が相当と認められるかにつきましては、まさに家庭裁判所の現場の中で個々の事案に即して判断をされるということです。その際、この改正の趣旨を踏まえて適切になさるものと承知をしております。

○階委員 私は、余り、この罪の範囲を広げることによって大きく運用が変わることはないだろう、ボーダーラインのところがどうなるかということなんだろうなというふうに、今日、御説明を聞いていて思いました。

以上で質問を終わります。

○義家委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

早速ですが、配付資料一を御覧いただければ

思います。

員も務められた川出参考人がおっしゃったところ

であります。これは、四月六日の参考人質疑で、法制審の委員も務められた川出参考人がおっしゃったところ

であります。でも、その点が引下げ賛成論と反対論の最大の対決点でしたとあります。

左の方に、民法上成年となり親の監護権に服さなくなつた十八歳、十九歳の者を、少年法上は少年として扱い、保護処分の対象とすることができ

るのかということが、少年法における介入原理が一般的に用いられているものでございまして、一般に少年による再犯の危険性と保護処分による防止の可能性を合わせたものと解されておりま

す。そして、現行少年法による保護処分は、一般に少年の要保護性に応じて課すものであり、要保護性の程度が高い場合には、当該少年に対し、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超える重い処分を課すことと制約する規定はなく、制度上可能であると解されておりまして、御指摘の私の答弁は、こういった要保護性の考え方関係で保護原理がという話であります。講学上の原理として今回の保護少年に対する取扱いをどう説明するかに関するものでございまして、よつて立つ立場に様々な捉え方があり得ることから、一概にお答えすることは困難でございます。

○藤野委員 いや、実は、川出参考人は、この保護原理という言葉を、この配付資料一の僅か二ページの議事録で十回も使っているんですね。まさにキーワードなんですよ。

局長にお聞きしますが、四月七日の答弁で、松平委員の質問に対しても、保護原理といふ言葉と要

保護性、先ほどから出ていますけれども、保護原

理という言葉と要保護性は少し意味合が異なりますと答弁されています。この要保護性と保護原

理というのはどういう関係にあるんですか。関係をお答えください。

法務省にお聞きします。

法案の特定少年に対する介入原理、これも保護

原理であるということの理解でよろしいですか。

○川原政府参考人 お尋ねは、特定少年に対する

関係で保護原理がという話であります。講学上の原理として今回の保護少年に対する取扱いをどう説明するかに関するものでございまして、よつて立つ立場に様々な捉え方があり得ることから、一概にお答えすることは困難でございます。

○藤野委員 ざっくり言いますと、要保護性といふのは、当該少年への介入の必要性とかいうものを念頭に置いて申し上げたものでござります。

○藤野委員 ざっくり言いますと、要保護性といふのは、当該少年への介入の必要性とかいうものを、再犯の可能性とかを考えながら総合的に判断した、必要性に関わる概念だと思います。

他方、保護原理というのは、先ほど局長も正当化根拠と言いましたけれども、介入が必要だとし

ても、それはやはり人権を制約するんですね、少年の。少年の人権を制約するその介入がどうして正当化されるのかと、その正当化根拠がいわゆる保護原理、それについてはおっしゃったよう

年に諸説あるわけであります。

ですから、要保護性というのは、ある意味、必要性に関わる概念で、保護原理というのは、ある

意味、許容性に関わる概念だと思うんです。人権を許容する原理ですね。

問題は、その川出参考人がこうおっしゃつてい

ることなんです。その裏の方を見ていたら、いざれにいたしましても、十八歳以上の少年に

對して、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えた処分を行うことにつきましては、民法上、成年とされ、監護権の対象から外れる十八歳及び十九歳の者に対して……(藤野委員「それは結構です」と呼ぶ)

きましては様々な見解があり得るところでござりますが、例えば、少年の保護原理とは、未成熾な少年の健全な成長という少年本人の利益を図るために国が後見的な介入をすることを認めるものなどと説明されているものと承知しております。

他方、要保護性につきましては、これは実務で左の方に、民法上成年となり親の監護権に服さなくなつた十八歳、十九歳の者を、少年法上は少年として扱い、保護処分の対象と/orできること

ます。そこで、続けてですけれども、こうした改正法案の考え方によりますと、十八歳、十九歳の特定少年に対する保護処分というのと、同じ保護処分といふ言葉が使われていても、十八歳未満の者に対する保護処分とはその正当化根拠を異にする。ここが重大だと思うんですけれども、その最後のところなんですが、少年法が適用されることと保護原理が適用されることを切り離すということを認めるのであれば、このような立法も一つのあります。

すなわち、現行法上の保護処分については、一般に少年の要保護性に応じて課すものであり、要保護性の程度が高い場合には、当該少年に対し、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超える重い処分を課すことを制約する規定はなく、制度上可能であると解されておりまして、御指摘の私の答弁は、こういった要保護性の考え方であります。

○藤野委員 ざっくり言いますと、要保護性といふのは、当該少年への介入の必要性とかいうものを念頭に置いて申し上げたものでござります。

○藤野委員 ざっくり言いますと、要保護性といふのは、当該少年への介入の必要性とかいうものを、再犯の可能性とかを考えながら総合的に判断した、必要性に関わる概念だと思います。

他方、保護原理というのは、先ほど局長も正当化根拠と言いましたけれども、介入が必要だとし

ても、それはやはり人権を制約するんですね、少年の。少年の人権を制約するその介入がどうして正当化されるのかと、その正当化根拠がいわゆる保護原理、それについてはおっしゃったよう

年に諸説あるわけであります。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

川出参考人から御指摘のような意見が陳述されることは承知しております。

もつとも、お尋ねは、本法律案における十八歳以上の少年に対する取扱いを講学上の原理としてどのように説明するかに関するものでございま

す。つまり立つ立場に様々な捉え方があり得ることから、一概にお答えすることは困難でございま

す。

いざれにいたしましても、十八歳以上の少年に

對して、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えた処分を行ふことについては、民法上、成年とされ、監護権の対象から外れる十八歳及び十九歳の者に対して……(藤野委員「それは結構です」と呼ぶ)

○藤野委員 ですから、これは原理が違うんですね。行為責任という言葉を川出参考人は使っていらっしゃいます。

先ほどの答弁で、責任主義という言葉も出てきました。保護原理とは違うんですね。あくまで犯した罪に対する、いわゆる法益を侵害したことに対する非難や応報、これが責任主義とか行為責任ということになつてくるんですが、ですから、原理が違う。

つまり、特定少年については、まさに正当化の介入根拠、介入根拠が違うんですね。保護原理ではなくて、それはあくまで犯した罪の責任の範囲という、その責任の原則が、原理が、表に出てくるわけです。

いろいろ出でてくるんですけど、私は利益衡量の問題じゃないと思う。十八歳、十九歳はそういう介入原理が違うんだから、そもそも虞犯なんといふものは概念できないというふうに流れていって、論理的に。ですから、そういう意味での原理的な変更、これが私は問題だと思いますし、特定少年について、それまでと違う、十七歳以下の少年と違う、十七歳以下は改正法案でも保護原理なんです。ただ、十八歳、十九歳だけ、第五章という、まさに取りつづけて、別の原理を使つていて。

私は、介入原理を変えたことこそが危険だと思  
うんですね。原理的な変更ですから、それがどう  
作用していくか。少年法全体に作用していくと変  
質させていくんじやないか。保護原理の分野と行  
為責任の原理、いわゆる刑罰原理というのが同じじ  
法体系の中で併存してしまうわけですね。これは  
非常に私は危険なことだというふうに思います。  
具体例で見ていただきたいと思うんですが、四月七  
日の大口委員の御質問で、こういう問い合わせなんです  
ね。少年院の話です。

少年院に収容可能な期間の上限を犯情の軽重を考慮して定めるという点について、犯情の軽重以外の要素、例えば、保護処分決定時で、要保護性

の程度とか今後の見込みを考慮して、より短い期間を定めることができるのかという問い合わせされました。これはいい質問だというふうに思つんですね。

法務省にお聞きしたんですが、これは端的にお答えいただきたいんです。そのときの答弁は物すごい長いので、できるかできないかを中心により短い期間を定めることができるのかという問い合わせ。もう一つ、私は加えて、より長い期間を定め

○川原政府参考人 お答え申し上げます。  
長、期間を走らるに従う御質問でありますと、犯情の輕重以外の要素、例えば要保護性の程度などを考慮して、より短い、あるいはより長いが可能であるのか、これがお答えください。

だと思ひます。

の見込み等の処遇に関する事情は処遇期間における処遇に委ねることとして、基本的に考慮しないという趣旨の規定でございます。

したがいまして、家庭裁判所が少年院の収容期間の上昇と止まるに当たり、要保護者の程度や今後

間の「既得権利」を尊重する立場で、要件や規制の利用を認め、その後の見込み等の処遇の必要性に関する事情を考慮して、あらかじめ収容期間を限定することは想定しております。

他方で、本法律案においては、十八歳以上の少年に対する保護処分につきましては、犯罪の軽重を考慮し、相当な限度を超えない範囲内、すなわち犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えない範囲内でしなければならないとされており、要保護性を考慮して、その限度を超える収容期間を定めることもできないというところでござります。

○藤野委員 今のは端的にお答えいただいたと思

要保護性なんかはもう考慮することができないんですね。り長い期間を考慮することもできないんですね。あくまで、犯した罪の責任に照らして許容される度を超えない範囲内と。これがまさにキーワードになります。犯した罪の責任に照らして許容される度を超えない範囲内と、これが先ほど言つた責任原理、侵害原理とか、そういうものに対応するものなんですね。

保護原理という、今の十七歳にも適用されるそういう今の保護原理だつたら、こういう範囲には限られないんです。それはやはり家裁が、この少年にはより短くとかより長くとか、そうやって、その要保護性というか、いろいろなものに見合つちやつて、犯した罪の範囲内と、これがばあんと出てくるんです。ですから、この特定少年は、十八歳、十九歳に對しては、例えばこの少年院の収容期間については、極めて、もう決まつちやつて、犯した罪の範囲内と、これがばあんと出てくるんです。ですから、この特定少年については保護原理よりも侵害原理が優先されてるんですね。

そして、もう一つお聞きしたいのが、未決勾留期間を算入できる六十四条四項。これも、四月七日の川原局長の答弁はこうあるんですね。

もう時間の関係で、私の方で読ませていただきますが、現行法の趣旨として算入されないんです、今は。

その理由として、局長は、その趣旨を申し上げますと、まず保護処分は、少年の健全育成を目的として保護、教育的な処遇を行うもので、本人の利益となる側面を有しており、捜査や裁判の適正な執行のために身柄を確保する未決勾留等とは性質が異なることから、現行少年法においては、その日数を保護処分の日数に算入できることはされていないところどころでござります、こう答弁されました。

ところが、改正案は、これを算入するんですね。性質が違うんだけれども算入する。

この理由について、局長が衡平の觀点といふことをおつしやつて、特定少年に対する少年院送致

の決定に至るまでの手続に特に長い期間を要した場合は、平衡の観点から妥当じゃないから算入するんだ、こういう御説明ですね。

しかし、決定に至るまでに長い期間を要すると、いうのは、それだけやはり複雑な事案だ、あるいは五十五条に当たるような事案かもしれません。いずれにしろ、何で長くなるかというと、やはりそれは、少年の置かれた環境や犯した犯情というのが難しいからだと思うんですね、判断が。ということは、仮に少年院送致になつた場合は、長い処遇期間が必要になる可能性だつてあるわけです。ところが、未決勾留期間を算入してしまいますと、これは元々キヤップが決まつているのが、更に短くなるんですね。

局長、お聞きしますけれども、これは要保護性の後退、ひいては立ち直りにも障害になるんじやないですか。

おきましては、家庭裁判所が少年院への収容期間の上限を定めるに当たつて、未決勾留等の日数を少年院への収容期間に算入できることとする趣旨、これは御紹介いただいたとおりでございます。

すと、実際に未決勾留等の日数を算入することとなるのは、例えば、家庭裁判所による逆送決定、検察官による公訴提起を経て刑事裁判になつたものの家庭裁判所に移送された事件で、一連の手続の間、観護措置及び勾留による収容が長期にわたつて継続したような場合などに限られているものと考えております。

したがつて、未決勾留日数の算入の仕組みを設けることによって、保護処分における処遇期間の確保ができないくなるような事態は生じるとは考えていないところでございます。

○藤野委員 いや、それが、この法案ですと、例えれば三年以内とか、六十四条の三項で、保護処分でも、三号の場合の保護処分をするときは、その



例えば、氏名の秘匿については、本人には生年月日のみ言わせて、あとは紙で、このとおりかといつて確認して、はいと言つたらもうそれで人定は終わりと。あるいは、法廷内の配慮としても、少年に対して呼びかけるときにはAとかあるいは被告人とかいう呼びかけで、実名は言わないとか、着席位置も、検察官に向かって合図が

今般、特定少年につきまして推知報道を一部解除するということにいたものでございます。推知報道の一報解除をなぜするかということにつきましては、ある答弁をさせていただいておりますところでござりますので、その上で、お尋ねは、公判請求されたことがなぜ推知報道の禁止の解除と関係するのかというところでございますので、その点に絞つて申し上げたいと思います。

どのような場合に推知報道を解除するかといふ点については、先ほど申し上げております、罪

本来立るべき問い合わせで、そのことについて何ら見識も示されないまま、今回、特定少年だけ穴を空けるわけですね。これは、私、法務省としてはやつてはいけないことだと思います。

政府も、弊害があることは否定していないわけです。では、その弊害を防止する何か対応策を取るかというと、取らないわけですね。近時、不特定の拡散が理由で自殺するという事例も実際に起きてている。そういう中で、何の対応策もなく、敵害だけを増幅させるような法改正を行うというのは断固反対だというふうに申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、若年者の再犯防止、社会復帰のためには、就労の促進は極めて重要と認識しております。国会におきまして、御指摘を踏まえた上で、この法律案が成立した際におきましては、若年者に焦点を当てた前科による資格制限の在り方につきましては、関係府省と連携をし、政府としてもかかるべき検討の場を設けることとしているところでございます。

その際には、例えば、今委員御指摘のような調査であります、若年者の社会復帰に際してのニーズにつきまして、協力雇用主を含めた有識者からの意見を賜りつつ、所要の調査を行うことを考えます。

○藤野委員 本来であれば、法案を出される前に

そして、その立法事実に基づいて、法案を出されるなり出されないなり、やるべきだと思うんです  
が、今回はそれのないまま、先日の答弁だと把握もしないまま、この資格制限、法改正しようとしているということになります。

す。  
例えば、子どもの権利条約の四十条二項という  
のは、刑罰法規を犯した少年に対する手続の全て  
の段階における子供のプライバシーの尊重を保障  
しております。また、少年司法運営に関する国連  
の最低基準規則、いわゆる北京ルールズ、これの  
八条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段

要は、私が一番感銘を受けたのは、少年法一條の健全育成の理念が刑事裁判にも及ぶから、そういう

やつて配慮しているんだと。大臣は先ほど、一條は特定少年にも及ぶとおっしゃつているわけです

ね。ですから、この推知報道についてはやはり見直すべきだ。

もごと根本的に言いますと、大体二十歳以上でも、先ほども出ましたけれども、無罪推定の原則が動いていらっしゃった。だから、ハサウエーは

見か衝いてるわけですから、公証を提起された人に対する犯罪報道をどうするかというのが

用年齢を引き上げる、日本と真逆の動きが出てきています。

バーモント州における少年の再犯についての調査結果がまとめられた資料であります。

これによりますと、家裁で非行と裁定された少年がその後三年以内に刑事裁判で有罪判決を受けた割合というのは二五・二%ですね。黄色い枠の中の左の青い棒グラフです。刑事裁判で有罪を受けたその少年がその後三年以内に再度有罪判決を受けた、つまり再犯した割合というのは、その横の赤い棒グラフで四七・九%に上っている。だから、厳罰化したんだけれども、それがもう全然、再犯がもう倍近く増えてしまつて、厳罰化が再犯防止としてうまく機能していない、こういう見方が得られたわけですね。

もう一つは、二十代半ばまで脳が成長、発達し、成熟を続けるという脳科学の知見、これも反映していると言われておりますが、これら二つの理由から、このバーモント州、アメリカの北東部にあるバーモント州では州法の法改正が行われました。二〇二〇年までに十八歳を十九歳にする、二〇一二年までに十九歳から二十歳に引き上げる、こういうことが起きているんですね。アメリカでは、イリノイ州やコネティカット州でも同じような動きが起きておりまして、やはりそういう動きが出てきている。もう実際の再犯率とかにも出でてきているんですね。

アメリカだけじゃなくて、国連の子どもの権利委員会は、二〇一九年に一般的意見二十四というのを出しておりまして、この一般的意見といふの中でも、十八歳以上の者に対する子供司法制度の適用を認めている締約国を称賛するという一文が二〇一九年に追加されました。称賛する、つまり、十八歳以上にも少年司法制度の適用を認めている締約国を、いいねといつて称賛しているわけです。

大臣にお聞きしますが、やはり、国連とか、ほかの国でも、適用年齢を含めて引き上げていくこ

とも称賛されている。今回の法改正というのは、こうした流れから逆行しているというふうに思っています。

バーモント州につきましても、世界の中の動向につきましては、委員の御指摘いたいたアメリカも中心に

調べさせていただいているところでございます

が、コネティカット州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州につきましては、これまでの十六歳から十八歳に引き上げ、また、イリノイ州、ミシシッピ州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ルイジアナ州、サウスカロライナ州、ミズーリ州は十七歳から十八歳に引き上げるとい

うことでございます。先ほど御紹介いただいた

バーモント州につきましては、私法上の成年年齢

十八歳ということをございますが、十八歳から二十一歳に引き上げた州とということでございます。

各国におきましてそうした状況が、アメリカの

勢力、犯罪情勢等の状況に応じて形成されたものでございまして、国民の信頼、これを基礎として成り立つていて、適用年齢だけ捉えて諸外国の少年法制と比較することはなかなか難しい、適当ではないというふうに思っておりますが、年齢の区分につきましては、生まれてからずつと年齢区分でいろいろな法律ができるところもございますので、情勢に応じまして、いろいろな角度からフォローしていく必要があろうかというふうに思っております。

○藤野委員 個別の国じゃなくて、私は、国連

が、そういう世界の見方も踏まえて、この一般的

意見というのは結構ちゃんと検証した上で出され

るんですけども、その上で、二〇一九年に、十八歳以上を法適用した国は称賛するという一文が加わったわけです。そういう意味で、やはり世界の流れだと思うんですね。

○上川国務大臣 本法律案の附則第八条におきま

て、鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、二十歳未満からおおむね二十六歳未満に引き上げるとしております。その理由はなんでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

おおむね二十六歳未満の受刑者につきましては、改善更生のため、その特性に応じた矯正処遇を更に充実させることが重要であるとして、法制審議会の議論におきましては若年受刑者の充実した処遇が議論されておりまして、その前提として、個々の受刑者の問題性を的確に把握することが重要である、これらの者に対する刑事施設での処遇調査において、少年鑑別所の鑑別に関する知識等を若年受刑者に活用することが有効であると考えられることから、鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、現行の二十歳未満からおおむね二十六歳未満に引き上げることとされたものと承知しております。(藤野委員「可塑性があるの」と呼ぶ)その元々の御議論の中でも、一般的に他の年齢層に比較して可塑性に富んでいるというふうな御議論がござります。

○藤野委員 いや、そういう方向性だと言つては

しいというわけじゃないんですよ。あらゆる方向

性が否定されませんねという、当たり前のこととつきました、今の段階で私が申し上げるというこ

とにつけではなかなか困難であるということにつ

きました、また適切でもないのではないかといふうに理解をしております。

○藤野委員 やはり、この方向性だと言つては

いいというわけじゃないんですよ。あらゆる方向

性が否定されませんねという、当たり前のこととつきました、今の段階で私が申し上げるというこ

とにつけではなかなか困難であるということにつ

きました、また適切でもないのではないかといふうに理解をしております。

大臣は今日の委員会でもおつしやいましたし、

四月二日の当委員会で、私に対して、今後の運用について、第一条の理念に照らして、基本的人権をしっかりと守りつつ矯正保護につきましては

十分に少年法の趣旨、理念が生かされるよう運用していくべき事柄というふうに考えておりますとい

うふうに答弁されていまして、これはやはり本当に大事だと思うんですね。今後どういう運用がされていくのかという場合に、やはり、この大臣の

答弁、十分に少年法の一条の趣旨が生かされる方

向での運用というのを強く求めたいと思うんですね。

最後になりますけれども、私もやはり、国民世

論との関係、これは本当に大事だと思っていまし

て、やはり、誤解が多く、そのままになつていて

と思うんです。少年法は甘いとか、少年犯罪は凶

悪化しているとか。時々のトピックとなるような

事件があると、とりわけそつなるんですけども、やはり、少年犯罪は、憲態としてはそうでは

ないし、減つてきているし、凶悪化もしていな

い。ただ、それが国民世論との間で大きな乖離がある。この乖離をそのままにしたままでは、仮に五年後、同じような法改正を審議されたとしても、冷静な法律審議にはならないと思います。

やはり、私が法務省に求めたいのは、こういう国民世論と少年犯罪をめぐる事実との乖離をなくしていくために、この間大臣がおっしゃっている国民世論、理解していただく、そういう能動的な努力が必要ではないかということなんです。

先日紹介したのは、一九六六年当時の法務大臣である石井光次郎大臣はこうおっしゃっているんですね。国の将来を背負う大事な青少年を扱う法律だから、繩張り争いなどというくだらない疑いを受けないよう、真正面から堂々と話をするべきことが一番だといつて、複数の少年法改正の試案を出して世に問うんですね。やはりこの姿勢が大事なんじゃないか。

それに対し、当時の司法府、最高裁も真正面から応えるんです。家裁の長官の会議を開いて、高裁の長官の会議も開いて、そして最高裁が特別の委員会をつくって四回も議論をして、意見書をまとめる。

当時の横田最高裁長官がこうおっしゃっています。

非行少年の問題は、少年の環境、教育などの問題も含め、広い視野と高い識見の下に検討すべき大きな問題である。法務省が、この問題の取扱いに慎重であり、立法当局者だけで立案を進めないで、広く世に意見を聞く態度を表明していることは誠に意義のあることである、こうおっしゃっています。こうした当時の政府や最高裁の姿勢が、当時の国民世論の形成に大きく寄与したことは私は間違いないと思うんですね。

なので、大臣にお聞きしますけれども、その前にもう一つ、ちょっと紹介しますが、最高裁の判

事も務めた畠藤重光教授が、少年法三十五周年に当たって、こう述べているんです。

少年法は、司法の分野に足場を置いているだけではなく、広く教育と社会福祉の領域にも関連を持ち、その交差点にあって、独自の法領域を成し、独自の機能を有するのである。独特の法領域を成して、独自の機能を有していると。で、少年の問題をめぐる司法と教育と福祉との領域にも深い関連のある少年法の意義と機能は極めて重大である。こう畠藤教授が言っているんです。

これで、大臣にお聞きしたいんですけども、例えば今後、最高裁とか家裁とか、日弁連とか刑事法学者、いわゆる司法の分野、これも大事なんですが、同時に、やはり例えば教育とか社会福祉の関係者とも連携して、少年法をめぐる本当の意味での国民世論、これを喚起していくために、法務省としてのイニシアチブを發揮していただきたい。

○上川国務大臣 法律案につきましては、附則八条におきまして検討が求められているところでございます。

いずれにいたしましても、多角的な観点からの検討が行われるように、私としても適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○藤野委員 もう終わりますが、やはりそういう意味での大きな法案だと、少年法というのは本当に大事な法案だと。それを、やはりこれだけの審議で終わるというのは、私たちは強く反対して、質問を終わります。

○義家委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 国民民主党・無所属クラブの高井でございます。

私も、午前中の寺田委員の議論を聞いていて、本当に大きな問題だなと思いました。私もこの間、この少年法自体は賛成する部分も反対する部分もあるんですけども、やはり推知報道のところは非常に私は大きな疑問があります。

これまで、考え方でやっているのかということであります。

これにつきましては、検査に関する取材対応を直、この委員会でもやりましたけれども、報道の自由というのは、国民の知る権利と裏腹でけれども、例えば、検察官の定年延長の解雇変更は国民に周知しなくていいなんていう答弁をされて、やはり法務省自ら、法務の実態に合わせて、やはり法務省自ら、法務の実態に合わせて、国民世論、理解していただく、そういう能動的な努力が必要ではないかということなんです。

先日紹介したのは、一九六六年当時の法務大臣である石井光次郎大臣はこうおっしゃっているんですね。国の将来を背負う大事な青少年を扱う法律だから、繩張り争いなどというくだらない疑いを受けないよう、真正面から堂々と話をするべきことが一番だといつて、複数の少年法改正の試案を出して世に問うんですね。やはりこの姿勢が大事なんじゃないか。

それに対して、当時の司法府、最高裁も真正面から応えるんです。家裁の長官の会議を開いて、高裁の長官の会議も開いて、そして最高裁が特別の委員会をつくって四回も議論をして、意見書をまとめる。

当時の横田最高裁長官がこうおっしゃっています。

非行少年の問題は、少年の環境、教育などの問題も含め、広い視野と高い識見の下に検討すべき大きな問題である。法務省が、この問題の取扱いに慎重であり、立法当局者だけで立案を進めないで、広く世に意見を聞く態度を表明していることは誠に意義のあることである、こうおっしゃっています。こうした当時の政府や最高裁の姿勢が、当時の国民世論の形成に大きく寄与したことは私は間違いないと思うんですね。

なので、大臣にお聞きしますけれども、その前にもう一つ、ちょっと紹介しますが、最高裁の判

事も務めた畠藤重光教授が、少年法三十五周年に当たって、こう述べているんです。

少年法は、司法の分野に足場を置いているだけではなく、広く教育と社会福祉の領域にも関連を持ち、その交差点にあって、独自の法領域を成し、独自の機能を有するのである。独特の法領域を成して、独自の機能を有していると。で、少年の問題をめぐる司法と教育と福祉との領域にも深い関連のある少年法の意義と機能は極めて重大である。こう畠藤教授が言っているんです。

これで、大臣にお聞きしたいんですけども、例えば今後、最高裁とか家裁とか、日弁連とか刑事法学者、いわゆる司法の分野、これも大事なんですが、同時に、やはり例えば教育とか社会福祉の関係者とも連携して、少年法をめぐる本当の意味での国民世論、これを喚起していくために、法務省としてのイニシアチブを發揮していただきたい。

特に、私も何度かここで、取材に対する、検察、それから今日は警察にも来ていただきましたけれども、やはり捜査情報とかあるいは訴訟の情報というの人は人の命に関わるわけですよ。自殺する人だって出てしまいかねない。一方で、じゃ、国民は何を知りたいかというのは、私はそこは、捜査の途中の情報をそこまで知りたいというのは、ちょっと、やはり興味本位というか好奇心というか、そういう部分が結構あるなと思うんですね。そう考えると、その部分を事前に国民の皆さんに知らせる意味というのはどれほどあるのかということを強く疑問に感じます。

その中でちょっと具体的に、まず刑事局長における検査官の捜査に対する、起訴のときの、聞きしますけれども、この間も聞いてきましたけれども、検査官の捜査に対する、起訴のときの、いろいろ報道の自由があるから取材を受けるのはいいですよ。しかし、それをどこまでしゃべるかというのはどういう考え方に基づいてやっておられるのか。それから、今回、推知報道の解除になりますけれども、そのことによってそのスタンスに変わりはあるのか。そのことを教えてください。

本改正によりまして、十八歳及び十九歳のとき犯した罪により公判請求された場合には推知報道の禁止が一部解除されるわけですが、事件 자체を公表するか否かを判断し、事件 자체を公表する場合におきましても、本人を推知することができる事項を含まないよう留意をしているものと承知しております。

現在も少年事件というのはございまして、現行の少年事件に關しましては、推知報道を禁止する少年法六十一条の趣旨をも踏まえ、検察当局は事件 자체を公表するか否かを判断し、事件 자체を公表する場合におきましても、本人を推知することができる事項を含まないよう留意をしているものと承知しております。

二つ目のお尋ねは、今回、推知報道の一部解除ということになったとき、その部分は変わるのがどうしたことでございます。

現在も少年事件というのはございまして、現行の少年事件に關しましては、推知報道を禁止する少年法六十一条の趣旨をも踏まえ、検察当局は事件 자체を公表するか否かを判断し、事件 자체を公表する場合におきましても、本人を推知することができる事項を含まないよう留意をしているものと承知しております。

七条の趣旨を踏まえ、個別の事案ごとに、関係者の名譽、プライバシーへの影響及び将来のものも含めた検査、公判への影響の有無、程度等を考慮し、公表するか否かや、その程度及び方法を慎重に判断しているものと承知しております。

二つ目のお尋ねは、今回、推知報道の一部解除ということになったとき、その部分は変わるのがどうしたことでございます。

これは警察にも同じ質問をしていますけれども、警察はどういうスタンスですか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

警察としては、事件に係る報道発表について

は、地方公務員法、都道府県の個人情報保護条例、刑事訴訟法等にのつとて行つております。

府県警察において、公表することによって得られる公益、関係者のプライバシー等の権利利益、公表が検査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について、組織として判断、決定しているところでございます。

御審議していただいている少年法改正案の規定が施行された場合であつても、警察においては、これまでと同様で、この考え方については同様であると考えています。

なお、少年事件に限つて申し上げれば、推知報道の禁止規定が適用されることは対象となる少年事件の公判請求後であることから、これを前提とした対応を取ることになるものと承知しております。

○高井委員 いや、ちょっと警察も気になる答弁でしたね。公表することによって得られる公益つて何ですか。捜査情報を公表することによつて得られる公益とおっしゃつたんですけども、具体的にどんなのがあるんですか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

事件の中には、同一犯人によつて同様の犯罪が行われている場合もございます。そういうつたものについて事件広報をすることによつて、その被害の申告、そういうつたものを更にきちんと警察の方に通報していくだくというようなこともござります。そういうことを含めて、警察としては公益性を考えでまいります。

○高井委員 それは理解しますけれども。しかし、そこをやはり拡大解釈しているんじゃないのか。つまり、公表して公益性に資するんだということとで、どんどんどんどん公表してしまつてやしないかということを私は非常に危惧するわけです。

これは、今度、検察、警察両方に聞きたいんですけれども、今おっしゃつたような、それが私は正しいとは思ひませんけれども、そういう方針を、全国の検事あるいは警察、警察の方がもつと数は多いと思いますけれども、どういうふうに伝えていますか。

○川原政府参考人 お答えいたします。

検察当局におきましては、先ほど申し上げましたように、検察の活動を国民に正しく理解していただきために、個別の事案に応じて、幹部検察官が事件広報の対応を行つてゐるものと承知しております。

その幹部検察官が事件広報を行うに当たりましては、先ほど申し上げましたように、刑事訴訟法四十七条の趣旨を踏まえまして、その内容を慎重に判断しているところでございまして、事案によりましては、その上司あるいは上級序と協議するなどして、適切な事件広報が行われるように努めているものと承知しています。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

事件に係る報道発表については、都道府県警察において、個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところでありまして、幹部職員又はその者が指定する者が当たるというふうに内部規定でしております。

○高井委員 本当ですかね。

ちなみに、何か規則とか通達とか、文書にしてそういうものを出していますか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

私どもは、国家公安委員会規則で犯罪捜査規範というものがございます。これは、各都道府県警察における犯罪捜査を行つ際に、その基本をまとめたものでござります。この中で、今申し上げたような基本的な考え方、そして、新聞発表あるいは取材対応について、こういう者が当たるというものを規定してございます。

○高井委員 まあ、あの、弱いというか、本当に、これはいい機会というか、少年法を改正され推知報道を解禁、禁止解除で、ちょっと一度、一度、何というか、きちんと警察厅なりの考え方

よりもっと、その部下の方とかに夜討ち朝駆け、すけれども、今おっしゃつたといいますけれども、でも、いろいろな記者の方に聞くと、とにかく警察の、警察のクラブというのは何か別格なんですよ。そこ

を、全国の検事あるいは警察、警察の方がもつと度も夜討ち朝駆けされたら、ついしゃべつちゃえますか。

マスコミはそれは必死ですよ。しかし、それに乗つてしまふるというのはおかしくないですか。

今報道、記者発表はそれでいいですよ。個別の取材に対してはどういうスタンスでいて、それをどういうふうに現場の警察官なりに伝えていくんですか。

マスコミはそれは必死ですよ。しかし、それに乗つてしまふるというのはおかしくないですか。

乗つてしまふるというのはおかしくないですか。最近は随分減つたといいますけれども、でも、いろいろな記者の方に聞くと、とにかく警察の、警察のクラブというのは何か別格なんですよ。そこ

でやはり花形で働いていて、とにかく夜討ち朝駆けして情報を取る。

○櫻澤政府参考人 お答えいたしました。

事件に係る報道発表については、都道府県警察において、個別の警察官が行うのではなく、幹部職員又はその者が指定する者が当たるというふうに内部規定でしております。

○高井委員 本当ですかね。

ちなみに、何か規則とか通達とか、文書にして

そういうものを出していますか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

私どもは、国家公安委員会規則で犯罪捜査規範というものがございます。これは、各都道府県警察における犯罪捜査を行つ際に、その基本をまとめたものでござります。この中で、今申し上げたような基本的な考え方、そして、新聞発表あるいは取材対応について、こういう者が当たるという

ものを規定してございます。

○高井委員 まあ、あの、弱いというか、本当に、これはいい機会というか、少年法を改正され

て推知報道を解禁、禁止解除で、ちょっと一度、一度、何というか、きちんと警察厅なりの考え方

を示して、それで現場の警察官にまで、それは、幹部に取材といつたって、報道の方はそうはいきませんから、現場の人聞くんですから。何度も

ちょうどいいタイミングだと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

今日は警察に来ていただいているので、ちょっと関連してどうか、ちょっと話は変わるんですがけれども、今回、二十歳か十八歳かというのが大きなテーマになつていていますけれども、実は、公務員又はその者が指定する者が当たると二十歳だからそれに倣つたと言つていました。

今回、十八にするかという議論もあつたけれども、二十歳でどめた。それから、ガジノは二十歳、だつたけれども、カジノに聞いたたら、ほかが二十歳だからそれに倣つたと言つっていました。

ほかはなぜ二十歳にしているかというと、青少年健全育成の観点、それからギャンブル依存症の観点からだ、みんなそろえてそういうお答えでした

が、実は、警察が所管するパチンコ、これは十八歳ですね。これは何で十八歳なんですか。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

公営競技等につきましては、刑法上、賭博行為等が処罰の対象とされていることを前提とした上で、関係する法律の規定により違法性を阻却した上で、一定の規制の下でその実施が認められています

ものとの承知しております。

これに対しまして、風営適正化法に基づく規制の範囲内で営まれるパチンコ営業において行われる遊技につきましては、刑法第百八十五条に規定する賭博罪に該当しないものと認識しており、そもそも公営競技等とは性格を異にしているものでござります。

その上で、パチンコ営業を含む風俗営業につきましては、適正に営まれれば国民に健全な娛樂を提供するものとなり得るものである一方、営業の行わる方いかんによつては、善良の風俗と清淨な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすことから、風営適正化法に基づき必要な規制が行われております。

その中で、少年の健全な育成に障害を及ぼすことを防止する目的で、風俗営業を営む者に対し、十八歳未満の者については営業所に客として立ち入らせることを禁止しております。

○高井委員 何か、健全に行われれば国民のプラスになるみたいな答弁でしたけれども、そう言うと、じゃ、ほかの公営ギャンブルとかカジノとかは健全に行われても駄目なのかとちょっと深読みしてしまいましたけれども、でも、宝くじですら二十歳なんですよ。何でパチンコ、しかも、パチンコが賭博に当たらないというかギャンブルに当たらないというのは、これは相当やはり無理がある話だと思うんですね。

私はそこで聞きたいんですけど、パチンコというのは三店方式といつて、私もパチンコをやつたことがありますけれども、玉が出て、それを持つていくと、何か変な、メダルみたいな、こんなもの要らねえやというのに換えてもらつて、それを隣にある交換所に行くとお金に換えてくれる。だけれども、この交換所とパチンコ店は全く関係なくて、この交換所は古物営業法の許可が何を取つていて、しかも、交換所が別の流通業者にそのメダルみたいなものを渡して、別の流通業者が今度はパチンコ店と取引する、これを三店方式と俗に、パチンコをやる人なら誰でも知つている方式なんですねけれども、しかし、やはり何かおかしいですよね、どう考へても。

何でそんなお金の価値も分からぬメダルを、何千円も何万円も投資して、もううのかというのは、普通に考えて、どう考へても何かおかしな方がややこしい方式にしているんですか。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

客がパチンコ営業者から賞品の提供を受けた後、パチンコ営業者以外の第三者に当該賞品を売却することはあるものと承知しております。

風営適正化法におきましては、パチンコ営業者が現金等を賞品として提供することや、客に提供した賞品を買い取ることを禁止しております。パチンコ営業者以外の第三者が賞品を買い取ることは直ちに風営適正化法違反となるものではございませんが、当該第三者が営業者と実質的に同一であると認められるような場合には同法違反となることがございます。

警察としましては、こうした違法行為につきましては、引き続き厳正な取締りを行つていく考えでございます。

○高井委員 それが、だから、ややこしいわけですね。どう見ても隣にあるところが別主体、パチンコ店にとってもいい迷惑なわけですよ。その換金所というのを別につくらなきゃいけなくて、全然別人格だといつて、最近、結構すぐ隣なんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みたいに、どう見てもおかしい方式はやめて、きちんとパチンコも賭博に位置づける必要があるんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みに付けて、昔はかなり遠いところまで行かなきやいけなかつたり、あと、店員に聞いても教えてくれないとか、そういうことなんですよ。

非常に、だから、何でこんなややこしいことをしているのかということで、実は、これ、もうここで、それを隣にある交換所に行くとお金に換えてくれる。だけれども、この交換所とパチンコ店はも今まで検討があるんですね。

例えば、これは二〇〇五年、随分前ですけれども、民主党の娛樂産業健全育成研究会という議員連盟ですね、ここで、パチンコ営業に関する法律の試案として、遊技場営業の規制及び業務の適正化に関する法律案大綱というのを発表した、これはパチンコの業界誌でそれども。事務局長が、くつたという、野党ですね。

從来の風適法の枠からパチンコを外すこと、三店方式の換金システムをクリーンな形にすることの二点に集約して、新しい遊技新法の枠組みをつくることですね。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

客がパチンコ営業者から賞品の提供を受けた後、パチンコ営業者以外の第三者に当該賞品を売却することはあるものと承知しております。

風営適正化法におきましては、パチンコ営業者が現金等を賞品として提供することや、客に提供した賞品を買い取ることを禁止しております。パチンコ営業者以外の第三者が賞品を買い取ることは直ちに風営適正化法違反となるものではございませんが、当該第三者が営業者と実質的に同一であると認められるような場合には同法違反となることがあります。

警察としましては、こうした違法行為につきましては、引き続き厳正な取締りを行つていく考え方でございます。

○高井委員 それが、だから、ややこしいわけですね。どう見ても隣にあるところが別主体、パチンコ店にとってもいい迷惑なわけですよ。その換金所というのを別につくらなきゃいけなくて、全然別人格だといつて、最近、結構すぐ隣なんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みたいに、どう見てもおかしい方式はやめて、きちんとパチンコも賭博に位置づける必要があるんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みに付けて、昔はかなり遠いところまで行かなきやいけなかつたり、あと、店員に聞いても教えてくれないとか、そういうことなんですよ。

非常に、だから、何でこんなややこしいことをしているのかということで、実は、これ、もうここで、それを隣にある交換所に行くとお金に換えてくれる。だけれども、この交換所とパチンコ店はも今まで検討があるんですね。

例えば、これは二〇〇五年、随分前ですけれども、民主党の娛樂産業健全育成研究会という議員連盟ですね、ここで、パチンコ営業に関する法律の試案として、遊技場営業の規制及び業務の適正化に関する法律案大綱というのを発表した、これはパチンコの業界誌でそれども。事務局長が、くつたという、野党ですね。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

党の、時代に適した風営法を求める議員連盟では、議連は、パチンコ業法などの新法制定か風営改正によってパチンコ店内での換金を合法化する案や店内の景品交換所を公益法人化する案などを検討している。議連幹部は、パチンコ税を社会保障財源として目的税化し地方税にすれば、数百億から数千億の収入が見込まれると皮算用をしていました。私は、この税目的というのはちょっとどうかなど。そうすると、業界も反発するわけですね。

税目的じゃないとですね、実は、最初の民主党の方は、これ、パチンコ業界も是非やってくださいということで、議連で議論が進んでいたんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みたいに、どう見てもおかしい方式はやめて、きちんとパチンコも賭博に位置づける必要があるんですね。私は、もうこの際、さつき言つた三店方式みに付けて、昔はかなり遠いところまで行かなきやいけなかつたり、あと、店員に聞いても教えてくれないとか、そういうことなんですよ。

非常に、だから、何でこんなややこしいことをしているのかということで、実は、これ、もうここで、それを隣にある交換所に行くとお金に換えてくれる。だけれども、この交換所とパチンコ店はも今まで検討があるんですね。

例えば、これは二〇〇五年、随分前ですけれども、民主党の娛樂産業健全育成研究会という議員連盟ですね、ここで、パチンコ営業に関する法律の試案として、遊技場営業の規制及び業務の適正化に関する法律案大綱というのを発表した、これはパチンコの業界誌でそれども。事務局長が、くつたという、野党ですね。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

当該規制の範囲内で行われる営業につきましては賭博罪に該当しないものであり、新たに特別法を制定して違法性を阻却することが必要とされるものではないというふうに認識しております。

○高井委員 木で鼻をくくった答弁がずっと続くんですけれども。

これ、法務委員会、平成二十三年十月二十五日、自民党的な議員がこういう質問をしていました。この議連の主目的は、パチンコ店内での換金を認めるなどを法律上明記する、パチンコの、これはくぎ調整というんですが、パチンコ店の自由裁量として、警察の指導対象から除外する、所管を警察庁から経済産業省に移す、警察による調査を簡略化する、これが目的じゃないかと櫻澤さんを言つてゐるわけです。これはそうなんじゃないんですね。つまり、警察が所管しておきたい、風営法の範囲内であれば、ということが私は一番

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

それはなぜそつ思うかというと、全国の都道府県の遊技業協同組合、皆さん地元にもあって、お世話になつていてる方もいると思いますけれども、私も岡山の方、存じ上げていますけれども、専務理事も事務局長も警察出身者です。私の感じでは、全国、四十七都道府県全部そつじゃないかと思っているんですけども、この全国の遊技業組合の事務局長、専務理事、何人いて、そのうち警察出身者は何人ですか。

○檜垣政府参考人 都道府県の遊技業協同組合の専務理事、事務局長につきまして、警察出身であるかどうかにつきましては、私どもの方では把握はしておりません。

○檜垣政府参考人 風俗営業ですので、確かに所管ということにはなるかと思ひますけれども、その事務局長や専務理事がどこのどういう方かと組合の事務局長、専務理事、何人いて、そのうち専務理事も事務局長も警察出身者です。私の感じでは、全国、四十七都道府県全部そつじゃないかと思うんですけども、この全国の遊技業組合の事務局長、専務理事、何人いて、そのうち警察出身者は何人ですか。

○檜垣政府参考人 都道府県の遊技業協同組合の専務理事、事務局長につきまして、警察出身であるかどうかにつきましては、私どもの方では把握はしておりません。

○檜垣政府参考人 風俗営業ですので、確かに所管ということにはなるかと思ひますけれども、その事務局長や専務理事がどこのどういう方かと組合の事務局長、専務理事、何人いて、そのうち専務理事も事務局長も警察出身者です。私の感じでは、全国、四十七都道府県全部そつじゃないかと思うんですけども、この全国の遊技業組合の事務局長、専務理事、何人いて、そのうち警察出身者は何人ですか。

○檜垣政府参考人 お答えいたします。

一方、地方公務員である都道府県警察職員の再就職については、各都道府県が、その判断により、条例で一律の規制をしているものと承知しておりまして、警察庁が関与する立場にはございま

七八

警察庁では、個別の都道府県警察職員の再就職の状況というのを把握しておりますけれども、警察職員の再就職については、関係法令による規制を遵守し、また、当該職員の再就職によって警察行政の公正性が損なわれないことが必要と認識しております。警察庁として、引き続き職員や都道府県警察に対する指導は行ってまいりたいというふうに考えております。

済みません、余り、これ以上、もう少年法の時間がなくなるので、今日はこのくらいにいたしまいますが、また引き続き取り上げたいと思います。それでは、少年法、ちょっと時間も短くなつちゃつたんですが。

こうした健全育成に  
に承知をして  
の決定がさね  
なりますので  
年に対して何  
ございません

家庭裁判所における手続自体が少年の一定の効果を有するところというふうておりますが、手続の性質上、これらと併せて事件は終局するということになりますと、その後において、家庭裁判所が少くとも何らかの働きかけを行うということはあります。

今、報道の自由と、そして個人のプライバシー、さらにはSNSの時代でござりますので、そういう社会環境あるいは現在の状況、様々なことをやはりしっかりと考えていかなければいけないということは委員御指摘のとおりだというふうに思います。この問題は本当にエマージングとうか、状況でございますので、この点につきま

うに考えております。

すかね。やはり、こうやつてテーマになつていてる  
わけですよ。

調べれば分かるはずですから、これはここで何  
度聞いても答えないでしようから、これは委員  
長、提出するように、協議していただけません  
か。

ちよつと、今は六割ですけれども、過去十年ぐら  
い見てどうだったのかということ、併せてもう一  
問聞きますけれども、その審判不開始や不処分  
となつた方というのとは、そのまま社会に戻つて  
くわけですけれども、それの何かアフターフォ  
ローみたいなものはあるんでしようか。

フオローと、あと、ちょっともう質問時間はないんですけれども、裁判官も、家裁と地方裁とかをやり合つたり来たりで、余り専門的にずっとやつてゐるということじやないそんなので、私はちょっとお畠みたいのが、家庭裁判所畠みたいな人がもつといた方がいいんじゃないかなと思いましたので、それはちょっと提言として申し上げておきます。じゃ、もうあと最後の質問だと思うので、大臣に。

○高井委員 濟みません、五分間違えていまして、まだ三分ぐらいありましたので、ちょっと同じ質問を、じゃ、刑事局長にも聞きたいと思いまして。さっきからの答弁を聞いていて、報道の自由、報道の自由と、やはり、こっちで聞いていて、少年法と報道の自由、どっちが大事なんだよと。このバランス、バランスなのは分かりますよ、バランスは分かるけれども、しかし、やはりバランスを失しているんじゃないかというのが我々の見

ら、全員そうじやないか、全都道府県そうじやないかと私は推測しています。

ち、審判不開始それから不処分が占める割合は、平成二十三年には六六・一%でありましたが、令和二年、これは速報値になつておりますが、五八・六%となつておりますし、過去十年間の動向

ちょっと重視し過ぎないかと、さつきの寺田委員の質疑を聞いていて本当に思いました。

改めて、やはり、少年法だけじゃないですよ、  
刑事事件全般を所管する刑事局長として、報道の  
自由というのはもちろんありますけれども、しか  
し、さつきから言つているように、興味本位で知  
りたいとかいうことに対しても対して答える必要はない  
し、それに対する、やはり、それだけの公益がある  
るからであらば、ですナレドモ、見某そうちやな

警察署に連絡して、係員の警多取扱方再就職を行つた理由については把握はしておりません。

ターフォロー”といふところでござりますけれども、少年事件につきましては、家庭裁判所に送致されました後、少年が自らの非行及び問題性を向き合

れども、そういうことを考へると、やはりこの報道の自由とのバランスをどう取つていくかというの是非常に重要なテーマだと思ひますけれども、最後に大臣の御見解をお聞かせください。

いケースも多々見受けられるあるいは、検察や警察が捜査を正当化したいというために情報を提供しているとしか思えないような例もありますので、ここは是非刑事局長として最後にびしつと答弁をして、今後の決意を示していただきたいと思います。

○高井委員 これは、私の、結構動画で皆さん見

よりまことに、審判を開始した上で、裁判官によつて審判期日においてといった形で様々な働きかけが行われまして、その結果、再非行の可能性を見出したり、あるいは審判と開廷どちらも二つとも選ばれ

半々だとか、何か言ってくれればいいと思います

の鑑定から、あえて審査を開始するまでの必要はない、若しくは保護処分に付すまでの必要はない」ということで、審判不開始又は不処分の決定に至る。

る場合がござります

ます



ような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定しておるところでございまして、ここに「その他の出版物に掲載してはならない」ということは、直接的には紙媒体の出版物への掲載を禁止するものと考えております。

ただ、その上で、委員のお持ちの問題意識との関係で、加えて御説明申し上げますと、この同条の趣旨は、少年の特定に関する情報が広く社会に伝わり、少年の社会生活に影響を与えることを防ぎ、その更生に資することにありますので、紙媒体の出版物への掲載以外の方法によるものであつても、例えば、インターネット上で本人であることを推知させる情報を流布するような行為であつても、このような趣旨に反するものと考えております。

○串田委員 その趣旨に反するものと考えておりますという、であるならば、やはりこれは昭和二十三年の条文の文言、そのままにしないようにしない、侮辱罪のように、表現をする側を法定刑を重くすると言つてゐるんだから、何がやつてよいのか、何はやつていけないのかというのを明確にしなければ私はいけないのではないかと思つています。

「新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と書いてあるのを、ネット上のSNSにまでこれを拡大していくというのは、読んでいる文言的には、やはりさすがに無理がありますよ。そして、それによつて何らかの行為が行われた場合、侮辱罪として刑事罰に処せられるわけですよね。

今まとめますと、この六十一条は、特定少年になつてない今の現行法上の少年に関しても、SNS上でこのようなことを公開するということは、SNS上でも許されないという理解でよろしいですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、インターネット上その他、SNS上も含みますが、で、本人であることを推知される情報を探る行為は、少年法六

十一条の趣旨に反するものであり、同条の禁止の対象に含まれると考えております。

○串田委員 そうしますと、そのような行為を行つた者は、場合によつては侮辱罪に該当するということもあり得るということですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員、今、推知報道と侮辱罪の関係ということでお、二つのことを重ねておっしゃつておられますので、ちょっと整理して申し上げますと、その当該行為が推知報道に当たるかどうかは別にして、刑法上の侮辱に当たる行為を行つたならば、それは侮辱罪でございます。それは刑法上の侮辱罪に当たる行為でございますので、それは刑罰の対象となります。

推知報道の禁止というのは、まさに先ほど来申し上げております少年法の関係で、本人を推知する報道の公にするのを禁止しているものでござります」という、であるならば、やはりこれは昭和二十三年の条文の文言、そのままにしないようにしない、侮辱罪のように、表現をする側を法定刑を重くすると言つてゐるんだから、何がやつてよいのか、何はやつていけないのかというのを明確にしなければ私はいけないのではないかと思つています。

○串田委員 その趣旨に反するものと考えております」という、であるならば、やはりこれは昭和二十三年の条文の文言、そのままにしないようにしない、侮辱罪のように、表現をする側を法定刑を重くすると言つてゐるんだから、何がやつてよいのか、何はやつていけないのかというのを明確にしなければ私はいけないのではないかと思つています。

○串田委員 その趣旨に反するものと考えております」という、であるならば、やはりこれは昭和二十三年の条文の文言、そのままにしないようにしない、侮辱罪のように、表現をする側を法定刑を重くすると言つてゐるんだから、何がやつてよいのか、何はやつていけないのかというのを明確にしなければ私はいけないのではないかと思つています。

これは、恐らく、前回も聞いたんですけど、大正十一年と昭和二十三年のときは、やはりこれをでましまして、たまたまその二つのものが重なり合つた場合、侮辱行為そのものが推知報道に当たり得るかどうかは別にしまして、一つのまとまりとしての、その公にする行為が推知報道の禁止に当たり、また侮辱にも当たるのならば、それは両方にわたるということになるうかと思いますが、何がそれに当たつているかというのは、侮辱に当たるかという問題と推知事項に当たるかという問題、それぞれ別個に判断すべき事柄であると考えております。

○串田委員 たまたまとか言つてゐるから、現実離れしているんじやないかなと思うんですよ。

○串田委員 東野圭吾さんの「手紙」という小説は前に読んで、映画も見たんですけども、兄弟にも及んで、アパートにも住めなくなるような状況にもなるわけじゃないですか。そういう関連性というものをしっかりと、侮辱罪とか、何をしてはいけないのかというのを国民にちゃんと知らせないと、これだけ見れば、「新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と書いてあるのを読めば、それ以外はいいだらうと読むのが普通だと思うんです。

紙、それ以外ではなくても、全ての人人がSNSに

今言つたような拡大解釈をこの法務委員会で聞いた人だから分かるのであって、この文言を読んでそこまで分かるかという話を考へないと、もう昭和二十三年の時代とこんなに違うんだから、あらゆるものに対しても、表示はしてはならないといふ認識を持たないと、やはり被害者の方々もそうですし、加害者の方々、これは加害者の家

族というのが東野圭吾さんの「手紙」にありましたが、被害者も、被害に遭つたということが認知されことによって、その被害が、周りの人に対してもやはりそういう被害を受けたということが分かつてしまふという面もあるわけですから、やはりここはもう少し、昭和二十三年の法律を今の時代に合致させながら、この限りにあらずというよ

う。国民ができないわけだから。

何人もということであれば、主体が特定された人だけが刑事罰になつて、その他の人たちはやつても刑事罰にならないというふうに当時から解釈していたんですか。

○川原政府参考人 委員のお尋ねは、旧少年法以来、この推知報道禁止の対象となる、その推知報道の主体に変更があるかということでございますが、それについては、条文上、特段限定がございませんので、何人もということで理解をしております。

○串田委員 非常に、主体のない特別な規定でありますので、何人もとしか読みようがないんだけど思いますが、それについては、条文上、特段限定がございませんので、何人もとすることで理解をしております。

○串田委員 非常に、主体のない特別な規定でありますので、何人もとしか読みようがないんだと思いませんけれども、その罰則を見れば、誰が主体となるのかということはおおよそ想定できるわけですね。

○串田委員 そして、推知報道に関して各委員が非常に慎重になつてゐるのは、かつてと社会的制裁というものがはるかに違つてしまつてゐる。それこそ新聞紙や出版物というものは紙面に限りがありますので、どんな事件であつても掲載されるわけではありません。非常に重要なだけを編集者が選ばない、紙面に限りがありますから、載せられない

いわけですね。

それに對して、今SNSでは、それこそ新聞紙、それ以外ではなくても、全ての人人がSNSに

それを載せることができるし、その範囲というのは全く制限がない。どんなちっちゃな事件でも載せることができるわけですから、当初の少年法の趣旨と今の時代というのは全く合致していないという認識を持たないと、やはり被害者の方々もそうですし、加害者の方々もそうだし、被害者の方々、これは加害者の家族というのが東野圭吾さんの「手紙」にありました

が、被害者も、被害に遭つたということが認知されことによって、その被害が、周りの人に対してもやはりそういう被害を受けたということが分かつてしまふという面もあるわけですから、やはりここはもう少し、昭和二十三年の法律を今の時代に合致させながら、この限りにあらずというよう

に、丁寧に私はやるべきではないかなと思いま

す。

先ほど刑事局長が知る権利というのをずっとおっしゃつてましたけれども、憲法は公共の福祉に反しない限り許されるわけで、他方の人权を侵害しないようにしなければならないという意味では、少年Aを実名にしなければならないという

のが、本当にどれだけの法益があるんだろうかということを考えながら調整していくということも私は必要なのではないかなと思つていてます。

ところで、前回、川原刑事局長と質問しているときに混乱しているような感じがあつたので、ちょっと整理させていただくと、今回の改正の二十九条と六十二条の関係なんですが、二十条は、この十六歳が出てきたときには、罪を犯すときには十六歳以上、しかし審判時は、二十条ですよ、特定少年に至らない者。そして六十二条は、罪を犯したとき十六歳以上だけども、審判時、特定少年というように振り分けが行われたということで、最終的な整理としてはよろしいでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

○串田委員 そうしますと、これまでには二十条は特定少年も入つていただけども、この六十二条ができしたことによつて、二十条には特定少年は解釈から含まれなくなつたということによろしいです

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

現行法で特定少年という概念がないのですから、審判時十八、十九歳の少年と考えますが、現行法は、審判時十八歳、十九歳の少年も二十条の対象でございます。

これに対し、改正法におきましては、審判時十八歳、十九歳の者を特定少年として特別の章にまとめましたので、改正法におきましては、特定少年に当たる者の関係は六十二条ということになります。

○串田委員 二十条からは特定少年は外されたということになるのかなと思うんです。

刑事局長は、私が十七と十八歳の共犯の事例でお話をさせていただいたときに、十八歳が報道されてしまうと、同じ高校の場合に十七歳も推知されるのではないかと言つたときに、「これはちょっとと先ほどの推知報道に戻りますが、川原刑事局長なんですが、十七歳の者が本当に推知されるような事項であるならば、十七歳の者を基準として推知報道をさせていたい」と書いてありますよね。「その者が当該事件の本人であること」と書いてあるので、十七歳を推知させるかどうかということを、この六十一条の解釈論で、どういうふうに説明していくんですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

六十一条の条文に則して申し上げたいと思います。

六十一条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」、これは、委員がおっしゃつておられますように、十七歳の者の推知報道を念頭に置いて考

える場合には、この者は、その十七歳の者になります。で、「については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを」、「ここにあります「その者」、「当該事件

の本人」というものもまた、これも十七歳の少年

といふことになります。「を推知することができ

るような記事又は写真を」、途中略しますが、「掲

載してはならない」。こういうことになると考え

ます。

○串田委員 後半は分かるんですけど、前半は、「審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については」と書い

てあるんですけども、この「提起された者」には

十七歳は入らないですよね。この前段の「審判に

付された少年」の中に十七歳が入るという解釈を

するんですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

そのため、委員がおっしゃつておられる事例のように、十七歳の少年と十八歳の少年の共犯事件において、このような基準に照らしまして、十八歳の少年の実名報道が十七歳の少年を当該事件の本人であると推知することができるようになります。当たる場合には、その十八歳の少年の実名報道は少年法六十一条に違反するものとして禁止されることになると考えられます。

○串田委員 結論としてはそのとおりでいいと思

うことでありましたので、その十七歳の手続区分については、私の方で特段限定するということなくお答えをしたものでございます。

○串田委員 ですから、特段限定していないから

聞いてるんですね。十八歳の者を報道するこ

とによって十七歳が推知されてしまう場合に、川

原刑事局長は十七歳を基準にして禁止になるとおっしゃられるから、それは六十一条から解釈で

きるですかと質問しているんです。

今、川原局長は、最初のときの、推知された者

が十七歳という答え方をされているので、そういう

う答えでいいんですかと聞いているんです。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

委員の設例は、ちょっとこれは確認をさせてい

ただきたいんですが、十八歳の者につきましては、公判請求をされていて推知報道の禁止の解除になつている者ということでよろしくございま

すか。そうなりますと、その者につきましては、

委員の設例そのもので、六十一条の対象といふことは考えなくなりますので。

その上で、委員は、先ほど来、その十八歳の者

の名前などを報道すると十七歳を推知することになつてしまふのは問題なんぢやないだろうかといふ問題意識でお答えになつていますので……(串

田委員「そんなことは言つてないです」と呼ぶ)

要するに、その十八歳の者の実名報道が、十七歳

の者との関係で、六十一条でちゃんと禁止される

のかといふことです。

まさに、十七歳の者の推知事項がこの推知報道

の禁止の対象になるのかといふことをお尋ねでござりますので、先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますが、六十一条の家庭裁判所の審

判に付された少年又は少年のときに犯した罪によ

り公訴を提起された者というのは、今の委員の設

事例ですと十七歳の者をいいまして、その者が当該

事件の本人であることを推知することができるよ

うなときも、その者が当該事件の本人とい

うものも、これも十七歳の者を指すということでござります。

○串田委員 だんだん訳が分からなくなつてくるので。

前回の川原刑事局長とやり取りをしたときの議

事録に、十七歳の者が本当に推知されるような事

項であるならば、十七歳の者を基準として推知報

道の禁止が働くところでございますという答えを

されているので、だから、十八歳が報道されるこ

とは、これは規定としてはそだらう、そういう

ことになるんだろうと思うんですけれども、それ

によつて十七歳の者の名前を表示するなんて一言

も言つてないんですよ、推知なんですか。

十七歳が推知されることもあるんじゃないですか

かと言つたら、刑事局長自らが、その場合には、

十七歳の者を基準として推知報道の禁止が働くこ

とにござりますと言うので、それは六十一条の解

釈論からそれを導き出せるんですかと聞いてい

るんです。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

〔山田(賢)委員長代理退席、委員長着席〕

六十一條の対象といふことは、考へなくていい

といふことです。つまり、委員の設例は、十八歳の者を基準としてこれも確認させていただき

ます。つまりは問題なんぢやないだろうかといふ

ことになります。

まさに、十七歳の者の推知事項がこの推知報道

の禁止の対象になるのかといふことをお尋ねでござりますので、先ほど申し上げましたように、繰り

返しになりますが、六十一条の家庭裁判所の審

判に付された少年又は少年のときに犯した罪によ

り公訴を提起された者というのは、今の委員の設

事例ですと十七歳の者をいいまして、その者が当該

事件の本人であることを推知することができるよ

うなときも、その者が当該事件の本人とい

うものも、これも十七歳の者を指すということでござります。

○串田委員 知事項になるかどうかというのは、まさに十七歳

の実名が十七歳の推知報道になるかというこ

とでありますので、それが、十八歳の実名が十七歳の推

知事項になるかどうかというのは、まさに十七歳



を引き続きやつていきたいというふうに考えております。

○串田委員 学校が連絡を受けたときは、学校としてはどのように対応するでしょうか。

○ 蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

特定少年であるか否かにかかわらず、御指摘の公営ギャンブルや飲酒等の年齢制限に反した生徒に対してしましては、学校といたしましては、場合によりましては警察と連携しつつ、適切な指導を行ふ、これは、これまでも高等学校等に在籍している生徒に対しては行つてまいりましたけれども、今後も同様に考えてございます。

校教育法の保護者は、若干定義が違うんですけれども、例えば学校教育法の十六条の保護者は、親権者又は未成年者後見人となっているんですね。来年の民法の成年年齢が引き下げられることによって、親権者がいなくなるわけですよ。そうすると、これまでは、そういう不良行為少年に関しては、少年警察活動規則に関しては、保護者及び学校等に連絡をすると書いてあって、保護者自身が既にいなさい、そしてまた、学校等に連絡をしても、学校等にも保護者がいない。今までは、保護者に連絡をしていたのが、特定少年になると、成年ですので、親権者がいなくなりますから、保護者がいなといという意味では、十七歳と十八歳、同じ高校三年生でも扱い方が変わるのでどうか。そして、保護者ではないのに、両親といつても、何らかの自分が、何の権限によって行われることになるのか。ここら辺の法整備が行われていないことに對して、大変、私としては十分でないような気がするんですが、今後、この少年警察活動規則、これは、少年法を改正することによって、文言等も改めたりしておりますので、今後改正が必要になつたりしておりますので、今後改正が必要になつたときに、どう対応するか、その辺の法整備が行われないといふことに對して、大変、心配でござります。

てくる部分もあろうかと思います。これにつきましては、まだ今後一つかりと検討しておきたい

○串田委員　補導はすぐに起きますので、いよいよ思つております。

部分が十分にできていないところは、やはり政府

道の質問をさせていただきましたが、大正十一年だと認識をしていただいて、速やかに改正していくだかないと、保護者がいないんですよ、十八歳になると。親権者と後見人とか書いてある定義にトリミます。

第一条のうち少年法目次の改正規定中「禁止（を  
第二節 刑事事件の特例（第六十七条）  
第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）」

少年法の一部を改正する法律

第一卷中今年去第二十二卷の二第六項の女王現

第一卷のうち少半法本則第一章を加える故王規

第一項の規定を削る。  
第一条のうち少年法第四章の章名の改正規定中「禁止」を「禁止等」に改める。  
第一項のうち少年法第六十一条の見出しを削る。  
改正規定中「削る」を削り、同条中「提起された者」の下に「(次項において「少年等」という。)」を加え、「(次項において「少年等」という。)」を削る。

え  
一案にうを客觀に改め  
同条に次の二項を  
加えるに改める。  
第一条中少年法第六十二条を附則第一条とする  
改正規定の前に次のように加える。

る字句は「同表の下欄に掲げる字句」を「第二十一条第一項」とあるのは、「第六十二条第一項」に改め、同項の表を削り、同項を同条第六項」とし、第二節中同条を第六十五条とする。

2 少年等に係る事件に関する記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載に当たつては、当該少年等がした行為により害を被つた者及びその家族又は遺族の名誉又は生活の平

第一条のうち少年法本則に一章を加える改正規定  
定中第三節を削る。  
第二条及び第三条を削り、第一条の見出し及び  
条名を削る。

穏が害されることのないよう十分配慮されなければならない。

附則第三条中「第一条の規定」を「この法律」に改める。

定中第六十四条を削る。

条第一項」に、「第四十一条」を「第四十一条前段」

第一条のうち少年法本則に一章を加える改正規定中第六十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項の表第二十四条の二第一項の項、第二十五条第一項及び第二十七条の二第六項の項、第二十六条第一項及び第二項の項、第二十六条の三の項及び第二十八条の項を削り、第六十五条第四項を同条第二項とし、同条を第六十四条とする。

に改める。  
附則第四条及び第五条中「第六十七条第四項」を  
「第六十五条第四項」に改める。  
附則第六条及び第七条を削る。  
附則第八条中「罪を犯した」を削り、同条を附則  
第六条とする。

附則第九条及び第十条を削る。  
附則第十九条中少年の保護事件に係る補償に關

## 少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案

正四

**正第** 少年法等の一部を改正する法律案の一部を次の  
ようて修正する。

上卷

題名を次のように改める。

する法律第二条第一項の改正規定を削る。

附則第十九条を削る。

附則第十二条のうち国際受刑者移送法第二十二条の改正規定中「第六十一条、第六十七条第四項」に關する法律第一条の改正規定中「第一条」の下に「及び第二条第一項」を加え、附則第十二条を附則第七条とする。

附則第十二条のうち国際受刑者移送法第二十二条の改正規定中「第六十一条、第六十七条第四項」を「第六十一条第一項及び第六十五条第四項」に改め、「及び第六十八条本文」を削り、附則第十二条を附則第八条とする。

附則第十三条第二項を削り、同条を附則第九条とする。

附則第十四条を削る。

附則第十五条のうち重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律第三条第一項第二号の改正規定中「、同号ハ中「又は第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は第六十四条第一項」に改め」を削り、附則第十五条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(少年院法の一部改正)

第十一條 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の一部を次のようにより改正する。

第八十五条第三項及び第九十三条第一項中「保護者」の下に「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

附則第十六条中少年鑑別所法第十七条第一項第一号の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定及び同法第二百二十四条第二号の改正規定を削り、附則第十六条を附則第十二条とし、附則第十七条を附則第十三条とする。

附則第十八条第二項中「附則第六条に規定する者」を「十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のもの」に改め、同条を附則第十四条と



令和三年六月一日印刷

令和三年六月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F